

飯塚市文化財保存活用地域計画

飯 塚 市

目 次

序章 飯塚市文化財保存活用地域計画について	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 文化財の定義	2
3 計画期間	2
4 計画の位置付け	2
(1)文化財保存活用地域計画の概要	2
(2)飯塚市文化財保存活用地域計画の位置付け	3
(3)本計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係性	6
第1章 飯塚市の概要	7
1 自然的・地理的環境	7
(1)飯塚市の位置と面積	7
(2)地形・地質	8
(3)気候	10
(4)生態系	11
(5)景観	13
2 社会的状況	14
(1)市の変遷	14
(2)人口	15
(3)産業	17
(4)土地利用	21
(5)交通	22
3 歴史的環境	23
(1)歴史	23
第2章 飯塚市の文化財の概要	29
1 指定等文化財の概要	29
(1)指定等状況	29
(2)類型別概要	31
(3)日本遺産	36
2 未指定文化財の概要	38
3 文化財の類型ごとの概要	39
(1)有形文化財	39
(2)無形文化財	40
(3)民俗文化財	40
(4)記念物	41
(5)伝統的建造物群	41
4 文化財調査の概要	42
(1)既存の文化財調査報告	42
(2)文化財の調査の概要	46
(3)文化財の調査の課題	48
第3章 飯塚市の歴史文化の特徴	50
1 海と大陸が繋がった 石庖丁の里	50
2 人の往来とモノの動き	50

(1)大宰府官道	50
(2)長崎街道	51
(3)遠賀川	51
3 炭鉱で輝いた いいづか	52
4 獅子が舞う 里の祭り	52
第4章 関連文化財群	54
1 関連文化財群の設定	54
(1)関連文化財群設定の意義と条件	54
(2)関連文化財群	55
2 関連文化財群	56
1. 海と大陸が繋がった 石庖丁の里	56
2. 人の往来とモノの動き	60
3. 炭鉱で輝いた いいづか	64
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針	66
1 目指す将来像	66
2 基本方針	66
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題	67
第7章 文化財の保存・活用に関する方針	71
方針 1-1 文化財の現状を把握するための調査の推進	71
方針 1-2 文化財の価値の解明に向けた調査の推進	71
方針 1-3 文化財の指定・登録	71
方針 2-1 文化財の保存・活用のための体制整備	71
方針 2-2 文化財の適切な保存	71
方針 2-3 文化財の担い手の育成	72
方針 3-1 文化財に親しむことのできる整備	72
方針 3-2 文化財を活用する取組みの推進	72
第8章 文化財の保存・活用に関する措置	73
文化財の保存・活用に関する措置の体系	73
方針 1-1 文化財の現状を把握するための調査の推進	74
方針 1-2 文化財の価値の解明に向けた調査の推進	74
方針 1-3 文化財の指定・登録	74
方針 2-1 文化財の保存・活用のための体制整備	75
方針 2-2 文化財の適切な保存	75
方針 2-3 文化財の担い手の育成	76
方針 3-1 文化財に親しむことのできる整備	77
方針 3-2 文化財を活用する取組みの推進	78
第9章 関連文化財群の保存・活用に関する措置	79
1 関連文化財群の保存・活用に関する課題	79
関連文化財群(1)石庖丁の交易と小国の成立に関する課題	79
関連文化財群(2)古墳の築造と須恵器の生産に関する課題	79
関連文化財群(3)遠賀川の水運に関する課題	79
関連文化財群(4)陸上交通の発達に関する課題	79
関連文化財群(5)筑豊炭田の発展に関する課題	79

2 関連文化財群の保存・活用に関する方針	80
3 関連文化財群の保存・活用に関する措置	81
(1) 石庖丁の交易と小国の成立	81
(2) 古墳の築造と須恵器の生産	82
(3) 遠賀川の水運	83
(4) 陸上交通の発達	84
(5) 筑豊炭田の発展	85
第10章 文化財の保存・活用の推進体制	86
1 計画の推進体制	86
2 計画の進捗管理と評価の方法	87
資 料	88
飯塚市の文化財の保存・活用に関するアンケート調査	88
飯塚市の歴史・文化財を考えるワークショップのまとめ	93
飯塚市文化財保存活用地域計画作成の経緯	97

序章 飯塚市文化財保存活用地域計画について

1 計画作成の背景と目的

飯塚市は、福岡県のほぼ中央に位置し、南北に流れる遠賀川に沿って平野が広がり、東は関の山、西は三郡山地などに挟まれ、盆地を形成する豊かな自然環境を有するまちです。

古代から遠賀川に育まれた穀倉地帯であり、内陸交通の要衝として栄え、先進的な大陸文化が伝来しました。その後、江戸時代には長崎街道の宿駅として、また水陸交通の要衝として、さらに明治時代以降は日本の近代化を支えた筑豊炭田の中心都市として発展しました。

本市の文化財を概観すると、旧石器・縄文時代のヒイ田遺跡、弥生時代の立岩遺跡、古墳時代の川島古墳、古代の官道・大分廃寺、中世の明星寺、近世の長崎街道内野宿、近代の筑豊炭田遺跡群・旧伊藤家住宅などがあり、これらは、原始から近代まで、先人たちが地形などの様々な条件、資源を活かしながら文化・産業を興し、現代まで継承し、遺産として残してきたものと言えます。

本市では、立岩堀田遺跡をはじめとした遺跡などの調査の実施や飯塚市歴史資料館への資料の集約と整理を進めるほか、デジタルミュージアムを開設し、インターネットを使った市内外への文化財の公開にも取り組んできました。

また、文化財の調査に基づいて、筑豊炭田遺跡群（目尾炭坑跡）の国指定史跡、旧伊藤家住宅の国指定重要文化財、旧伊藤傳右エ門氏庭園の国指定名勝、嘉穂劇場の国登録有形文化財の指定・登録を進めることができました。そのほか、市内には未指定の文化財や獅子舞、絵馬、紙芝居などの貴重な民俗文化財も数多く残っています。

一方、少子高齢化など社会構造の変化により、地域コミュニティ活動の衰退や担い手の減少などにより、地域の文化財の継承が困難になり、その価値が認識されないまま失われつつあるという課題を抱えています。

このため、指定・未指定を問わず本市に残されている貴重な文化財を体系的に整理し、ひとつの理念の下で保存・継承を図り、さらに、飯塚市歴史資料館について、本市の文化財に関する歴史、文化、観光情報などを発信する多面的な情報拠点として充実・強化を図ることが求められています。また、市を代表する誇るべき文化財や地域における身近な文化財の保存・活用を市民協働のもとで進め、学校教育や社会教育活動、文化振興、観光振興などの多面的な分野に活用していくための指針が求められています。

以上のことから、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき福岡県文化財保護大綱と整合を図りながら、市と市民協働の取り組みによって文化財を保存し活用するために「飯塚市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

※伊藤傳右エ門・旧伊藤伝右衛門邸などの表記について、原則以下のとおり取り扱います。

- ・ 人物を表記するときは、戸籍表記を用います。
戸籍：伊藤傳右エ門
- ・ 条例上の施設を表記するときは、条例表記を用います。
施設名：旧伊藤伝右衛門邸 【旧伊藤伝右衛門邸条例（飯塚市条例第12号）】
- ・ 指定物件を表記するときは、指定名称を用います。
建造物：旧伊藤家住宅、名勝：旧伊藤傳右エ門氏庭園

2 文化財の定義

本計画の対象とする「文化財」とは、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。なお、この中には国・県・市に指定されたものだけでなく、行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれます。

また、埋蔵文化財や伝統的な保存技術についても幅広く対象とします。

さらに、6つの類型にあてはまりませんが、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき文化的所産についても文化財と同様に取り扱います。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間とします。なお、「飯塚市総合計画」の終了年度である令和8年度には、必要な見直しを行い、本計画と不整合が生じた場合や、文化財の保存・活用に関わる状況の変化が生じた場合には、適宜見直しを行います。

また、見直しに当たっては、PDCAサイクルに基づき自己評価を行い施策の実施状況などの評価・検証を行い、今後の取組みに反映させていくこととします。

見直しの結果、計画について文部科学省令で定める軽微な変更を行った場合は、当該内容について福岡県を經由して文化庁に報告を行い、下記の変更を行った場合は、計画(変更)について文化庁長官に申請を行い、認定を受けるものとします。

■文化庁長官の認定が必要な変更

- ① 計画期間の変更
- ② 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

4 計画の位置付け

(1) 文化財保存活用地域計画の概要

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づき作成する「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

本市に所在する文化財の保存・活用に関する方針や取組みを示した計画として、法第183条の3第2項各号に示す以下の事項について定めます。

■文化財保存活用地域計画の記載事項

- (第1号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- (第2号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- (第3号関係) 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- (第4号関係) 計画期間
- (第5号関係) その他文部科学省令で定める事項
 - ・文化財の保存・活用の推進体制等
 - ・関連文化財群に関する事項
 - ・文化財保存活用区域に関する事項
 - ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容 等

資料：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（令和3年6月、文化庁）

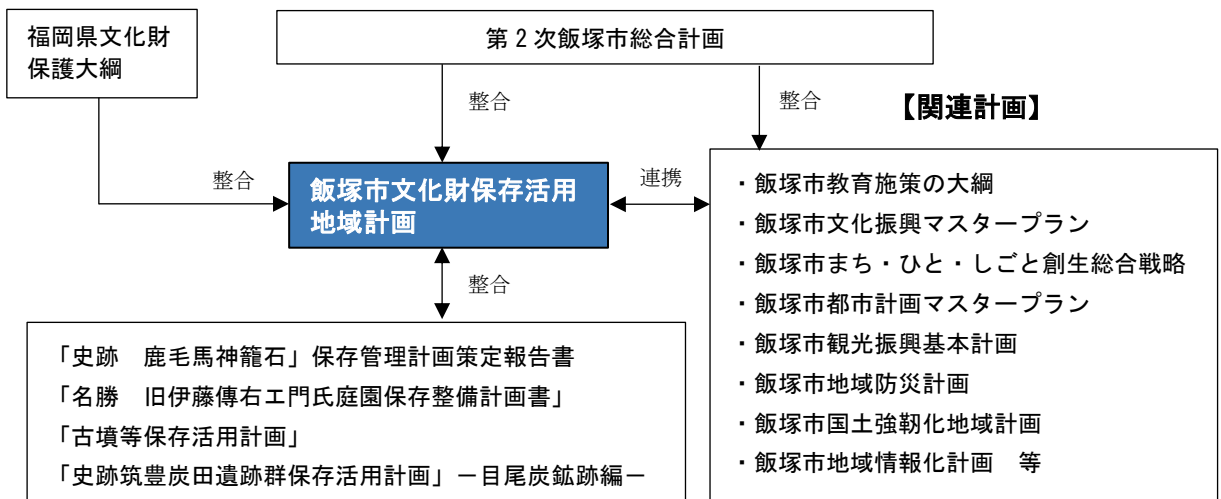
(2) 飯塚市文化財保存活用地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法及び「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を踏まえて作成します。また、「福岡県文化財保護大綱」を勘案の上、本市のまちづくりにおける最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」に整合させ、「史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画」などの文化財に係る個別計画の上位計画として作成します。

併せて、本市の歴史文化の保存及び活用に関する政策、並びに教育・文化、土地利用・基盤整備、産業・観光、環境・防災など様々な分野に係る個別計画及び施策などとの整合、連携、調整を図ります。

■計画の位置付け

【上位計画】



1) 福岡県文化財保護大綱

(令和3年3月策定)

文化財保護法第183条の2第1項に基づく、福岡県における文化財の保護を推進するための大綱です。

福岡県の文化財保護の理念として、価値の共有（文化財の価値を認識し大切にしてい
く思いを共有する）、未来への継承（文化財の保存・活用を推進し、未来へ継承する）、
地域との連携（地域との連携による地域主体の文化財保護を推進する）の3つを定め、
文化財保護に関する基本方針や文化財の防災・防犯対策、文化財保護の推進体制などを
定めています。

2) 上位計画

① 第2次飯塚市総合計画

(平成28年12月策定、計画期間：平成29年度～令和8年度)

飯塚市の最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」は、飯塚市が目指すべき都市の
目標像「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～ 共に創り 未
来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか ～」を掲げています。

また、都市の目標像を実現するために、7つの政策分野別に施策の方針を定め、「教
育・文化」の分野では、施策として「歴史的・文化的遺産の保護と活用」を掲げ、「①
文化財の保存・整備・活用」の取組みとして「貴重な文化財については詳細調査を行い、
価値の高いもの、まちづくりに活用できるものを指定文化財、登録文化財として保存・
整備・活用に努める」としています。

3) 関連計画

① 第2次飯塚市教育施策の大綱

(平成30年3月策定、計画期間：平成30年度～令和4年度)

基本理念を「未来志向のひとづくりのために」と定め、4つの基本目標のうち、基
本目標3「個性豊かな 新しい文化の創造」を定めています。基本施策としては、「②
文化財保護の普及啓発」において文化財保護活動の充実や情報提供など、「③ 文
化財の保存・継承・活用」において文化財の保存・整備・活用などを取組むこととし
ています。

② 飯塚市文化振興マスタープラン

(平成29年3月策定、計画期間：平成29年度～令和8年度)

理念を「個性豊かな新しい文化の創造」と定め、「やさしさと豊かな心が育つまち」
を目標として、5つの文化施策の柱のひとつに「文化の見えるまちづくり」を定めてい
ます。施策としては、「ア. 文化財を未来に伝えます」「イ. 文化財に親しむ機運を高
めます」「ウ. 文化財を市民の暮らしに活かします」を設定しています。

③ 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和2年3月策定、計画期間：令和2年度～令和6年度)

3つの基本目標を掲げ、そのひとつである「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」

において、基本施策に「次代を牽引する地域づくりの推進」を設定しています。具体的には、旧伊藤家住宅、嘉徳劇場などの地域資源を戦略的に活用する観光・文化振興による交流人口の増加を目指し、観光入込客数の目標値を169万人としています。

④ 飯塚市都市計画マスタープラン

(令和4年2月改訂、計画期間：令和4年度～令和13年度)

まちづくりの理念を「健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり」と定め、3つのまちづくりの基本目標のひとつに「基本目標3 住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち」を設定し、旧伊藤家住宅（旧伊藤伝右衛門邸）や嘉徳劇場、長崎街道など、本市固有の観光資源を活用し、観光の振興を図り、魅力あるまちを目指すとしています。また、将来都市構造の中で、旧伊藤家住宅の他に、鹿毛馬神籠石などの史跡や嘉徳劇場などの歴史的建造物を「歴史観光拠点」に位置付け、歴史的環境の維持・保全を図りながら、多様な地域資源をつなぐ域内周遊ルートの整備や、歴史・文化学習や憩いの場としての環境整備に努めることとしています。

⑤ 第2次飯塚市観光振興基本計画

(平成30年3月策定、計画期間：平成30年度～令和9年度)

「人と想い『つなぐ つなげる つながる』いづか」を観光のキーワードに、6つの基本方針を定めています。基本方針2では、「既存資源の活用・観光資源の発掘」を定め、本市観光の中心・起点となる旧伊藤伝右衛門邸や嘉徳劇場などから観光客の周遊を促進することとしています。

また、基本方針5では、「広域連携の推進」を定め、近代化産業遺産などのテーマによる他自治体との連携を図ることとしています。

⑥ 飯塚市地域防災計画

(最終改正：令和4年6月)

計画の理念を「安全で安心して暮らせるまちづくり」と設定し、4つの基本目標をかかげ、そのひとつの災害予防計画の「災害に強いまちづくり」において、「文化財災害予防対策の推進」を位置付け、①文化財保護思想の普及・啓発、②火災予防体制の強化、③防火施設等の整備推進、④文化財の破損防止及び点検整備を定めています。

また、風水害応急対策計画の「文教対策」において、災害により文化財に被害が発生したときの文化財所有者や教育総務班の役割として被害状況の調査や報告などを定めています。

⑦ 飯塚市国土強靱化地域計画

(令和4年3月策定、計画期間：令和4年度～令和8年度)

計画の理念を「自然災害に対して市民の生命や財産を守り、地域・経済社会の致命的な被害を回避し、迅速な復旧に資するため」と設定し、リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針において、「社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件整備」を位置付け、①利用者等の安全確保 ②展示物・収蔵物被害の最小化 ③展示方法・収蔵方法等の点検 ④施設の耐震化 ⑤風水害や火災への対策、防火設備の整備等の推進 ⑥文化財の被害に備えた修復する技術の伝承の推進を図ることとしています。

⑧ 飯塚市地域情報化計画

(令和3年3月改訂、計画期間：平成30年度～令和8年度)





本市が取組む情報化の基本方針を定め、施策をとりまとめたもので、「基本目標 4-2 ICTを活用した生涯学習やスポーツ、歴史、文化の振興」の中で、「【中期】個別施策 4-2-1 ICTによる歴史的・文化的遺産の活用推進」を設定し、ICTを活用し、市内外に文化財などの情報を発信するとともに、市内に点在する文化資源との連携を図り、市民共有の財産である文化財などについて、教育や観光などへの活用を推進するとしています。

(3) 本計画と SDGs (持続可能な開発目標) との関係性

SDGs は、平成 27 年 (2015) の国連サミットで採択された「持続的な開発目標のための 2030 アジェンダ」に記載された世界共通の目標であり、令和 12 年 (2030) を区切りとする 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) が定められています。

飯塚市においては「第 2 次飯塚市総合計画」に掲げる各施策を推進していくことで、SDGs の目標達成にも繋がり、その考え方を取り入れた社会の実現を目指すまちづくりを進めています。また、本計画に取組むことにより、下表に示す SDGs の目標を達成し、限りある文化資源を守るとともに、それらの活用による教育活動や産業活動などを多様な主体の連携により実施することで、持続可能でよりよい世界の構築を目指していきます。

■本計画と SDGs との関係性

目標 (Goal)	目標の内容	関連事項
	目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	文化財の保存・活用の措置における文化財の展示公開、講演会・講座、学習教材作成などが、目標の達成に資すると言えます。
	目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	文化財の保存・活用の措置における文化財周辺の歴史的・文化的環境を観光資源などとして活用することが、目標の達成に資すると言えます。
	目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	文化財の保存・活用の措置における文化財周辺の歴史的・文化的環境の保全などが、目標の達成に資すると言えます。
	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	文化財の保存・活用の措置における市と地域、関係団体などとの連携が、目標の達成に資すると言えます。

第1章 飯塚市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 飯塚市の位置と面積

平成18年(2006)に飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・顛田町が合併し、新しい「飯塚市」が誕生しました。飯塚市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北側は宮若市、直方市、小竹町、東側は田川市、福智町、糸田町、南側は嘉麻市、桂川町、筑前町、西側は筑紫野市、宇美町、須恵町、篠栗町と接しています。また、政令指定都市である福岡市と北九州市の中心部とは約30km前後の距離にあります。

市域面積は213.96km²で、福岡県内60市町村のうち7番目の面積を有しています。



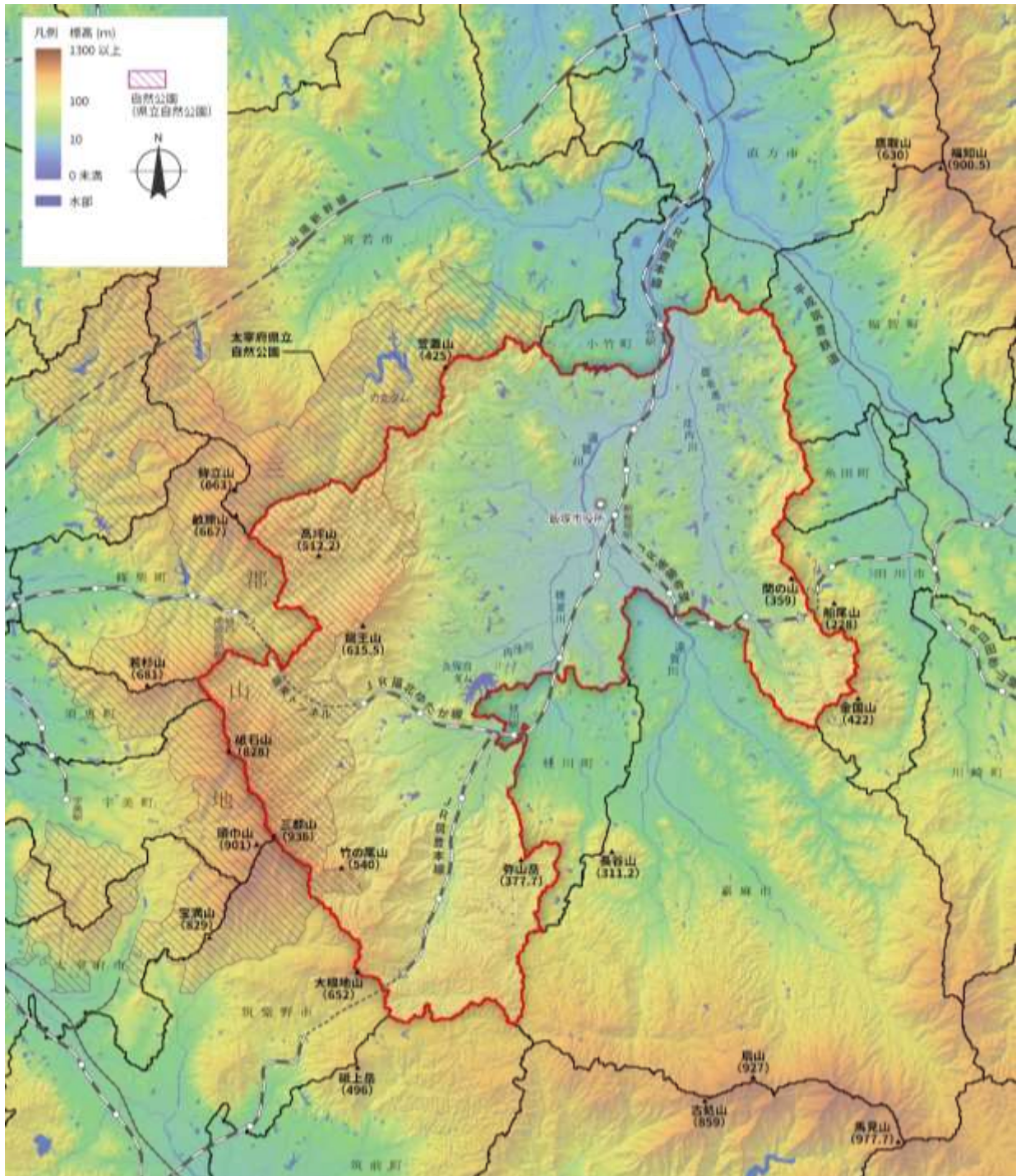
▲ 飯塚市内の位置

(2) 地形・地質

1) 地形

市域中央部を一級河川の遠賀川が流れ、遠賀川流域平野として南北に開かれています。流域の大部分が標高 100m以下の土地となっており、低平地や丘陵地などを中心に構成され、低標高・小起伏の地形を有しています。一方で、北西部から西部～南西部にかけては、三郡山(936m)、砥石山(828m)など400～900m級の山々が連なっており、三郡山地と呼ばれる山地を形成しています。東部には関の山(359m)など200～300m級の山々が小さな山地を形成し、山地に囲まれた豊かな自然地が残されています。

また、市域西部が含まれる三郡山地の中央部一帯に太宰府県立自然公園が指定されています。



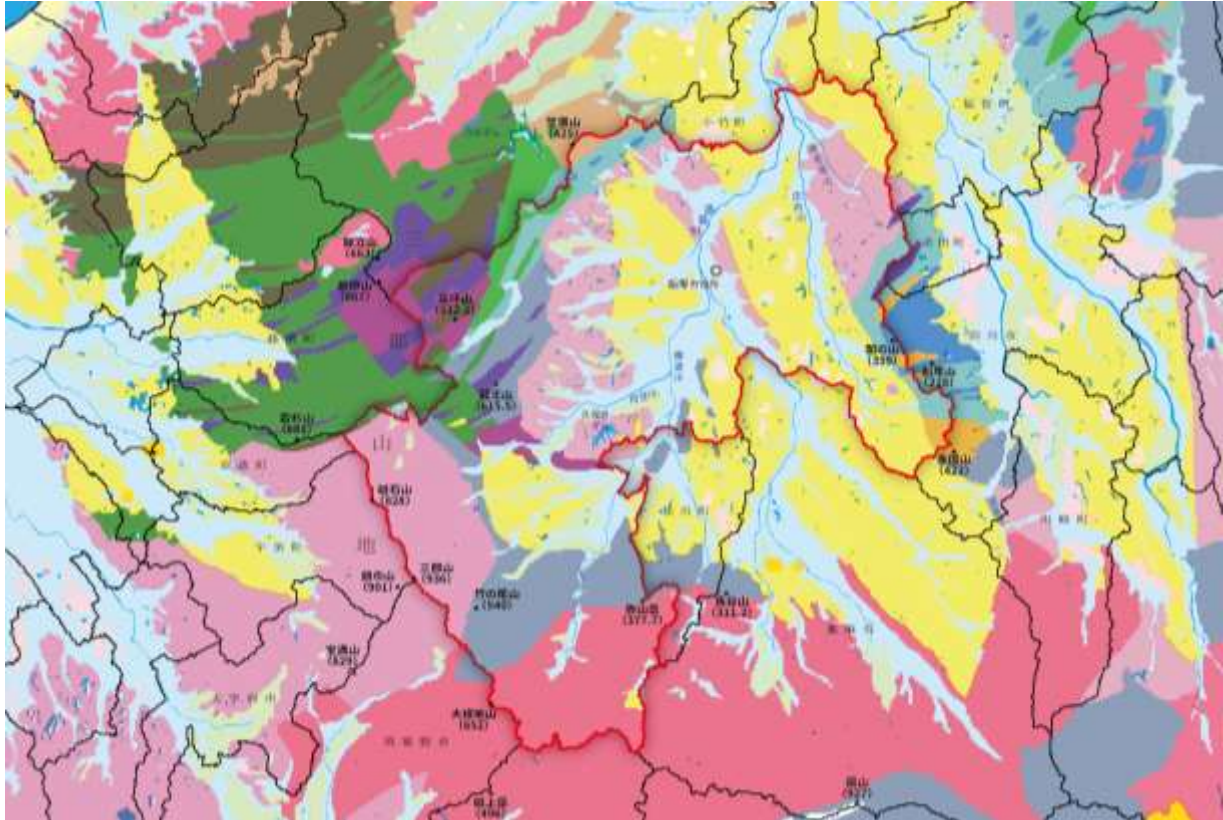
「国土地理院標高地形図」に加筆

▲ 飯塚市付近の地形

2) 地質

飯塚市には、石炭層を挟む古第三紀層が広く発達し、かつての石炭産業を支えていました。市域の中央部は、砂岩及び泥岩などの堆積岩が多く分布しており、花崗岩などの火成岩地質は市域縁辺の山地において分布しています。

土壌は河川周辺をはじめとして灰色低地土壌が多く分布し、低平地は概ね農業生産などに適した地質となっています。西部の丘陵地は主に褐色森林土壌が中心となっています。



「産総研地質調査総合センター、20万分の1日本シームレス地質図」に加筆

新生代	第四紀	完新世後期	堆積岩/盛土等	5000年前～
		完新世	堆積岩/谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物	1万1700年前～
	新第三紀	更新世後期	堆積岩/段丘堆積物	12万6000年前～1万1700年前
		中新世後期-鮮新世	火成岩/デイサイト・流紋岩	724万年前～360万年前
古第三紀	始新世-中後期	火成岩/安山岩・玄武岩質安山岩	4780万年前～3390万年前	
中生代	白堊紀	火成岩/安山岩・玄武岩質安山岩	1億4500万年前～6600万年前	
		火成岩/花崗閃緑岩・トータル岩		
		火成岩/花崗岩		
		堆積岩/礫岩		
	三疊紀中期(前)-ジュラ紀後期(中)	堆積岩/砂岩・泥岩	2億5217万年前～1億5730万年前	
泥質片岩				
古生代	デボン紀前期-ペルム紀後期	苦鉄質片岩	4億1920万年前～2億5217万年前	
		泥岩		
		チャート		
		石灰岩		
		玄武岩		
	オルドビス紀-シルル紀	蛇紋岩	4億8540万年前～4億4380万年前	
		泥質片岩		
		苦鉄質片岩		
		火成岩/斑れい岩		

▲ 飯塚市の地質

第1章 飯塚市の概要

1 自然的・地理的環境

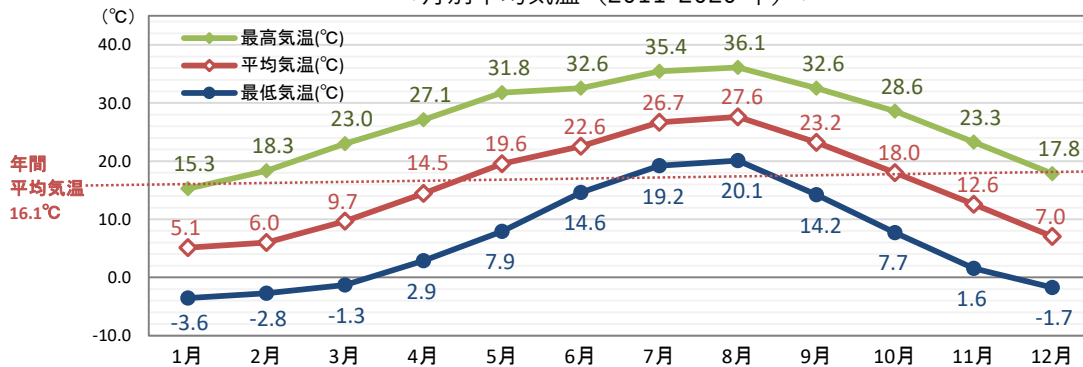
(3) 気候

山に囲まれた盆地を形成しているため、夏冬ともに昼夜の気温差が著しい内陸性気候といわれる気候の地域です。気温に差があるため、一般に天気は変わりやすく、秋～冬期では放射冷却が激しいことから、霧の発生が多いことが特徴です。

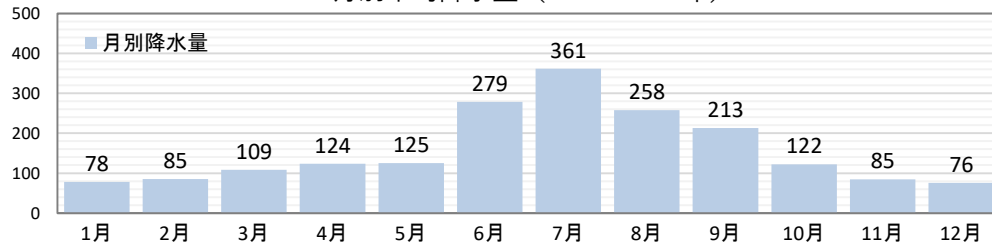
天候は晴れた日よりも曇天の日がわずかに多く、冬は大陸性高気圧の影響による北西風が吹き、山間部においては積雪も多くみられます。

近年は、平成15年(2003)、21年(2009)、22年(2010)、30年(2018)の7月に梅雨前線による局地的な集中豪雨が発生し、家屋の浸水や土砂災害などの被害が発生しています。

<月別平均気温(2011-2020年)>



<月別平均降水量(2011-2020年)>



<気象観測データ(2011-2020年)>

年	気温(°C)			相対湿度(%)		風(m/s)			降水量(mm)			
	平均	最高	最低	平均	最小	平均風速	最大風速(風向)	最大瞬間風速(風向)	年間(月間)	最大日量		
2011/H23	15.5	34.7	-4.1	72	7	2.1	11.9北	21.4北	1858.0	86.5		
2012/H24	15.3	35.9	-3.8	72	12	2.0	13.3西	24.3西南西	1851.5	139.5		
2013/H25	16.1	37.6	-3.7	72	13	2.1	12.3北	22.6南南東	2002.5	215.0		
2014/H26	15.6	35.7	-3.2	77	15	2.0	12.7北	21.5北	1933.0	133.0		
2015/H27	16.0	37.0	-3.1	79	9	2.0	12.6南南西	31.4東	1940.0	95.5		
2016/H28	16.7	36.8	-5.1	80	17	1.9	12.5西北西	23.2南南西	2520.0	151.5		
2017/H29	16.1	36	-4.3	75	10	2.1	12.0北	22.0北	1561.5	109.0		
2018/H30	16.2	36.8	-4.7	77	13	2.0	12.7南南西	25.3南南東	1794.0	338.0		
2019/R1	16.5	35.8	-2.7	77	13	1.9	12.4南南西	25.9南南西	1629.0	118.5		
2020/R2	16.5	38.3	-2.3	77	15	2.0	13.4南南東	25.0南南西	2059.0	142.0		
1月	7.8	18.6	-1.3	81	37	1.8	9.1西	18.9西	143.0	30.5		
2月	7.9	20.3	-2.3	75	28	2.0	10.0西	19.5西	94.0	26.5		
3月	11	22.3	-1.4	72	23	2.3	10.9西	20.6西	132.5	42.0		
4月	12.8	26	2.3	65	17	2.5	8.9西	19.3北	109.5	31.0		
5月	19.6	29.5	9.8	74	15	1.9	8.2西	15.9西	177.0	61.0		
6月	24.2	33.3	16.1	80	29	2.2	7.4南南西	15.7南	327.5	89.5		
7月	24.7	33.8	17.5	88	52	2.0	7.6南南西	15.9南	663.0	142.0		
8月	29.1	38.3	22.5	76	33	2.1	7.4南南東	14.8南南東	51.0	20.0		
9月	23.2	33.6	12.6	81	32	2.1	13.4南南東	25.0南南西	242.5	84.5		
10月	17.7	28.4	7.2	76	29	1.7	6.6北	13.7東南東	58.0	42.0		
11月	13.1	25.9	3.4	78	27	1.5	7.7南南東	15.0南南東	22.0	15.0		
12月	6.3	16.6	-1.8	73	37	1.8	11.1西北西	18.8西北西	39.0	12.0		
2011-2020(10年間平均)	16.1	36.5	-3.7	75.8	12.4	2.01	12.58	-	24.3	-	1914.9	152.9

資料：気象庁(飯塚特別地域気象観測所)データ

(4) 生態系

1) 植生

飯塚市の植生は、「植林地、耕作地植生」が市域の約6割を占めており、市域縁辺の山地では「ヤブツバキクラス（常緑広葉樹林）域代償植生」が分布しています。市街地や造成地などの「その他」は、遠賀川流域にまとまって形成しています。

【植生について】

◆植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

ブナクラス域…日本の落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高1,500～1,600mから600～700mの間に発達し、九州の霧島で700mから1,000mとなる。

ヤブツバキクラス域…日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

◆自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林など）であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生（主として自然草原）については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。

※生物多様性センター（環境省自然環境局）HPより

2) 植生自然度

植生自然度とは、土地の自然性がどの程度形成されているかを示すひとつの指標で、環境省の「自然環境保全基礎調査」において、日本の植生を10の類型に区分しています。

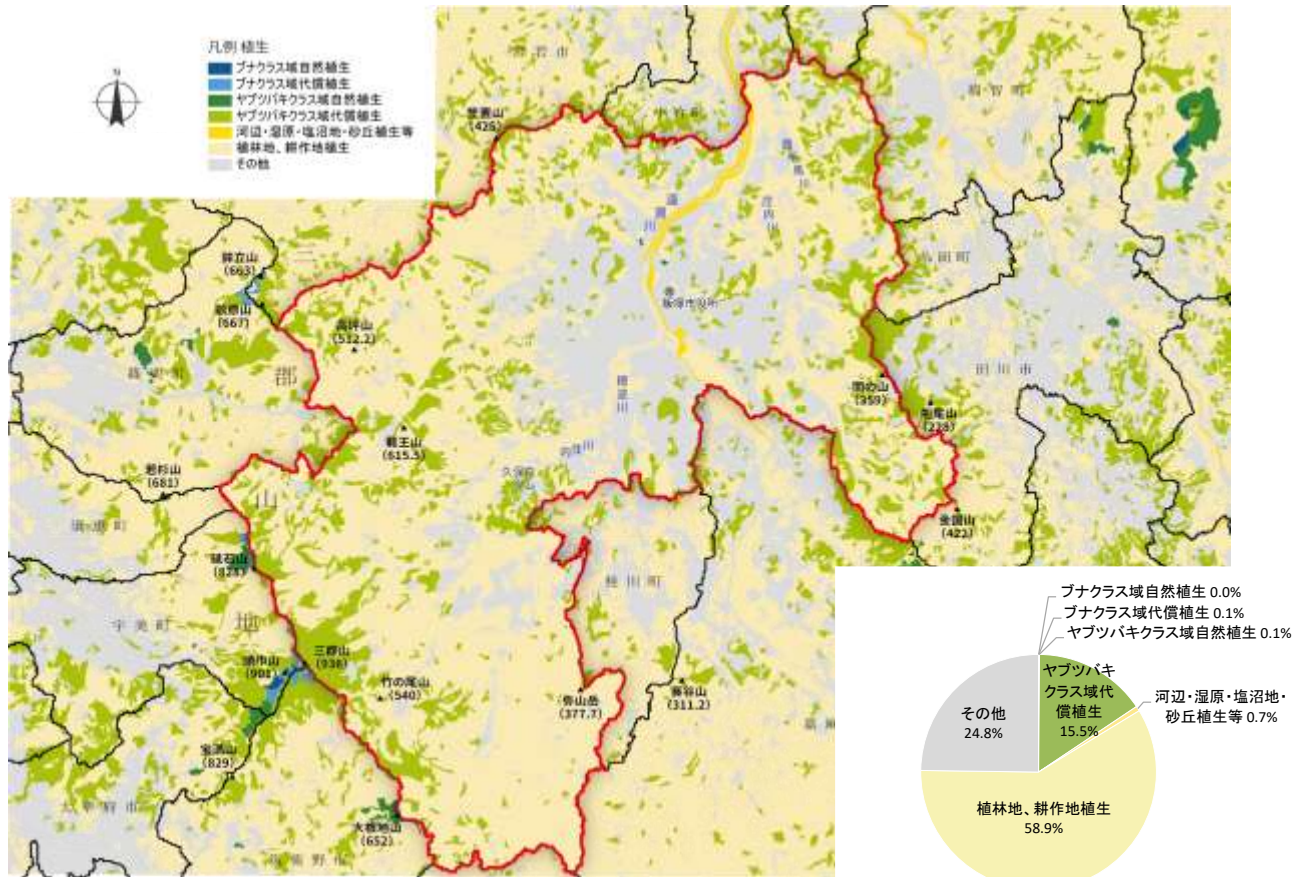
飯塚市では、遠賀川流域において植生自然度1～3の市街地及び農耕地が広がり、市域縁辺の山地では主に植生自然度6の植林地が分布しています。一部、三郡山山頂付近などで植生自然度8の二次林（自然に近いもの）が分布していますが、植生自然度9、10の自然植生は市域全体の1.0%未満となっています。

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等：植生がほとんど存在しない地区
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地：水田、畑地等の耕作地、緑の多い住宅地
3	農耕地（樹園地）：果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原）：シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
5	二次草原（背の高い草原）：ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
6	植林地：常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林：クリ-ミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
8	二次林（自然に近いもの）：ブナ-ミズナラ群集、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
9	自然林：エゾマツ-トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
10	自然草原：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区

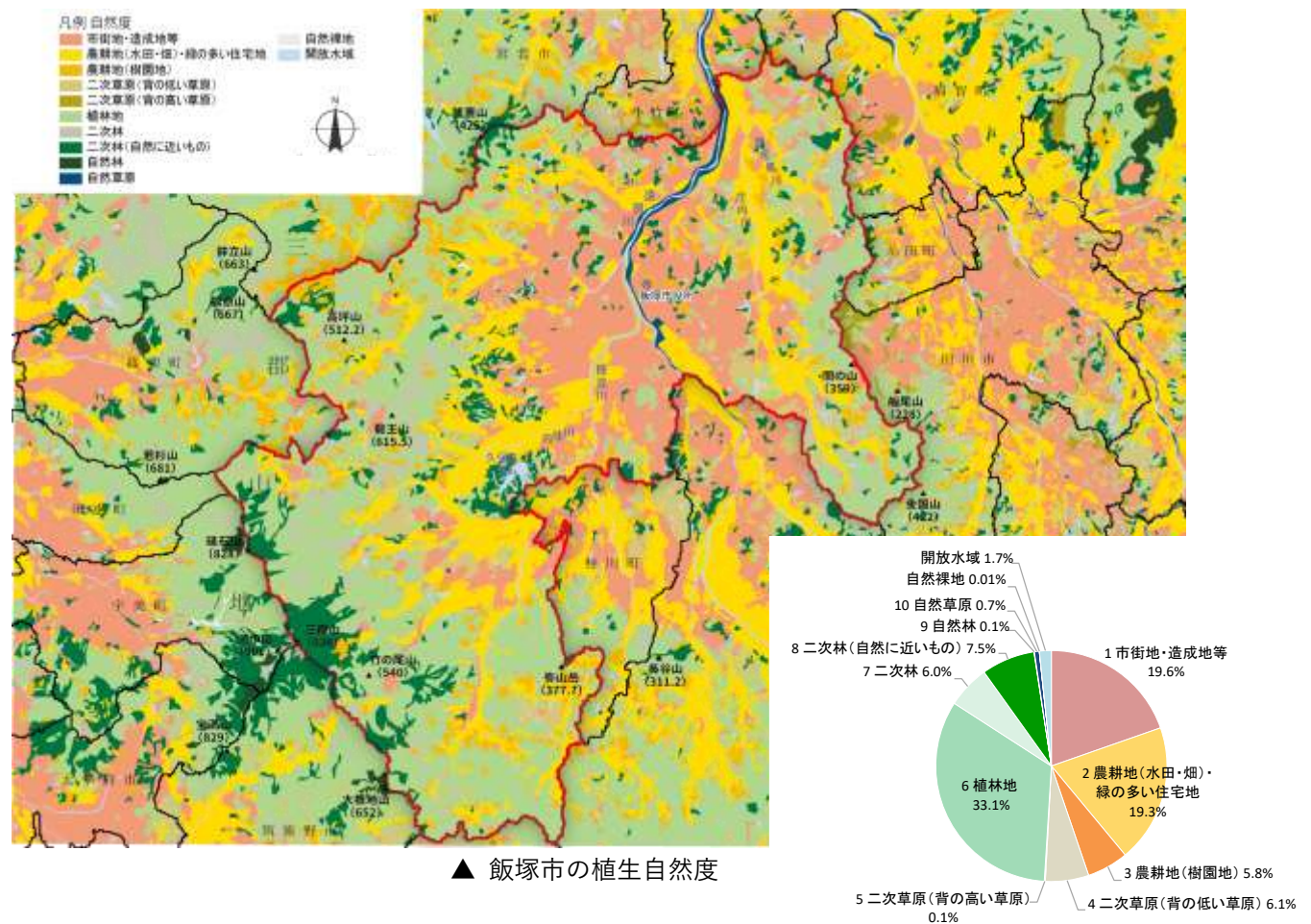
※植生自然度の区分は「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」に基づく

第1章 飯塚市の概要

1 自然的・地理的環境



▲ 飯塚市の植生



▲ 飯塚市の植生自然度

「植生調査 (1/2.5万縮尺) 調査回数第6-7回 (現存植生)」 (自然環境調査 Web-GIS、環境省自然環境局) を基に作成

(5) 景観

飯塚市の景観は、三郡山地をはじめとする山に囲まれた豊かな自然と、中心部を流れる遠賀川流域の水辺景観などの自然的景観、長崎街道や市内各所に存在する古墳や寺社、炭鉱時代を伝える産業遺構などの歴史的景観から形成されています。



▲ 飯塚市市街地と河川敷

① 自然的景観



▲ 八木山展望公園からの眺望



▲ 八木山溪流公園の清流



▲ 田園風景



▲ 飯塚緑道



▲ 勝盛公園



▲ 久保白ダム

② 歴史的景観



▲ 大分八幡宮



▲ 曩祖八幡宮



▲ 旧松喜醤油屋



▲ 長崎街道内野宿



▲ 長崎街道冷水峠



▲ 忠隈のボタ山

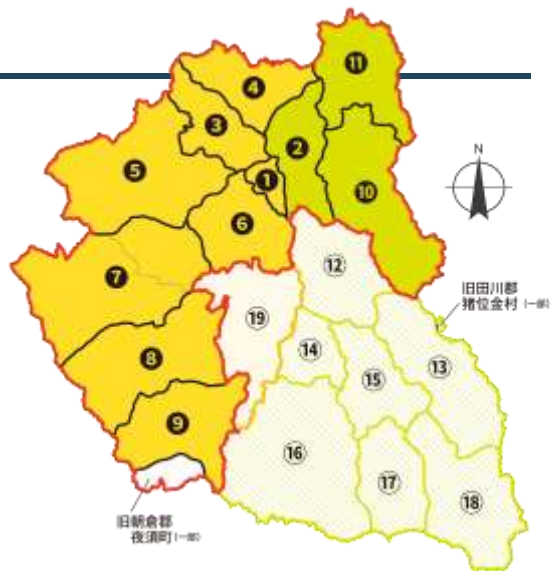
2 社会的状況

(1) 市の変遷

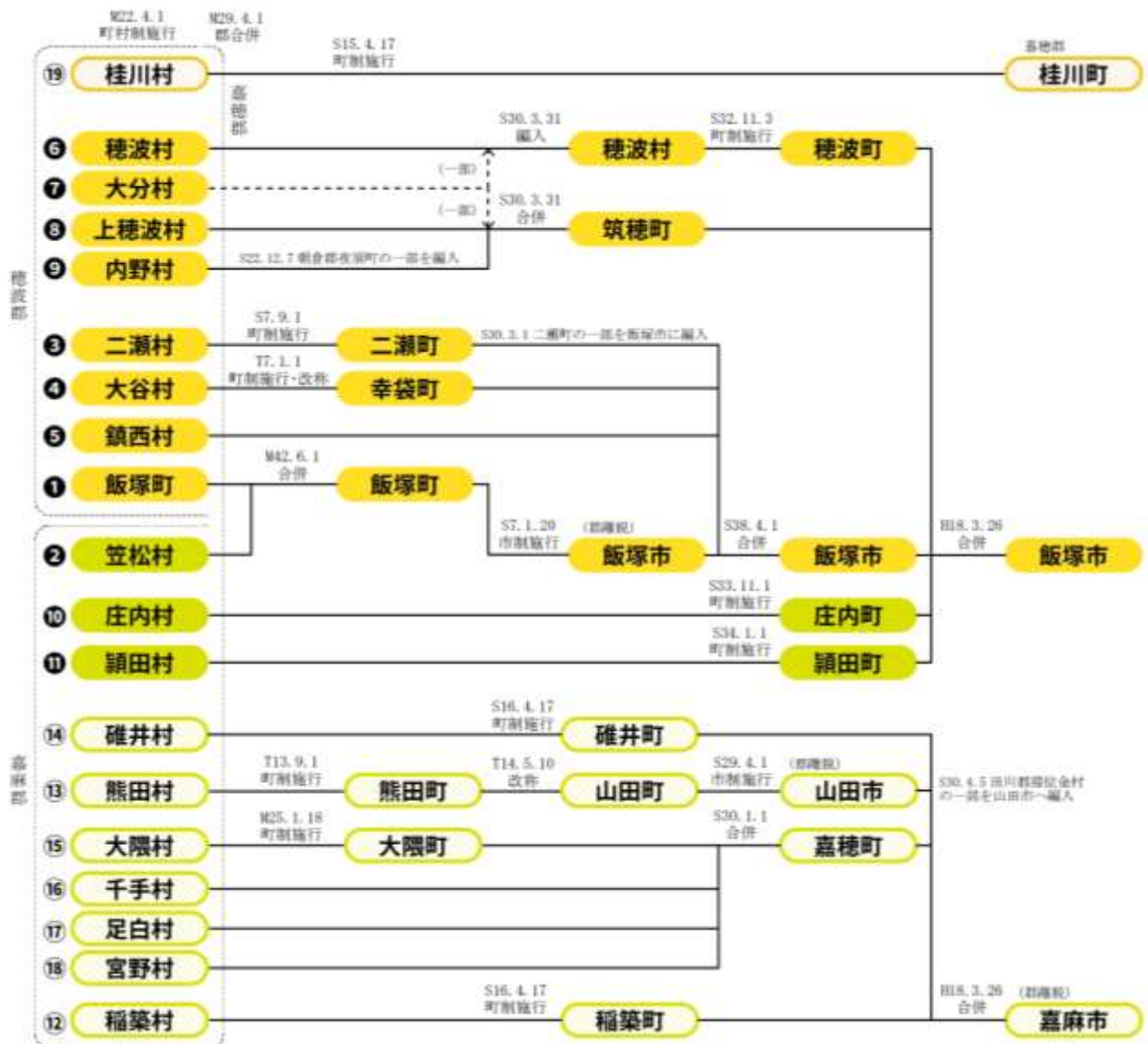
飯塚市は、明治22年(1889)4月1日の町村制の施行と同時に旧徳前村、旧菰田村と合併し、飯塚町として発足しました。その後、明治42年(1909)6月1日に笠松村と合併し町勢の進展を図りました。

昭和7年(1932)1月20日には市制施行より飯塚町が飯塚市となり、さらに昭和38年(1963)4月1日に二瀬町、幸袋町及び鎮西村の隣接3町村と合併し、市域の拡大が行われました。

そして、平成18年(2006)3月26日の平成の大合併で穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町と合併し、現市域となる飯塚市が誕生しました。



▲ 嘉穂郡の旧町村



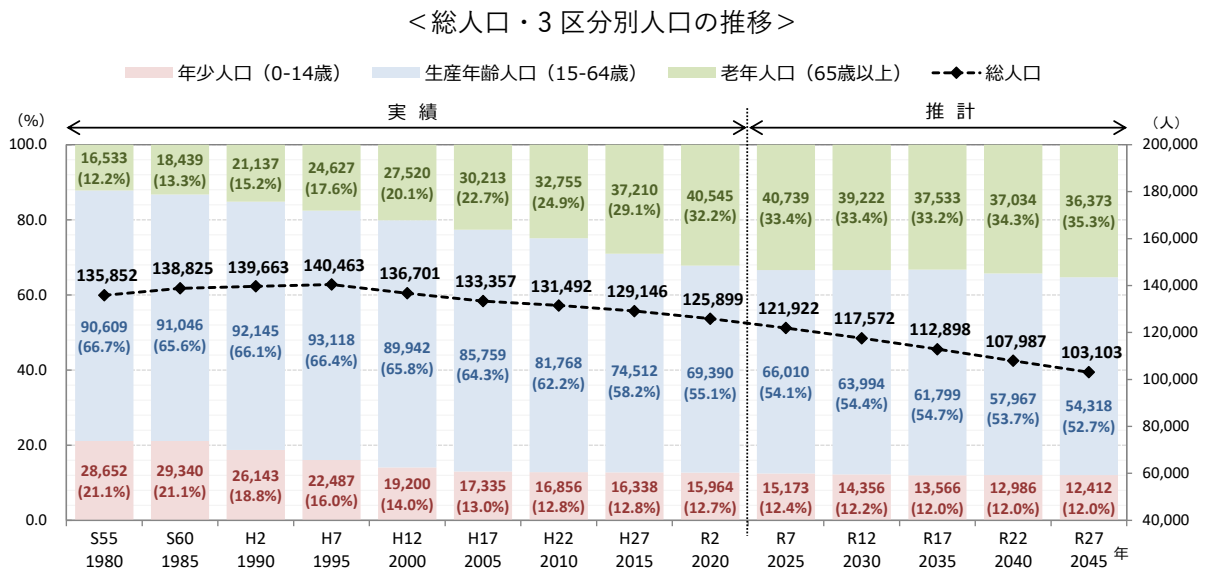
▲ 嘉穂郡の市町変遷

(2) 人口

1) 人口の推移

飯塚市の総人口は、平成7年（1995）の140,463人をピークに減少傾向にあり、令和2年（2020）の国勢調査では125,899人まで減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計による令和7年（2025）以降も減少を続け、令和27年（2045）には103,103人まで減少するとされています。

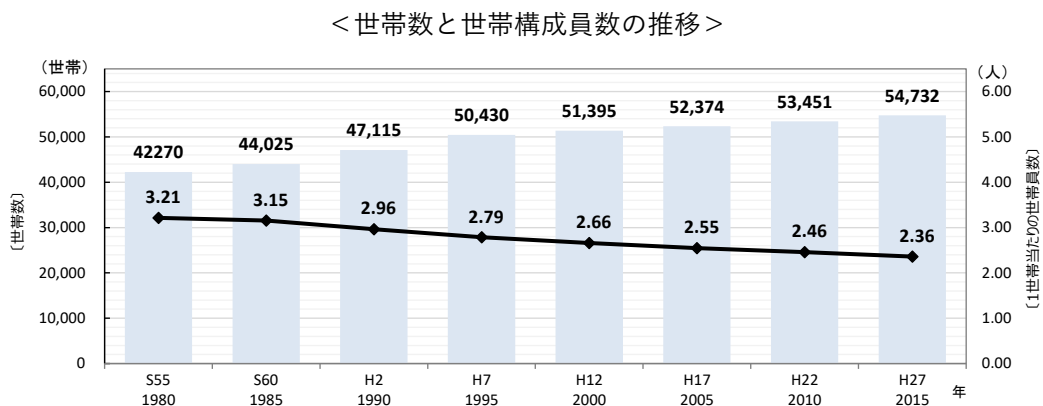
年齢3区分別の人口の推移をみると、将来的にも少子高齢化の傾向にあり、令和27年（2045）には高齢化率が35.3%に達すると見込まれています。



資料：2020年までは国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（H30年公表）

2) 世帯数の推移

人口減少が続いている一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの世帯構成員は昭和55年（1980）の3.21人から平成27年（2015）の2.36人となっており、35年間で大きく減少しています。



資料：国勢調査

3) 人口動態

① 自然動態

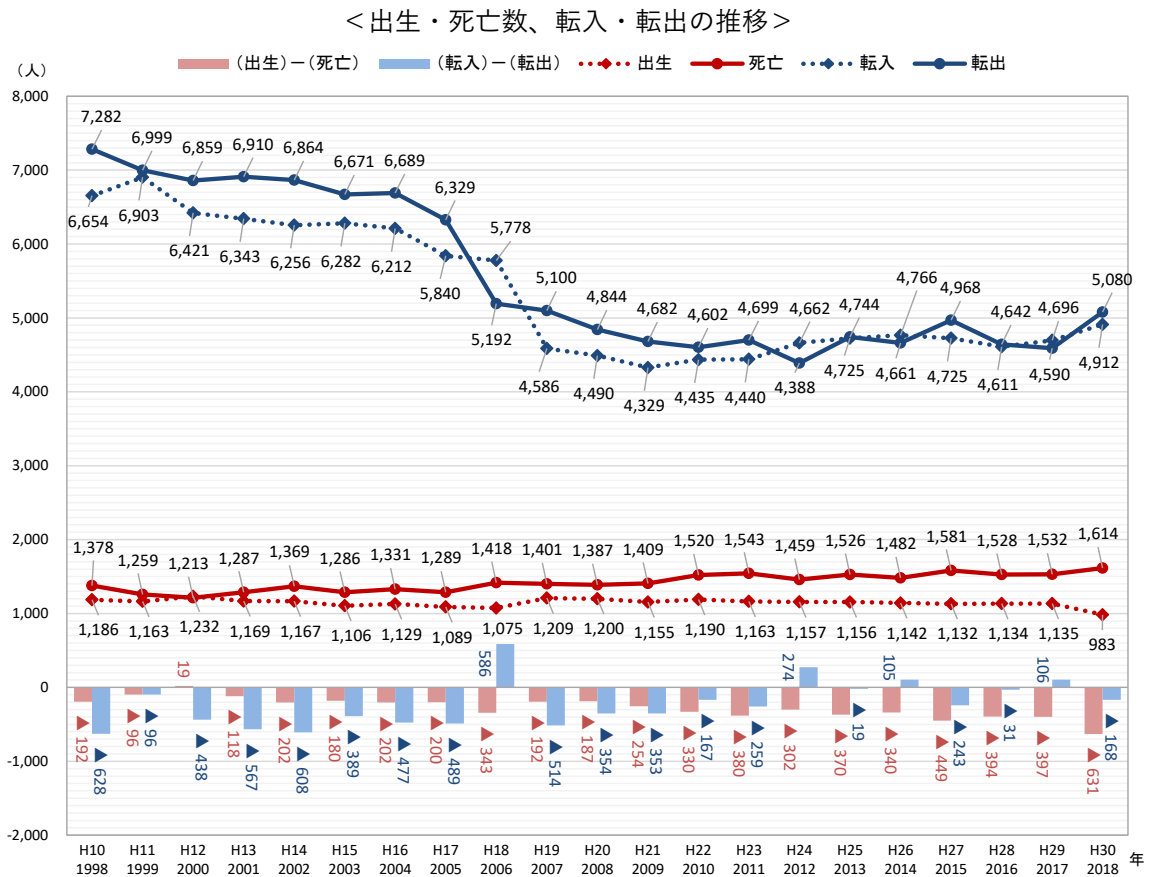
出生数は近年 1,100 人程度で推移していたところ、平成 30 年（2018）で 983 人となり、1,000 人を下回っています。一方で、死亡数は近年 1,500 人前後で推移していたところ、平成 30 年（2018）では 1,614 人となり、1,600 人を上回っています。

自然増減は、平成 13 年（2001）以降は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

② 社会動態

転入数は減少傾向から近年は横ばいとなり、平成 24 年（2012）以降は増加に転じています。また、転出数も減少傾向が続いていましたが、平成 25 年（2013）は増加に転じています。

社会増減は、転出数が転入数を上回る社会減が続いていましたが、平成 24 年（2012）、平成 26 年（2014）、及び平成 29 年（2017）は社会増に転じるなど、単発的に社会増になる年もみられます。



資料：1995～2006年「住民基本台帳に基づく、人口動態及び世帯数に関する調査」（総務省）
 2007～2014年「住民基本台帳」（飯塚市）
 2015～2018年「移動調査第6表」（福岡県）

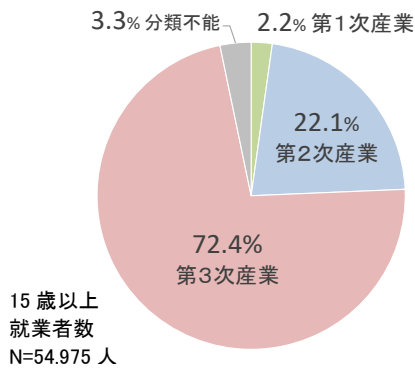
(3) 産業

1) 就業人口

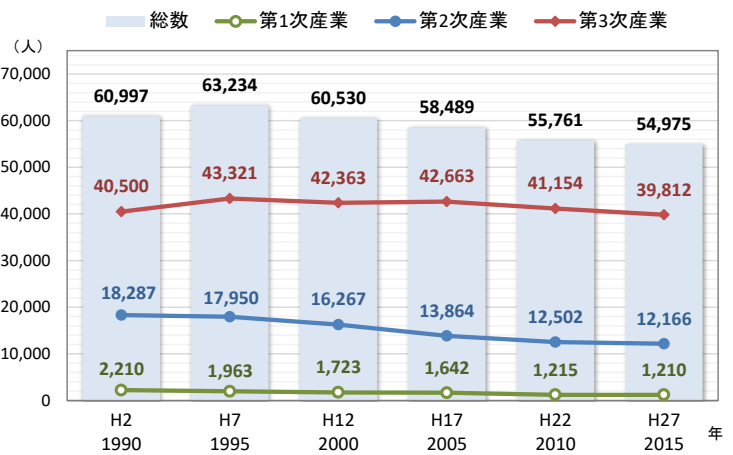
飯塚市の15歳以上の就業者数は近年減少傾向にあります。産業分類別にみると、卸売業・小売業や医療・福祉、サービス業を主体とした第3次産業が約7割を占めており、過去25年の就業人口はほぼ横ばいで推移しています。一方で、工業を中心とする第2次産業と、農業を中心とする第1次産業の従業者数は減少傾向となっています。過去25年で、第2次産業が約3分の2、第1次産業が約2分の1にまで減少しています。

産業別の就業者数をみると、第3次産業の医療、福祉の従業者数が最も多く、次いで卸売業・小売業、第2次産業の製造業と続いています。

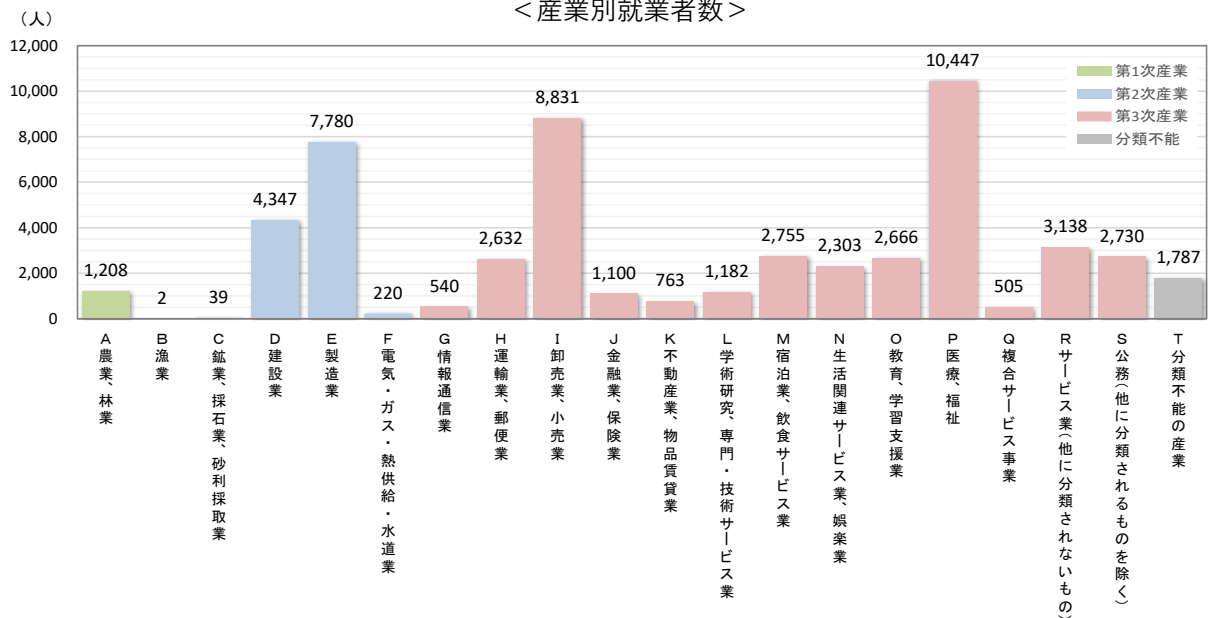
<産業分類別就業者の割合 (H27)>



<産業分類別就業人口の推移>



<産業別就業者数>



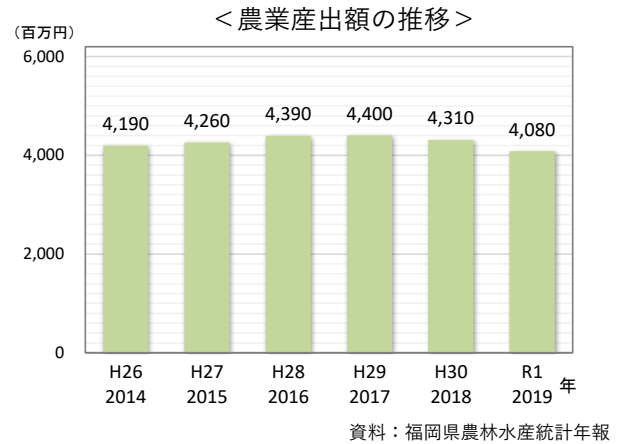
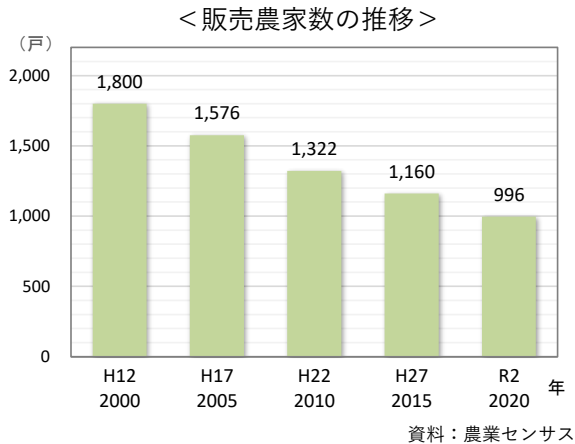
資料：国勢調査

第1章 飯塚市の概要

2 社会的状況

2) 農業

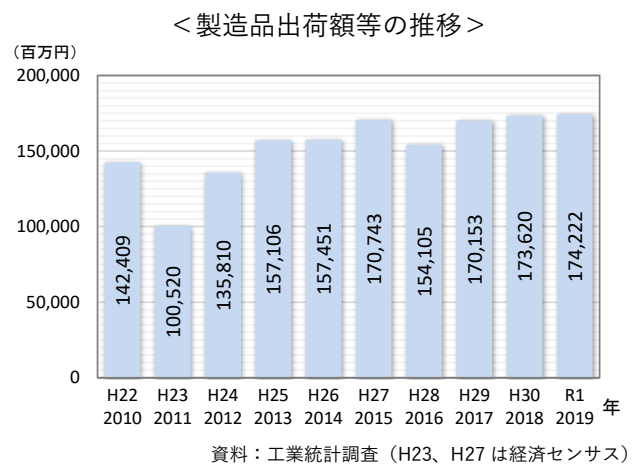
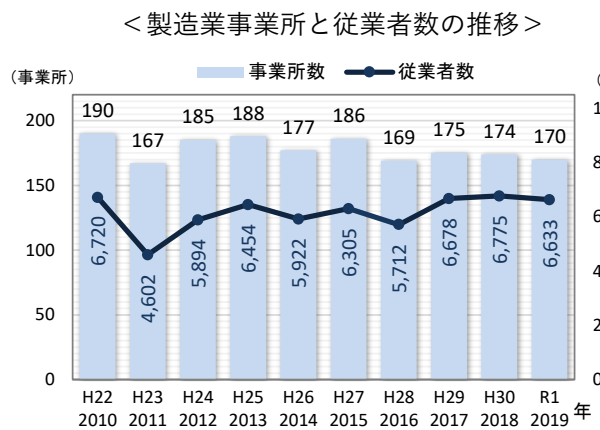
農業については、農家数は減少しており過去20年間で約2分の1にまで減少しています。農業産出額は、近年は横ばい傾向にあります。本市は古くから良質米の産地であり、「夢つくし」を中心に作付けが行われています。また、酪農、肥育、黒毛和種の繁殖、養豚、養鶏など多様な畜産経営があり、地域牛肉ブランド「筑穂牛」があります。



3) 工業

工業については、事業所数、従業者数ともに近年横ばい傾向で推移しています。製造品出荷額などは、過去3年連続で増加しています。

また、日本遺産に認定された菓子を製造する企業やアイガモ農法米を利用した日本酒の醸造元、筑豊の味を長く守る醤油製造工場があります。

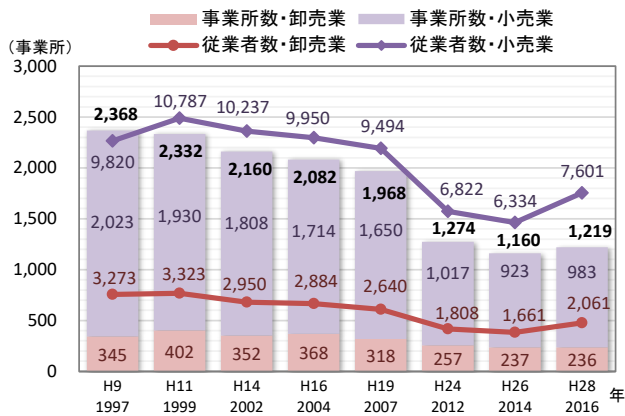


4) 商業

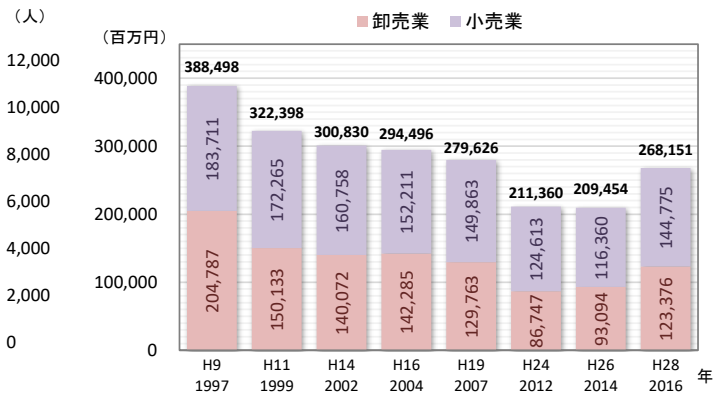
商業については、事業所数と従業員数及び商品販売額が平成9年（1997）以降減少傾向で推移していましたが、平成28年（2016）で上昇に転じています。

長崎街道の宿場町として栄えた複数の商店街があり、明治17年（1884）に「永昌会」と称して歳末大安売りを始め、現在も続いています。からくり時計も有名で、商店街は嘉穂劇場からも近い場所にあります。

< 商業事業所と従業員数の推移 >



< 年間商品販売額の推移 >



資料：商業統計調査（H24、H28は経済センサス）

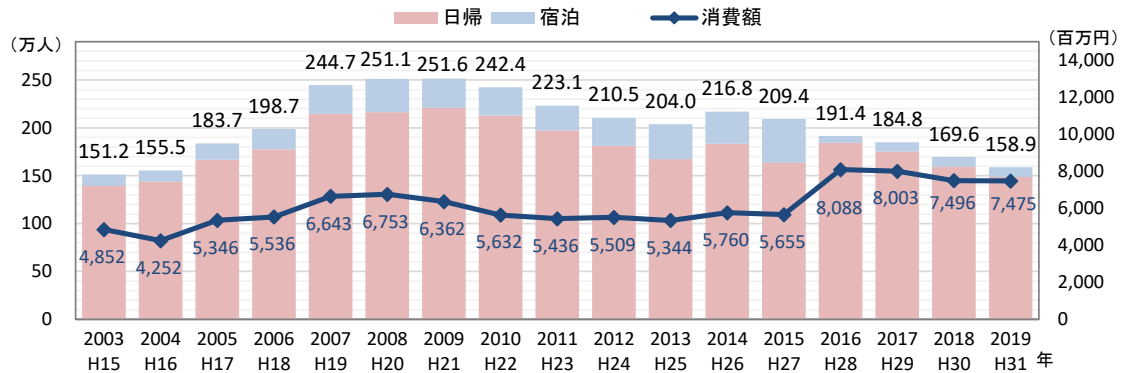
第1章 飯塚市の概要

2 社会的状況

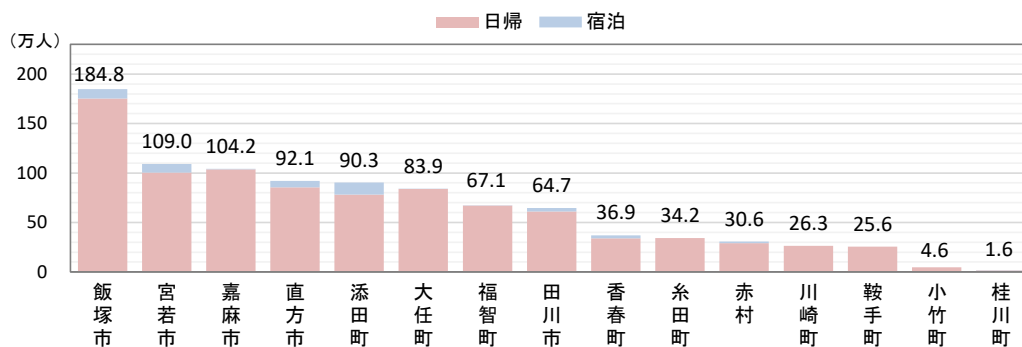
5) 観光

飯塚市の入込観光客数については、新型コロナウイルス感染症拡大以前の平成29年(2017)では184万8千人となっています。平成19年(2007)から平成27年(2015)までは200万人を超えて推移していましたが、平成28年(2016)以降は200万人以下となっており、同時に宿泊客数が減少しています。一方で、平成28年(2016)に日帰りの観光客数、消費額は大きく増加しましたが、その後減少傾向にあります。

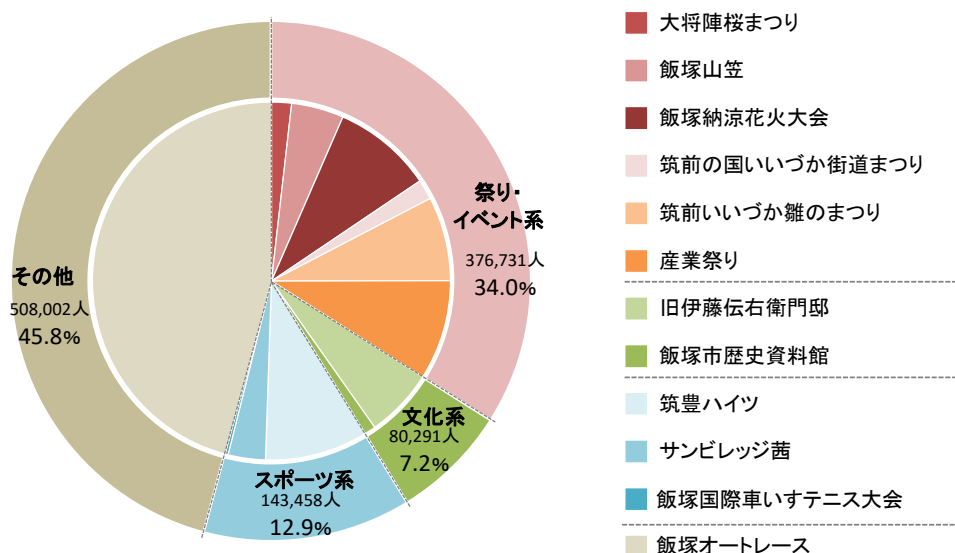
<入込観光客数と消費額の推移>



<筑豊地域の入込観光客数 (H29)>



<飯塚市の目的別入込観光客数 (H29)>



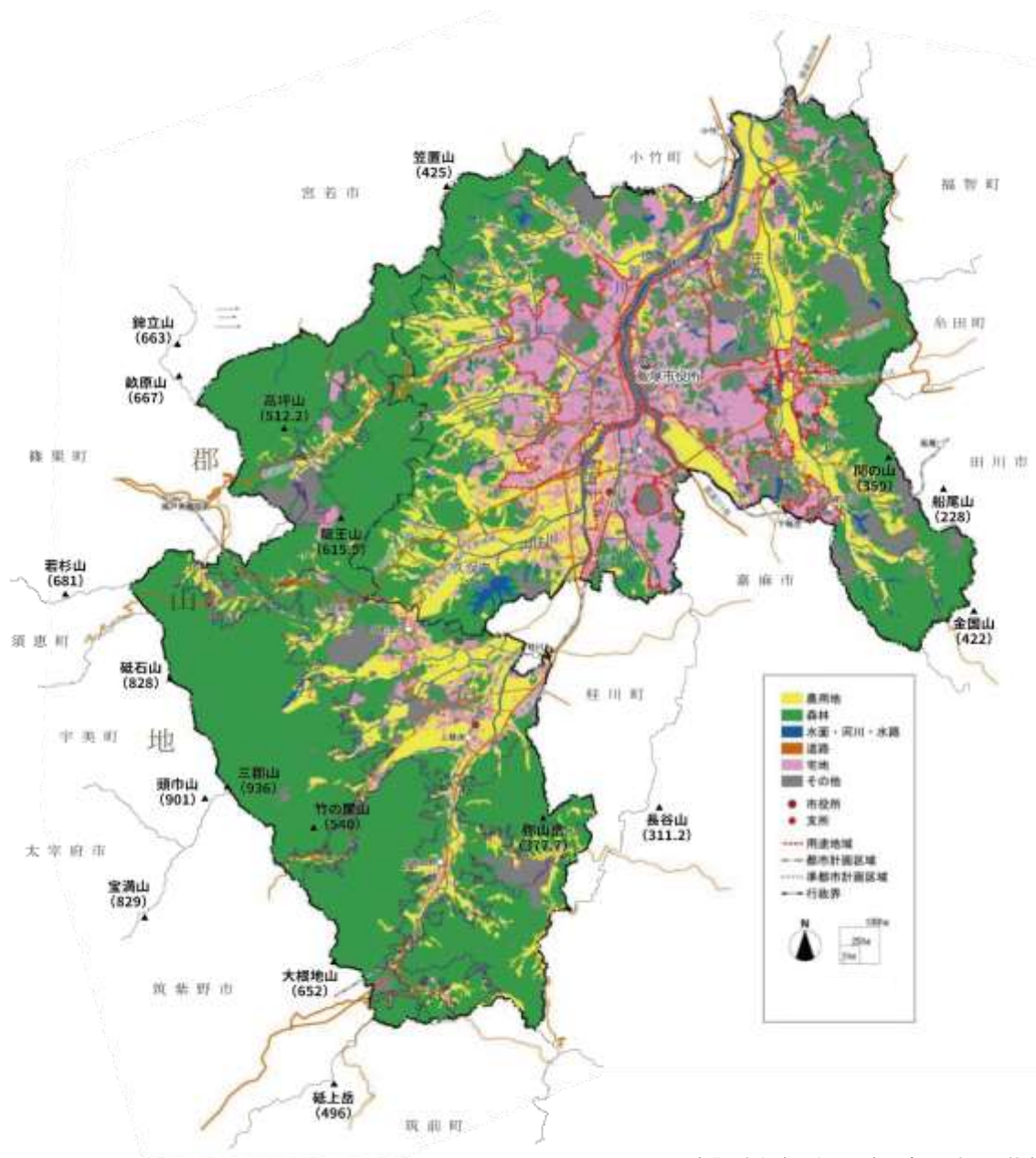
資料：福岡県観光入込客推計調査

(4) 土地利用

飯塚市の土地利用の状況は、森林が49.6%を占めており、農地や水面なども含めると、自然的土地利用は64.9%となっています。

一方で、都市的土地利用のうち宅地（住宅地、工業用地、商業・業務地）及び道路の面積は全体の17.8%で、低平地の多い地形ではあるものの、都市的土地利用は比較的少ない状況となっています。

<土地利用区別面積の割合>



出典：飯塚市国土利用計画（2009年2月策定）

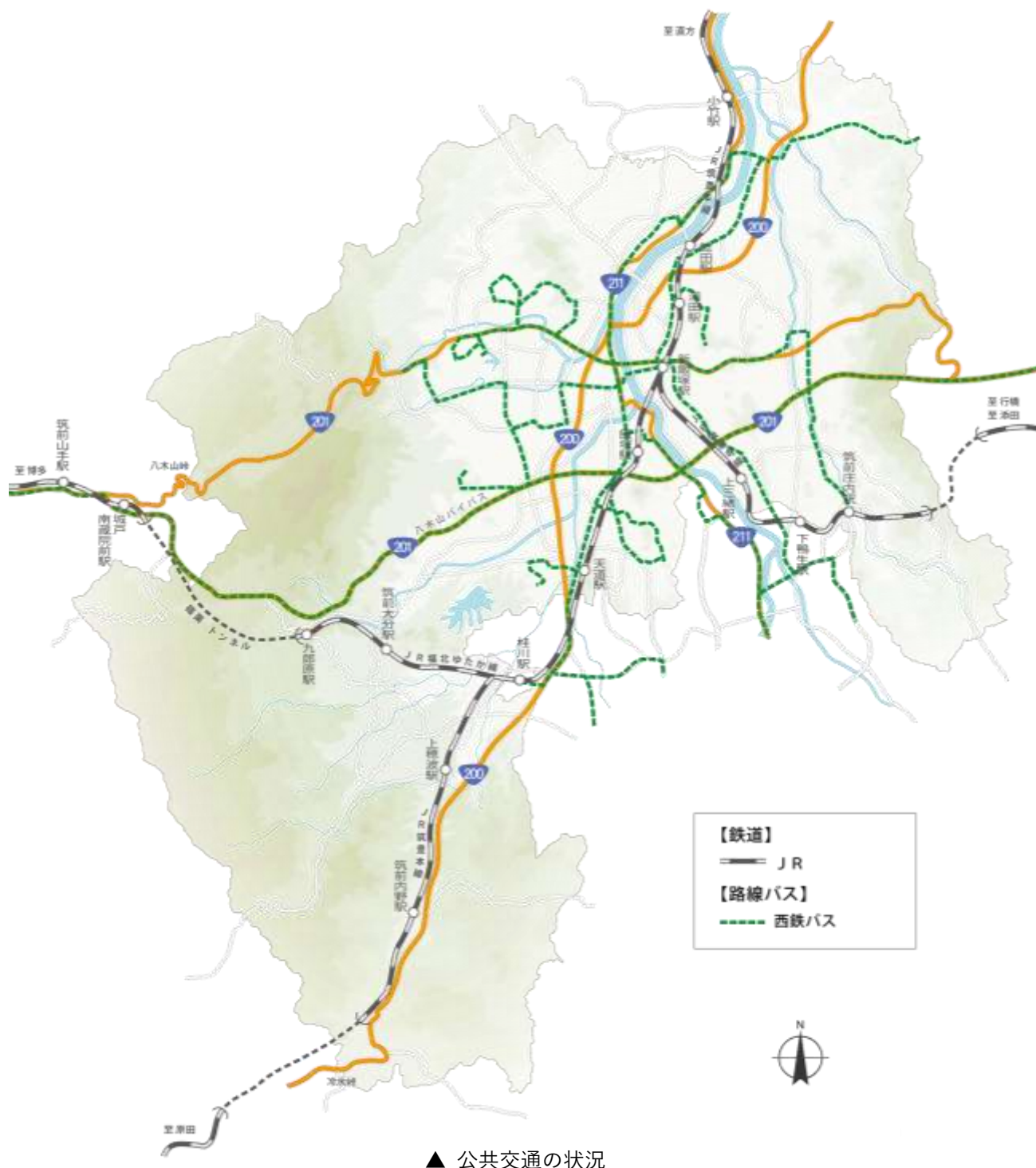
▲ 土地利用現況図

(5) 交通

市域中央を JR 筑豊本線が南北に縦断し、また、黒崎駅と博多駅を結ぶ JR 福北ゆたか線が通っており、福岡都市圏、北九州都市圏との良好なアクセスに恵まれています。

道路は南北に国道 200 号と国道 211 号、東西に国道 201 号が貫き、交通網の骨格を形成しています。

公共交通としては、一般路線バス、コミュニティバスなどがあり、各地区で運行しています。山間部にある史跡などには、公共交通だけではアクセスできない文化財があります。



3 歴史的環境

(1) 歴史

1) 原始

① 旧石器・縄文時代

飯塚市において最も古い人類の足跡は内住川流域の森原遺跡の台形様石器群で、後期旧石器時代の約3万年前頃と推定されています。

1万2～3,000年前頃、氷河がとけ、気候が温暖になると、小型の動物が増え、森林や湖沼が広がり、木の実など食料も豊かになりました。土器が発明され、磨製石斧や弓矢などを使用した生活の縄文時代となり、立岩丘陵では草創期の石斧や槍先が発見され、山口川流域のヒイ田遺跡などでは草創期に遡る古い土器が発見されています。また、大分県姫島や佐賀県伊万里産の黒曜石を石材として使用し、瀬戸内地方の土器を流入するなど、飯塚地方は東西文化が交流する接点となっていました。このほか、川島・殿ヶ浦(遠賀川河床)から縄文土器が出土しています。当時の生活の跡としては、鹿毛馬川流域の一ツ家遺跡の楕円形竪穴や穂波川流域の春田遺跡などがあり、後者からは甕・鉢などの土器や石鏃・磨製石斧・石錘などの石器が大量に出土しています。



▲ 川島・殿ヶ浦出土縄文土器



▲ スダレ遺跡出土石剣嵌入人骨



▲ 立岩・堀田甕棺遺跡10号甕棺
墓副葬品出土状況

② 弥生時代

紀元前5・4世紀頃に大陸を起源とする水田稲作文化が朝鮮半島を經由して北部九州に伝わり、機織り具を用いて織った布や、青銅器や鉄器などの金属器が使用されるようになり、弥生時代へと移ります。稲作開始期に使用していた、幾何学模様が特徴の土器が遠賀川下流の水巻町立屋敷遺跡で多数発見され、共通した特徴を持つ土器が西日本から東日本へ広く分布しています。これらは弥生前期土器の総称として

第1章 飯塚市の概要

3 歴史的環境

遠賀川式土器と呼ばれ、稲作文化の広がり
の指標とされています。

水田稲作が拡大すると、周辺の集落との
間に水利や土地の開発を巡って争いが始
まり、椿のスタレ遺跡では石剣が刺さった
人骨が発見され当時の戦闘の様子が窺え
ます。

立岩丘陵では弥生時代前期から中期に
かけての遺跡が数多く分布し、市内で最も
遺跡の密集する地区となっています。立
岩・堀田甕棺遺跡では甕棺墓から前漢鏡を
はじめとする貴重な副葬品が多数発見さ
れ、このあたりの地域を支配していた有力者の墓と推定されます。

また、笠置山麓でとれる石材を用いて石庖丁が大量に生産され、北部九州一帯に流通
していました。副葬品にみられる前漢の銅鏡など多くの宝器を入手できた背景は中期後半
の福岡・筑紫・筑後平野の国々との石庖丁の交易活動の成果と考えられます。

弥生時代後期には、後漢鏡を副葬する新しい有力者の墓が遠賀川上・中流域の各地に出
現しています。



▲ 立岩遺跡出土石庖丁

③ 古墳時代

3世紀後半から各地で古墳が盛んに造られるようになります。古墳時代前期には、筑豊地
区最古の古墳とされる忠隈古墳や、辻古墳が出現し、副葬品や墳形などから、近畿地方に連
合政権を形成するヤマト王権の進出が窺えます。中期になると、全長約80mの前方後円墳
である山の神古墳が出現し、朝鮮半島との関係が深い金銅製の馬具類や鑄造鉄斧などの副
葬品が発見されています。

後期になると、桂川町の王塚古墳を代表
する装飾古墳が遠賀川流域各地に築造さ
れ、飯塚市では川島古墳・山王山古墳が発
見されています。



▲ 忠隈1号墳出土品



▲ 川島古墳玄室奥壁の壁画

2) 古代～中世

7世紀に入ると、倭国が支援する百済軍が唐・新羅の連合軍に敗戦した白村江の戦いの後、朝鮮を統一したその連合軍からの侵攻に備え、大野城や基肄城など各地で古代山城が築城されるようになりました。そのひとつとして築かれたのが、颯田地区の鹿毛馬神籠石と考えられています。

また、仏教の普及にともない、7世紀末から8世紀初頭には筑穂地区に大分廃寺が建立され、ここでは新羅系古瓦が用いられており同じ瓦が出土する豊前地域との関わりが深かったことが考えられます。

また、8世紀に入ると遠賀川流域各地に貴族や大寺院・神社などの大規模な私有地である荘園が現れ、年貢などの物資は遠賀川水運を利用して搬送されていました。飯塚市には、豊前の宇佐八幡宮（大分県宇佐市）の荘園があり、庄内地区に領域型の綱別荘が本荘として置かれました。

さらに、律令国家のもとで西海道を総管する大宰府が設置される中で、豊前から筑前の庄内地区の綱別駅、穂波地区の伏見駅を通過して大宰府を結ぶ官道が整備されました。

平安時代に龍王山麓で山岳仏教の道場として開かれた明星寺は、この時期に聖光上人により再興されました。本町に残る「飯ノ山」は、開堂に際し余った飯を積んだ塚として飯塚の地名の起りりとされています。また、曩祖八幡宮社伝によると「またいつか会うべし」という神功皇后の「いつか」の言葉が「飯塚」の地名の由来ともいわれています。

戦国時代末期には大内・大友・秋月氏の抗争の地となり、多くの山城が築かれましたが、庄司の笠木山城跡は代表的な中世山城です。



▲ 鹿毛馬神籠石の列石



▲ 大分廃寺塔跡



▲ 明星寺（虚空蔵堂）



▲ 笠置山（笠木山城跡）

3) 近世

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、黒田長政は父・黒田如水らとともに豊前中津から烏尾峠を通過して筑前に入りました。黒田二十四騎のうち、冷水峠の開削や内野宿の整備を担当した母里太兵衛、野村祐勝の子で鯉田地域などを治めた野村大学など、黒田家ゆかりの武将の足跡が残っています。

江戸時代中期には、凶作や干ばつなどによる飢饉や、自然災害に見舞われてきました。片島・幸袋・中・柳橋・目尾では水田対策が計画され、天保9年(1838)に五か村用水路が地域の請願により完成しました。

これらの地域は、水陸交通の要衝として栄えました。

遠賀川本流・穂波川の水運が古来より発達し、江戸期には芦屋や若松まで年貢米や石炭、鶏卵などの地域の特産物が川船(川かわ船、五平太船ともいう)で運ばれました。特に、石炭は江戸期から採掘し、家庭用燃料の利用や瀬戸内海製の製塩などとして搬出されました。

陸上交通の面では、海外との窓口長崎を結ぶ長崎街道の沿線で、冷水峠が慶長17年に開通し、原田宿・山家宿・内野宿・飯塚宿・木屋瀬宿・黒崎宿の筑前六宿が整備されました。参勤交代の大名行列や江戸参府のオランダ人一行、文人、商人、伊能忠敬やシーボルトなど多くの旅人が通過・休泊し賑わい栄えていました。

文禄・慶長の役後、渡来した朝鮮の陶工八山(高取八蔵)を陶祖とする高取焼は、永満寺・内ヶ磯・山田窯を経て、寛永7年(1630)白旗山麓に開窯されました。茶入・茶碗・水指など「遠州高取」と称する茶陶の名品がつくられています。



▲ 黒田二十四騎図絵馬 (曩祖八幡宮所蔵)



▲ 五か村用水路計画図 (個人所蔵)



▲ 高取焼

4) 近代～現代

幕末・明治維新期の大政奉還、王政復古の大号令などの変革を経て、幕藩体制は終わりを告げ、明治新政府による新しい日本の国づくりが始まりました。明治4年(1871)の廃藩置県により、福岡県が誕生し、現在の飯塚も明治11年(1878)に郡制が布かれ、嘉麻郡・穂波郡が成立し、明治29年(1896)に2郡が合併して嘉穂郡となり、嘉穂郡役所が設置され、明治22年(1889)の市町村制施行で現飯塚市域に飯塚町をはじめとする1町10村が誕生しました。

明治時代に入ると、近代産業の勃興も進み、飯塚では国の基幹産業となる石炭産業が栄え、周辺一帯は日本のエネルギー源供給地・筑豊炭田として発展していきました。石炭は江戸期から藩の専売品として採掘されていましたが、本格的に掘り始めるのは明治期で、はじめは「自由掘り」として多くの小炭坑が採掘されました。掘った石炭は遠賀川の水運川船(川かわ船ふね)を利用して、芦屋や若松まで運ばれました。石炭は日本の近代産業を発展させるための重要なエネルギー資源であり、地元の炭鉱主を中心に、筑豊石炭鉱業組合を結成し、麻生太吉・安川敬一郎・貝島太助の筑豊御三家や、飯塚からも中野徳次郎、伊藤傳右エ門などの炭鉱事業家が生まれました。麻生太吉は目尾炭しやかのたんこう鉱や鯉田炭なまざたんこう鉱などをいち早く開発し、各種事業に着手しました。また、伊藤傳右エ門は父伊藤伝六とともに、中野徳次郎らと相田・牟田炭あいだむいたんこう鉱など鉱山の開発・共同経営で炭鉱事業家となりました。

明治時代中頃には、三井・三菱・住友などの大手企業が相次いで進出し、飯塚では製鉄所の石炭供給のための潤野・高雄炭うるのたかおたんこう鉱を中心とする八幡製鉄所の二瀬出張所が置られました。

これと同時期に石炭事業の機械化が徐々に進み、炭鉱労働者も増えて、石炭も大量に掘られ、明治22年(1889)には、筑豊興業鉄道株式会社が設立され、運送方法も水運から鉄道輸送が主流となり、北九州や直方方面から筑



▲ 穂波川と川船(川かわ船ふね)



▲ 石炭の積み下ろし



▲ 目尾炭坑跡の八角形煙突(基礎)



▲ 住友忠隈炭鉱のボタ山

第1章 飯塚市の概要

3 歴史的環境

豊各地に炭鉱専用の鉄道網が敷設・整備されました。

昭和7年（1932）の市制施行により飯塚市が誕生し、昭和8年に昭和通りの開通、飯塚商工会議所の創立など、炭都・商都として都市化が進み、飯塚の中心市街地には商店街が形成され、嘉穂劇場などの芝居小屋や映画館、料亭や食堂など、歓楽街も栄えました。

第二次世界大戦の戦中戦後の混乱と、昭和30年代の高度経済成長期に石炭から石油への転換・合理化政策によって石炭産業は衰退し、炭鉱の閉山により急激に衰退が進みました。その後の飯塚では、新たな基幹産業の促進、炭鉱労働者の失業による生活危機への対応、鉱害問題の解決といった諸問題が噴出しましたが、代替産業の振興を目指して、産業・企業誘致を進めるなど地域振興策を打ち出し、旧産炭地から脱却し新たな発展を遂げようとしています。

今では、かつて炭鉱で栄えた町並みや風景は様変わりする一方で、筑豊富士と謳われた忠隈のボタ山や嘉穂劇場（国登録有形文化財）、旧伊藤伝右衛門邸（国指定重要文化財・名勝）、麻生大浦荘などが、筑豊の石炭産業の繁栄を物語る近代化遺産として残されています。

平成30年（2018）に飯塚市の目尾炭坑跡を含む「筑豊炭田遺跡群」が国指定史跡となり、かつての石炭産業が文化財として生まれ変わり、新しい局面を迎えています。



▲ 嘉穂劇場



▲ 旧伊藤伝右衛門邸



▲ 遠賀川本流（左）・穂波川（右）と忠隈のボタ山

第2章 飯塚市の文化財の概要

1 指定等文化財の概要

(1) 指定等状況

文化財とは、人々が生活の中で、創出、継承してきた有形・無形の文化的所産で、文化財保護法の規定に沿った歴史的・文化的な遺産のことです。

飯塚市では、市内の貴重な文化財を保護するため、文化財保護法、福岡県文化財保護条例（第25号）、飯塚市文化財保護条例（第112号）に基づき指定・登録を進めています。

平成18年（2006）の合併後の新市においては、旧市町に所在した文化財はそのまま引き継がれています。文化庁・福岡県の指導を得て、国指定3件、県指定2件、市指定4件、国登録1件の文化財を新たに指定、登録することができました。中でも旧伊藤伝右衛門邸（国指定重要文化財・国名勝）、筑豊炭田遺跡群（国指定史跡）などは、飯塚市における文化財の保存・活用において大きな成果であると考えられます。

なお、平成13年に旧飯塚市が市登録文化財制度を導入し、嘉穂劇場を市の登録文化財としました。その後、平成16年に嘉穂劇場は国の登録文化財となったため、現在、市登録文化財は0件となっています。

市内に所在する指定等文化財は、令和4年10月時点で、国指定文化財7件、県指定文化財15件、市指定文化財30件、国登録文化財1件の計53件になります。指定等文化財を適切に保存し公開するため、修理などを実施しています。

■指定等文化財

（令和4年10月時点、件）

区分	種別	指定				登録		計
		国	県	市	計	国	市	
有形文化財	建造物	1	0	6	7	1	0	8
	彫刻	0	2	2	4	0	0	4
	歴史資料	0	0	1	1	0	0	1
	考古資料	1	4	8	13	0	0	13
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	4	5	0	0	5
	無形民俗文化財	0	2	0	2	0	0	2
記念物	遺跡（史跡）	3	3	5	11	0	0	11
	名勝地（名勝）	1	0	0	1	0	0	1
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	1	3	4	8	0	0	8
計		7	15	30	52	1	0	53

第2章 飯塚市の文化財の概要

1 指定等文化財の概要

■指定等文化財の内訳

(令和4年10月時点)

区分	種別	国指定	県指定	市指定	国登録
有形文化財	建造物	旧伊藤家住宅		巻き上げ機台座 大分八幡宮の三重塔 旧松喜醤油屋 大分八幡宮の鳥居 大分八幡宮の惣門 大分八幡宮の石燈籠	嘉穂劇場
	彫刻		木造薬師如来立像 木造聖観音立像	大分八幡宮の仁王像 大分八幡宮の石造狛犬	
	歴史資料			明星寺関係資料	
	考古資料	立岩堀田甕棺群出土品	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆 滑石刻真言 五智如来板碑 (附 南無阿弥陀仏名号板碑) 小正西古墳出土品	川島・殿ヶ浦出土縄文土器 立岩・焼ノ正出土銅戈鏃型 立岩運動場遺跡出土品 川島古墳出土品 高取家墓地出土陶磁器 筒野の経筒 スタレ遺跡出土品 (子持壺・貝輪) 忠隈1号墳出土品 (銅鏡2面・金銅製四葉座金具)	
民俗文化財	有形民俗文化財		飯塚の紙芝居及び上演用具	大分八幡宮の絵馬(5面) 曩祖八幡宮の黒田二十四騎図 絵馬 舩石 馬頭観音像	
	無形民俗文化財		大分の獅子舞 綱分八幡宮神幸行事		
記念物	遺跡(史跡)	大分廃寺塔跡 鹿毛馬神籠石 筑豊炭田遺跡群 (目尾炭坑跡)	川島古墳 小正西古墳 山王山古墳	立岩・堀田甕棺遺跡 川津古墳 川島古墳群 国境石3基 (附 国境石2基) 元吉の殿墓	
	名勝地(名勝)	旧伊藤傳右エ門氏庭園			
	動物、植物、地質 鉱物 (天然記念物)	鎮西村のカツラ	明星寺のボダイジュ 大分八幡の大クス 内野の大イチョウ	大分八幡宮の大楠群 大分八幡宮の銀杏 城ノ腰ため池のオニバス 菰池のヒメコウホネ	

(2) 類型別概要

1) 有形文化財

① 建造物

石炭産業の近代化産業遺産として旧伊藤家住宅が国指定重要文化財となっています。その他、市指定文化財の大分八幡宮関連の建造物などがあります。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
国指定	1	旧伊藤家住宅	飯塚市幸袋 300	令和 2 年 12 月 23 日
市指定	2	巻き上げ機台座	飯塚市平恒 460-8	平成 11 年 3 月 3 日
	3	大分八幡宮の三重塔	飯塚市大分 1272-1	平成 12 年 3 月 24 日
	4	旧松喜醤油屋	飯塚市勢田 730-1	平成 13 年 5 月 23 日
	5	大分八幡宮の鳥居	飯塚市大分 1272-1	平成 13 年 7 月 19 日
	6	大分八幡宮の惣門	飯塚市大分 1279	平成 15 年 6 月 11 日
	7	大分八幡宮の石燈籠	飯塚市大分 1279	平成 15 年 7 月 29 日



旧伊藤家住宅



大分八幡宮の惣門

② 彫刻

県指定の木造仏像や市指定の大分八幡宮関連の仁王像などがあります。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
県指定	8	木造薬師如来立像	飯塚市相田 438	昭和 38 年 1 月 16 日
	9	木造聖観音立像	飯塚市大分 1281	昭和 46 年 6 月 15 日
市指定	10	大分八幡宮の仁王像	飯塚市大分 1279	平成 12 年 3 月 24 日
	11	大分八幡宮の石造狛犬	飯塚市大分 1272-1	平成 15 年 7 月 29 日



木造薬師如来立像



木造聖観音立像

第2章 飯塚市の文化財の概要

1 指定等文化財の概要

③ 歴史資料

明星寺関係資料が歴史資料として市指定文化財となっています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
市指定	12	明星寺関係資料	飯塚市柏の森 959-1 飯塚市明星寺 1449 ほか	平成 20 年 3 月 31 日 平成 25 年 4 月 17 日 追加

④ 考古資料

本市では、旧石器・縄文・弥生・古墳時代の遺跡から多数の考古資料が出土しています。その多くは飯塚市歴史資料館に所蔵されています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
国指定	13	立岩遺跡堀田甕棺群出土品	飯塚市柏の森 959-1 (飯塚市歴史資料館)	昭和 52 年 6 月 11 日
県指定	14	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆	飯塚市明星寺 826	昭和 38 年 1 月 16 日
	15	滑石刻真言	飯塚市柏の森 959-1	昭和 38 年 6 月 16 日
	16	五智如来板碑(附 南無阿弥陀仏名号板碑)	飯塚市筒野 4	昭和 33 年 11 月 13 日
	17	小正西古墳出土品	飯塚市秋松 407-1 (旧穂波郷土資料館)	平成 13 年 2 月 21 日
市指定	18	川島・殿ヶ浦出土縄文土器	飯塚市柏の森 959-1	昭和 62 年 12 月 28 日
	19	立岩・焼ノ正出土銅戈鑄型	飯塚市柏の森 959-1	昭和 62 年 12 月 28 日
	20	立岩運動場遺跡出土品	飯塚市柏の森 959-1	昭和 62 年 12 月 28 日
	21	川島古墳出土品	飯塚市柏の森 959-1	平成 12 年 6 月 1 日
	22	高取家墓地出土陶磁器	飯塚市柏の森 959-1	平成 13 年 5 月 15 日
	23	筒野の経筒	飯塚市柏の森 959-1	平成 15 年 3 月 1 日
	24	スダレ遺跡出土品 (子持壺・貝輪)	飯塚市柏の森 959-1	平成 26 年 4 月 16 日
	25	忠隈 1 号墳出土品(銅鏡 2 面・金銅製四葉座金具)	飯塚市柏の森 959-1	平成 29 年 3 月 17 日



立岩遺跡堀田甕棺群出土品
(前漢鏡)



スダレ遺跡出土品
(子持壺)

2) 民俗文化財

① 有形民俗文化財

有形民俗文化財として、絵馬、馬頭観音像、^{もやいし}舩石が市指定の文化財となっています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
県指定	26	飯塚の紙芝居及び上演用具	飯塚市柏の森 959-1	平成 27 年 3 月 17 日
市指定	27	大分八幡宮の絵馬 (5 面)	飯塚市大分 1279	平成 12 年 3 月 24 日
	28	馬頭観音像	飯塚市筑穂元吉 734	平成 12 年 3 月 24 日
	29	舩石	飯塚市柏の森 959-1	平成 12 年 6 月 1 日
	30	曩祖八幡宮の黒田二十四騎 図絵馬	飯塚市柏の森 959-1	平成 29 年 1 月 17 日



飯塚の紙芝居及び上演用具



馬頭観音像

② 無形民俗文化財

無形民俗文化財として獅子舞があり県指定文化財となっています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
県指定	31	大分の獅子舞	飯塚市大分	昭和 51 年 4 月 24 日 (旧：昭和 29 年 12 月 13 日)
	32	綱分八幡宮神幸行事	飯塚市綱分	昭和 51 年 4 月 24 日 (旧：昭和 35 年 8 月 16 日)



大分の獅子舞



綱分八幡宮神幸行事
(馬場入り)

第2章 飯塚市の文化財の概要

1 指定等文化財の概要

3) 記念物

① 遺跡（史跡）

大分廃寺塔跡、鹿毛馬神籠石、筑豊炭田遺跡群など古墳時代から近代までの史跡が国指定となっており、多くの古墳が県・市指定の史跡となっています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
国指定	33	大分廃寺塔跡	飯塚市大分 718	昭和 16 年 12 月 13 日
	34	鹿毛馬神籠石	飯塚市鹿毛馬 997-1 ほか	昭和 20 年 2 月 22 日 平成 14 年 3 月 19 日追加
	35	筑豊炭田遺跡群 (目尾炭坑跡)	飯塚市目尾 1155 ほか	平成 30 年 10 月 15 日
県指定	36	川島古墳	飯塚市川島 407-2、408-1	平成 4 年 9 月 2 日
	37	小正西古墳	飯塚市小正 780-2 ほか	平成 11 年 3 月 19 日
	38	山王山古墳	飯塚市西徳前 401-28 ほか	平成 27 年 9 月 25 日
市指定	39	立岩・堀田甕棺遺跡	飯塚市立岩 1760-15	昭和 62 年 12 月 28 日
	40	川津古墳	飯塚市川津 652-12	平成 4 年 8 月 10 日
	41	川島古墳群	飯塚市川島 407 ほか	平成 8 年 5 月 16 日
	42	国境石 3 基 (附 国境石 2 基)	飯塚市鹿毛馬 6-1 ほか	平成 13 年 5 月 23 日
	43	元吉の殿墓	飯塚市庄内元吉 101-1	平成 13 年 5 月 31 日



筑豊炭田遺跡群（目尾炭坑跡）
（コンクリート製蓋と煉瓦台座群）



大分廃寺塔跡

② 名勝地（名勝）

石炭産業の近代化遺産として旧伊藤傳右エ門氏庭園が国指定名勝に指定されています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
国指定	44	旧伊藤傳右エ門氏庭園	飯塚市幸袋 300	平成 23 年 9 月 21 日



旧伊藤傳右エ門氏庭園

③ 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

大分八幡宮境内の樹木のほか、各地域の寺社境内周辺の樹木や自然植生が天然記念物として指定されています。

指定	番号	名称	所在地	指定等年月日
国指定	45	鎮西村のカツラ	飯塚市建花寺 1580-1	昭和 9 年 12 月 28 日
県指定	46	明星寺のボダイジュ	飯塚市明星寺 826	平成 8 年 7 月 3 日
	47	大分八幡の大クス	飯塚市大分 1272-1	昭和 31 年 7 月 28 日
	48	内野の大イチョウ	飯塚市内野 3367	平成 16 年 2 月 18 日
市指定	49	大分八幡宮の大楠群	飯塚市大分 1272-1	平成 12 年 3 月 24 日
	50	大分八幡宮の銀杏	飯塚市大分 1279	平成 13 年 7 月 19 日
	51	城ノ腰ため池のオニバス	飯塚市幸袋城ノ腰溜池	平成 13 年 9 月 7 日
	52	菰池のヒメコウホネ	飯塚市大門 61	平成 17 年 4 月 1 日



鎮西村のカツラ



内野の大イチョウ

4) 登録文化財

石炭産業の近代化遺産として、嘉穂劇場が登録されています。

登録	番号	名称	所在地	指定等年月日
国登録	53	嘉穂劇場	飯塚市飯塚 5-23	平成 18 年 11 月 29 日



嘉穂劇場（外観）



嘉穂劇場（内観）

(3) 日本遺産

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」は、長崎街道沿いにおいて、室町時代末頃から日本に流入した砂糖と菓子の文化に今日もふれることができるものとして、文化庁の日本遺産に認定されています。

① タイトル

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」

② 概要

室町時代末頃から江戸時代、西洋や中国との貿易で日本に流入した砂糖は、日本の人々の食生活に大きな影響を与えました。なかでも、海外貿易の窓口であった長崎と小倉を繋ぐ長崎街道沿いの地域は、砂糖や外国由来の菓子が多く流入し、独特な食文化が花開きました。現在でも、宿場町をはじめ、当時の長崎街道を偲ばせる景観とともに、個性豊かな菓子が残されています。輸入砂糖や菓子と関わりの深い長崎街道「シュガーロード」を辿ると、長崎街道の歴史だけでなく、400年以上もの時をかけて発展し続ける砂糖や菓子の文化に触れることができます

■ 「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」構成文化財（飯塚市）

項目	文化財指定	種別	概要
内野宿	未指定	伝統的建造物群	現在も江戸時代の道をのこし、長崎街道の宿場の面影を留めています。福岡藩記録に慶長17年（1612年）に黒田家家臣が整備した記載有り。
千鳥饅頭	未指定	民俗技術	昭和2年（1927年）誕生、カステラ生地で白餡を包んだ南蛮菓子の製法を活かした焼き菓子。
名菓ひよ子	未指定	民俗技術	大正元年（1912年）誕生、飯塚発祥の立体的な、ひよこの形をしたお菓子。
なんばん往来	未指定	民俗技術	昭和24年（1949年）誕生、南蛮船をイメージしたお菓子。バターとアーモンドの風味を引き立てた焼き菓子。



千鳥饅頭



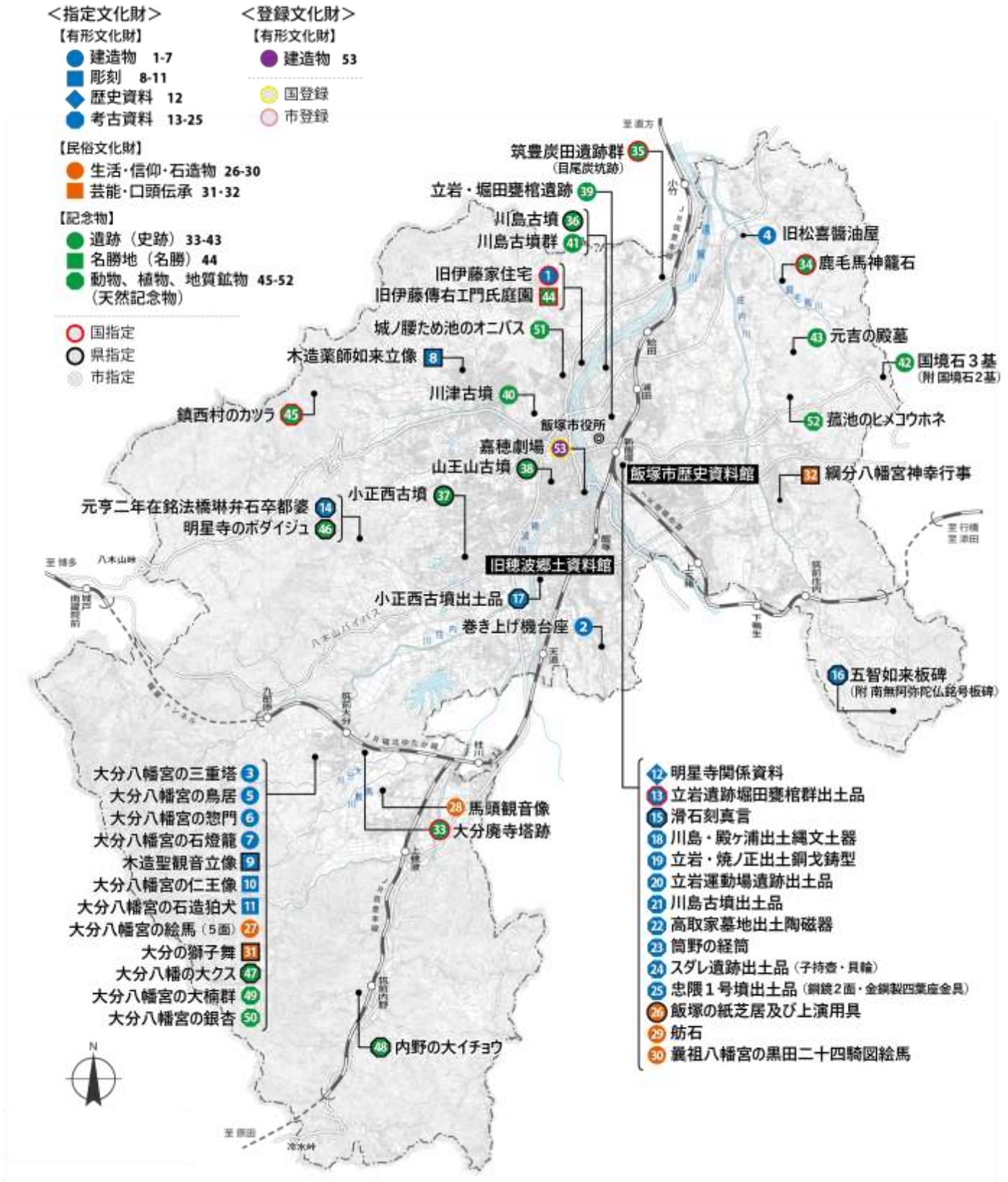
名菓ひよ子



なんばん往来

③ 認定自治体

長崎県（長崎市・諫早市・大村市）、佐賀県（嬉野市・小城市・佐賀市）、福岡県（飯塚市・北九州市）



▲ 指定等文化財分布図

2 未指定文化財の概要

未指定文化財とは、指定文化財以外の文化財で、後世に伝え残していくべきものという概念で捉える、有形、無形の文化財です。

令和4年10月時点における未指定文化財の数については下表に掲載していますが、指定文化財に関連、あるいは、補足する文化財も含まれています。本市の未指定文化財として総数1,643件把握しています。

飯塚市の歴史と文化を語るうえで欠くことのできない未指定文化財として、「立岩遺跡」に関連する文化財、遠賀川を中心とした水運や古代の官道など、人、モノの動きに関する文化財のほか、日本の近代化における発展の基礎となった炭鉱関連の文化財があげられます。

■未指定文化財

(令和4年10月時点、件)

区分	種別		未指定文化財
有形文化財	建造物		6
	絵画		1
	彫刻		3
	工芸品		3
	古文書		89
	考古資料		6
無形文化財	工芸技術		1
民俗文化財	有形民俗文化財	生活	4
		信仰	506
		石造物	712
	無形民俗文化財	芸能	66
		口頭伝承	135
記念物	遺跡（史跡）		46
	名勝地（名勝）		3
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		60
伝統的建造物群			2
計			1,643

3 文化財の類型ごとの概要

本計画における文化財は、文化財保護法に規定されている有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型とともに、未指定文化財も含めて、飯塚市の歴史文化を語るうえで欠くことのできない歴史的・文化的な遺産です。

(1) 有形文化財

1) 建造物

本市においては「旧伊藤家住宅」（国）、「旧松喜醤油屋」（市）、「嘉穂劇場」（国登録）があげられます。近世の主要道である長崎街道が市内を縦断し、筑前六宿のうち飯塚宿と内野宿が本市に置かれていました。飯塚宿の主要部は商店街となっており面影はほとんど残っていませんが、内野宿においては江戸・明治時代の古い建築物が数件残り、往時の様子を一部伺うことができます。このほか、神社に付随する石燈籠、鳥居など近世に造られた石造物が多くみられます。石炭産業が隆盛していたころの炭鉱を偲ばせる遺産として「巻き上げ機台座」（市）や、市内に数か所、炭鉱の構造物が残っています。

この他にも、「住友忠隈炭鉱会館（現穂波幼稚園）」、「麻生本家」、「麻生大浦荘」など炭鉱関連の建物のほか、旧長崎街道関連の建造物があり、いずれも未指定文化財です。

2) 絵画

現在、飯塚市に美術館などの施設がないこともあり、歴史資料館に地元画家の作品が多く寄贈・寄託されています。文化財に指定されている絵画はありませんが、「飯塚市鳥瞰図」（吉田初三郎）や田川市において世界の記憶となっている「炭坑記録画」（山本作兵衛）と同様に、炭鉱の状況を描写した作品などがあり、民俗的・歴史的要素を含む資料も残っています。

3) 彫刻

県指定文化財として、由緒ある養源寺には平安時代後期に造られたとされる「木造聖観音立像」があります。また、近世の社寺には大分八幡宮の仁王像など他にみられない像もあります。この他、仏像や神像は多くの人々の信仰の対象となっており、市内各所に残っています。

4) 工芸品

指定となっている資料はありません。歴史資料館において、内野家伝来の甲冑や刀類が寄贈・寄託を受けています。温湿度の管理に注意を払いながら収蔵され、関連資料の展示の際、公開を行っています。

5) 古文書

文化財として指定されているものはありませんが、多く寄贈・寄託を受けています。内容は、近世・近代のものが多く、村方文書・寺社文書・炭鉱関係文書がほとんどです。資料の中には量的、質的に飯塚の歴史を知るうえで貴重な文化財として捉えることができるものもあります。

6) 歴史資料

市指定文化財として、「明星寺関係資料」が指定されています。この資料は寄託品で、飯塚市の龍王山東麓に位置し、聖光上人により再興された「明星寺」にかかる縁起関係の資料です。

7) 考古資料

前漢鏡 10 面を出土した「立岩遺跡堀田甕棺群」は全国的に有名で、出土品はすべて国の重要文化財に指定されています。考古資料は遺跡から出土した遺物が中心で、古くは縄文時代の「川島・殿ヶ浦出土縄文土器」（市）から弥生時代のものとして全国的に類例を見ないスダレ遺跡出土の「子持壺」（市）・筑豊地区最古の古墳といわれる忠隈 1 号墳から出土した「三角縁波紋帯三神三獣鏡」（市）、特殊な内部構造の石室をもつ小正西古墳（県）から出土した「巫女形埴輪」（県）、装飾古墳である川島古墳（県史跡）から出土した馬具などの副葬品（市）から「筒野の経筒」（市）、「元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆」（県）、「滑石刻真言」（県）、「高取家墓地出土陶磁器」（市）まで多種多様、多期にわたる遺物が指定文化財となっています。

(2) 無形文化財

1) 工芸技術

文化財として指定されているものはありませんが、幕末に日本の「総船印」となった日の丸を初めて染めたといわれる茜染があります。制作地は、諸説ありますが、飯塚と筑穂で行われたとする説もあります。

(3) 民俗文化財

1) 有形民俗文化財

本市においては、「飯塚の紙芝居及び上演用具」が県の文化財に指定され、全国的にみても大変珍しく貴重です。炭鉱が隆盛していたころの子どもたちの楽しみであり、地域の文化を示すものです。

筑豊地域では数多くの絵馬が奉納されています。最も古い絵馬といわれる大分八幡宮の「繫馬図」は同宮の他の絵馬 4 点と合わせ「大分八幡宮の絵馬」として市の文化財に指定されています。

この他にも遠賀川で川ひらた舟もやいしをつなぐつなぐ舫石や初期の炭鉱で働いていた馬の冥福と炭鉱で働く人々の安全祈願のために建立された馬頭観音像などが市指定の有形民俗文化財となっており、これらの水運関係、炭鉱関係の石造物は、飯塚地域の特徴といえます。

2) 無形民俗文化財

市内各所で年中行事として祇園祭・獅子舞・おくんちなどが行われています。その由緒、記録などが残っている地域もあります。しかし、後継者の不足により、行われなくなった地域もあります。特に、室町時代からの神事とされる「綱分八幡宮御神幸祭」（県指定）、江戸時代の京都・石清水八幡宮の流れをくむ「大分の獅子舞」（県指定）など、由緒ある伝統芸能・神事が伝わっています。

子守歌や仕事歌の民謡、笑い話と幽霊話などの民謡、民話、方言なども無形民俗文化財に区分されますが、自治体誌の民俗編や個人発刊の書籍などに記載されているだけで、伝承者などの記録は残っていません。

(4) 記念物

1) 遺跡（史跡）

古墳時代では、数多くの埴輪が出土した小正西古墳や装飾古墳の川島古墳、山王山古墳が県指定史跡に、川津古墳、川島古墳群がそれぞれ市指定史跡になっており、これらは、遠賀川や穂波川の流域に位置しています。

また、国指定史跡の大分廃寺塔跡があり、塔心礎は秀麗です。寺院は奈良時代初期に建立されたと考えられます。ほぼ同時代に築造された国指定史跡の鹿毛馬神籠石が残っており、版築や列石の遺構を確認することができます。

中世には、城館が築造されたと伝わる丘陵が市内各所に残り、米ノ山城（発掘調査）、白旗山城（確認調査）などの存在が明らかになっています。また、明星寺跡や舍利蔵寺跡など中近世の社寺跡が残っています。

目尾炭鉱は筑豊において初めて蒸気機関による揚水に成功したことが評価され、筑豊炭田遺跡群（目尾炭坑跡）として国の史跡に指定されています。

水稻耕作に必要な沖積地である内住川、穂波川周辺の丘陵地には、弥生時代の遺構が密集しています。本市における遺跡の多くは、いずれも未指定文化財です。

2) 名勝地（名勝）

旧伊藤傳右エ門氏庭園は、炭鉱経営者の邸宅に作庭された約 2,300 m²の池泉回遊式庭園で、主屋（国指定重要文化財）も景観の一部として捉え、構成されています。

飯塚市は炭鉱で栄えた地域でもあるため、地域の歴史を語るうえで「石炭露頭」や「ボタ山」、「関の山の石灰岩群」などが名勝地としてあげられます。

3) 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

建花寺舞山には鎮西村のカツラがあります。日本固有の落葉喬木であり、樹齢 1000 年を超えるものとして昭和 9 年（1934）に国指定天然記念物となっています。また、明星寺のボダイジュ、大分八幡宮の大クス、内野の大イチョウが県指定天然記念物に指定され、大分八幡宮の大楠群、イチョウが市指定の天然記念物に指定されています。

動物、植物については、レッドデータブック（RDB）や地元研究団体などの詳細調査の成果をもとに、ベッコウトンボやマメタニシ、クロヤツシロランなどの絶滅危惧種の生息が確認されています。

(5) 伝統的建造物群

旧長崎街道の宿場である内野宿は江戸時代の街道が残り、宿場の面影を残す町屋建築が保存されています。また、幸袋本町の町並みも往時の面影を残しています。町並み一帯の建築物、石垣・水路などの遺構を伝統的建造物群として捉えることができます。

4 文化財調査の概要

(1) 既存の文化財調査報告

本市では、1市4町合併以前（平成18年）から文化財にかかる調査を行っており、文化財調査報告書を刊行しています。この他、調査会、研究団体による報告書や論文、福岡県が実施した文化財の悉皆調査の報告書などが多く刊行されており、下表に示します。

■飯塚市

2007年以降は合併後に刊行

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
栗崎山古墳群（※）	第1集	1973	栗崎山古墳群/岡ノ浦横穴
立岩遺蹟	第2集	1977	立岩堀田遺蹟
池田横穴群	第3集	1978	池田横穴群（昭和51・52年度調査）
焼ノ正遺跡	第4集	1980	焼ノ正遺跡（遺構編）
小池横穴群	第5集	1981	小池横穴群
下ノ方遺跡	第6集	1982	下ノ方遺跡
焼ノ正遺跡	第7集	1983	焼ノ正遺跡（遺物編）
赤坂遺跡	第8集	1984	赤坂遺跡
井手ヶ浦窯跡	第9集	1985	井手ヶ浦窯跡（昭和58・59年度調査）
寺山古墳	第10集	1986	寺山古墳
辻古墳	第11集	1989	辻古墳
立岩周辺遺跡発掘調査報告書	第12集	1990	焼ノ正遺跡/小池横穴群/下ノ方遺跡/寺山古墳/井手ヶ浦窯跡/立岩2号墳/中方遺跡
川津遺跡群	第13集	1990	川津1・2号墳/末高陣跡
川島古墳	第14集	1991	川島11号墳
明星寺遺跡	第15集	1991	明星寺遺跡（中世墓地）
飯塚市近代遺跡（建造物等）調査報告書		1991	市内近代遺産
白旗山窯跡	第16集	1992	白旗山1～3号窯
明星寺南地区遺跡群	第17集	1993	上ノ原遺跡
長畑遺跡	第18集	1994	長畑遺跡（平成3年度調査）
明星寺南地区遺跡群Ⅱ	第19集	1994	上ノ原遺跡/明星寺遺跡虚空蔵堂
夫婦石遺跡	第20集	1995	夫婦石遺跡
川島古墳群	第21集	1995	川島1・2・10号墳
明星寺南地区遺跡群Ⅲ	第22集	1995	上ノ原遺跡
明星寺南地区遺跡群Ⅳ	第23集	1997	屋敷遺跡
飯塚市内遺跡詳細分布調査報告書	第24集	1997	遺跡分布図
カクメ石古墳	第25集	1997	カクメ石古墳
上原遺跡	第26集	1999	上原遺跡
野毛尾遺跡	第27集	1999	野毛尾遺跡
県指定 川島古墳 市指定 川島古墳群		1999	川島古墳/川島古墳群
明星寺遺跡Ⅲ	第28集	2000	明星寺遺跡（平成9～11年度調査）
川島3号墳	第29集	2002	川島3号墳
川島12号墳	第30集	2003	川島12号墳
測候所遺跡	第31集	2006	測候所遺跡
旧伊藤伝右衛門邸修復工事報告書		2007	旧伊藤伝右衛門邸

※栗崎山古墳群調査団（飯塚市教育委員会）

シリーズ名：飯塚市文化財調査報告書、編集機関：旧飯塚市教育委員会

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
烏尾遺跡Ⅱ	第32集	2007	烏尾遺跡（平成13・15・16年度調査）
上ノ原遺跡・寺ノ前遺跡・前田遺跡・平塚三角遺跡	第33集	2008	上ノ原遺跡/寺ノ前遺跡（第1次）/前田遺跡/平塚三角遺跡
狩場・一ツ家・古賀ノ下・東光・椎木浦遺跡	第34集	2008	狩場遺跡/一ツ家遺跡/古賀ノ下遺跡/東光遺跡/椎木浦遺跡
三郡山遺跡・登尾遺跡・悪所遺跡・赤松尾遺跡	第35集	2008	三郡山遺跡/登尾遺跡/悪所遺跡/赤松尾遺跡
ヒイ田遺跡	第36集	2009	ヒイ田遺跡
出口遺跡	第37集	2009	出口遺跡
飯塚市内埋蔵文化財試掘・確認調査報告書（1）	第38集	2010	平成17～20年度の各種開発に伴う試掘・確認調査報告
旧伊藤伝右衛門邸庭園調査報告書	第39集	2010	旧伊藤伝右衛門邸庭園
川島5号墳	第40集	2012	川島5号墳
嶋廻遺跡	第41集	2012	嶋廻遺跡
旧目尾炭鉱	第42集	2012	旧目尾炭鉱の調査概要報告
米ノ山城跡2	第43集	2013	米ノ山城跡（平成23年度調査）
平原古墳・郷ノ原遺跡	第44集	2013	平原古墳/郷ノ原遺跡（平成22年度調査）
山王山古墳	第45集	2014	山王山古墳
飯塚市内埋蔵文化財試掘・確認調査報告書（2）	第46集	2014	平成21～24年度の各種開発に伴う試掘・確認調査報告
北古賀遺跡・メ尾遺跡	第47集	2015	北古賀遺跡/メ尾遺跡
内野宿御茶屋跡	第48集	2015	内野宿御茶屋跡の調査概要報告
荒巻遺跡	第49集	2016	荒巻遺跡
目尾炭坑跡	第50集	2016	目尾炭坑跡
池田横穴群Ⅱ	第51集	2016	池田横穴群（昭和36～38年度調査）
井手ヶ浦窯跡群Ⅱ	第52集	2018	井手ヶ浦窯跡群（平成20年度調査）
郷ノ原遺跡2	第53集	2018	郷ノ原遺跡（平成27年度調査）
日上遺跡2	第54集	2019	日上遺跡（平成30年調査）
幸町遺跡	第55集	2019	幸町遺跡（平成25年調査）
後田遺跡	第56集	2020	後田遺跡（令和元年調査）
内野宿御茶屋跡	第57集	2021	内野宿御茶屋跡

シリーズ名：飯塚市文化財調査報告書、編集機関：飯塚市教育委員会

■旧穂波町

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
スダレ遺跡	第1集	1976	スダレ遺跡（墳墓）
大門遺跡	第2集	1986	大門遺跡
上の原遺跡	第3集	1987	上の原遺跡
穂波地区遺跡群	第4集	1989	春田遺跡/森遺跡Ⅰ/森遺跡Ⅱ/清水遺跡Ⅰ/箱掛遺跡
穂波地区遺跡群 第2集	第5集	1990	清水遺跡Ⅱ/地田遺跡/佛田遺跡
穂波地区遺跡群 第3集	第6集	1991	大坪遺跡/中ノ前遺跡Ⅰ/中ノ前遺跡Ⅱ/山ノ下遺跡/中ノ前遺跡Ⅲ/香塚遺跡
穂波地区遺跡群 第4集	第7集	1992	原崎遺跡/向田遺跡Ⅰ
穂波地区遺跡群 第5集	第8集	1993	向田遺跡Ⅱ/向田遺跡Ⅲ/北春遺跡
穂波地区遺跡群 第6集	第9集	1994	塚原遺跡
長浦遺跡	第10集	1995	長浦遺跡
穂波町遺跡等詳細分布地図	第11集	1997	遺跡分布図
小正西古墳	第12集	2000	小正西古墳
忠隈古墳群	第13集	2001	忠隈1号墳/山の神古墳/宝満宮古墳
中屋古墳群Ⅱ	第14集	2005	中屋古墳群

シリーズ名：穂波町文化財調査報告書、編集機関：旧穂波町教育委員会

第2章 飯塚市の文化財の概要

4 文化財調査の概要

■旧筑穂町

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
木下遺跡	第1集	1986	木下遺跡
米ノ山城跡	第2集	1988	米ノ山城（昭和62年度調査）
大分廃寺	第3集	1997	大分廃寺
久手遺跡	第4集	1997	久手遺跡
上穂波地区遺跡群2	第5集	1998	陣ノ内遺跡（弥生時代）/原畑遺跡/ 七田遺跡/向畑遺跡/炭焼遺跡/合町遺跡
上穂波地区遺跡群3	第6集	1999	前遺跡
上穂波地区遺跡群4	第7集	2001	タタラ遺跡/三角遺跡/向遺跡3・4区/ 陣ノ内遺跡（中世）
内野地区遺跡群1	第8集	2004	土取遺跡/板田遺跡/宮田遺跡
内野地区遺跡群2	第9集	2005	向田遺跡

シリーズ名：筑穂町文化財調査報告書、編集機関：旧筑穂町教育委員会

■旧庄内町

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
仁保・多田古墳群	第1集	1989	仁保4号墳/多田4号墳
庄内町内遺跡等詳細分布調査報告書	第2集	1997	遺跡分布図
赤松遺跡	第3集	1999	丸山古墳/丸山石蓋土壙墓/丸山箱式石棺墓/ 丸山横穴群
綱分八幡宮文書	第4集	2001	綱分八幡宮文書
有松家文書にみられるお祭り		2006	有松家文書

シリーズ名：庄内町文化財調査報告書、編集機関：旧庄内町教育委員会

■旧穎田町

書名	シリーズ番号	発行年	所収遺跡名等
鹿毛馬神籠石	第1集	1984	鹿毛馬神籠石（昭和58年度調査）
鹿毛馬神籠石Ⅱ	第2集	1988	鹿毛馬神籠石（昭和62年度調査）
城腰遺跡	第3集	1996	城ノ腰遺跡（平成7年度調査）
国指定史跡 鹿毛馬神籠石	第4集	1998	鹿毛馬神籠石（平成6～9年度調査）
穎田町内遺跡等詳細分布調査報告書	第5集	2000	遺跡分布図
烏尾遺跡	第6集	2001	烏尾遺跡（平成12年度調査）
城腰遺跡Ⅱ	第7集	2002	城ノ腰遺跡（平成年度調査）
亀甲遺跡	第8集	2002	亀甲遺跡
井尻遺跡/小久保・勸貫遺跡	第9集	2004	井尻遺跡/小久保・勸貫遺跡
猪ノ尻・高木遺跡/島奥遺跡	第10集	2006	猪ノ尻遺跡/高木遺跡/島奥遺跡
下村遺跡	第11集	2006	下村遺跡

シリーズ名：穎田町文化財調査報告書、編集機関：旧穎田町教育委員会

■福岡県発行飯塚市内遺跡の調査報告書

書名	シリーズ名	シリーズ番号	発行年	編集機関	所収遺跡名等
福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書		第九輯	1934	福岡県教育委員会	立岩運動場遺跡/立岩サコ3号墳/下方遺跡
福岡県文化財調査報告書		第二十一輯	1961	福岡県教育委員会	京塚古墳
日上遺跡	福岡県文化財調査報告書	第48集	1970	福岡県教育委員会	日上遺跡/日上古墳
八木山バイパス関係埋蔵文化財			1983	福岡県教育委員会	スダレ遺跡/ウラン山遺跡/長浦横穴
堀池口ヶ坪遺跡	飯塚バイパス調査報告書		1999	福岡県教育委員会	堀池口ヶ坪遺跡
忠隈宮坂遺跡・鶴三緒七浦遺跡	飯塚バイパス調査報告書		2003	福岡県教育委員会	忠隈宮坂遺跡/鶴三緒七浦遺跡
寺ノ前遺跡	福岡県文化財調査報告書	第190集	2004	福岡県教育委員会	寺ノ前遺跡
古賀ノ前遺跡	福岡県文化財調査報告書	第198集	2005	福岡県教育委員会	古賀ノ前遺跡
庄司山ノ内遺跡・庄司日掛遺跡	福岡県文化財調査報告書	第201集	2005	福岡県教育委員会	庄司山ノ内遺跡・庄司日掛遺跡
彼岸原遺跡	福岡県文化財調査報告書	第216集	2008	福岡県教育委員会	彼岸原遺跡
長畑遺跡	福岡県文化財調査報告書	第223集	2009	福岡県教育委員会	長畑遺跡
井手ヶ浦窯跡群	福岡県文化財調査報告書	第230集	2011	福岡県教育委員会	井手ヶ浦遺跡群
彼岸原遺跡2	福岡県文化財調査報告書	第241集	2013	福岡県教育委員会	彼岸原遺跡

■その他の市内遺跡掲載文献

書名	シリーズ名	シリーズ番号	発行年	編集機関	所収遺跡名等
九州考古学		15	1962	九州考古学会	森原遺跡
太郎丸遺跡群			1987	太郎丸遺跡群調査会	西ノ浦上遺跡/西ノ浦上横穴群/乙ヶ迫遺跡/倉ノ元遺跡/スス坂遺跡/中屋古墳群
考古学		八巻四号	1936	東京考古学会	谷頭石棺

■福岡県が実施した文化財（埋蔵文化財以外）の調査報告書

報告書名	発行年	備考
福岡県の民家	1972	4件掲載あり
石炭資料 宮崎文庫目録稿	1973	福岡県文化会館
九州の石塔－福岡県の部－	1974	2件掲載あり
福岡県の史跡	1977	掲載なし
福岡県古文書等所在確認調査報告書	1977	福岡県文化会館
福岡県の民俗芸能	1978	2件掲載あり
福岡県の名勝・天然記念物	1979	2件掲載あり
福岡県の民俗－有形民俗文化財－	1980	掲載なし
福岡県の美術工芸品Ⅰ－工芸・書跡・工芸技術－	1981	掲載なし
福岡県古文書等緊急調査報告書（飯塚市・山田市・嘉穂郡）	1983	福岡県立図書館
福岡県の美術工芸品Ⅱ－彫刻－	1984	2件掲載あり
福岡県の考古資料	1984	4件掲載あり
福岡県の近世社寺建築	1984	8件掲載あり
筑豊産炭地域資料調査	1985	福岡県教育委員会（福岡県立図書館）
福岡県の民謡	1987	32件掲載あり
福岡県の美術工芸品Ⅲ－絵画－	1989	掲載なし
福岡県の諸職	1990	5件掲載あり
福岡県の建造物	1990	掲載なし
福岡県の民俗芸能	1992	9件掲載あり
福岡県の近代化遺産	1993	1件掲載あり
福岡県の絵馬 第二集	1998	499件掲載あり
長崎街道	2003	飯塚宿・内野宿
福岡県の中近世城館跡Ⅰ－筑前地域編1－	2014	42件掲載あり
福岡県の近代和風建築	2018	2件掲載あり
福岡県の戦争遺跡	2020	掲載なし

(2) 文化財の調査の概要

福岡県が実施している埋蔵文化財以外の文化財の調査は、市町村に指示、指導のもと、調査依頼されることが多く、その成果は、市の資料として活用することができ、把握調査の基礎資料となります。このほか、研究会、個人が行った文化財の調査成果をあわせて本市の文化財調査の概要を説明します。

文化財の調査は大きく、把握調査と詳細調査に分かれます。また、埋蔵文化財では遺跡の有無を確認する際の試掘・確認調査、内容を明らかにする発掘調査があります。

※把握調査：文化財の簡単な内容や所在などがわかるレベルの調査を指します。

詳細調査：文化財の法量、内容、由緒などを調査し、個別の「調査カード」、「報告書」が作成できるレベルの調査を指します。

1) 有形文化財

① 建造物

福岡県により県内の「民家」（『福岡県の民家』1972）、「近世社寺」（『福岡県の近世社寺』1984）、「建造物」（『福岡県の建造物』1990）の詳細調査が実施され、報告書に市内の建造物について数件記載されています。その後、飯塚市において存否確認のための調査は行っていません。近世の建造物の場合、長崎街道に伴う宿場（飯塚宿・内野宿）が残り、特に内野宿においては往時の町並みを感じさせる建物もみられますが、ほとんどが明治時代に建て替えられたものです。

この他『福岡県の近代化遺産』（1990、『福岡県の近代和風建築』（2018）など日本の近代化を担った石炭産業にかかる建造物の詳細調査が行われ、報告書が刊行されています。旧飯塚市においては近代化遺跡について詳細調査を実施しており、『飯塚市近代遺跡（建造物等）調査報告書』（2001）を刊行しています。この調査では、建造物の由緒、平面、構造、意匠などを確認しています。

② 絵画・彫刻

歴史資料館、地域の交流センター（旧公民館）、市役所本庁及び支所、公立小中学校などの公共施設が所有・保管している絵画、彫刻などについて、令和4年10月時点詳細調査を実施中です。

③ 工芸品

西光寺に伝来する黒田如水が使用したとされる火鉢など一部の把握調査を実施しています。

④ 古文書

昭和51年（1976）から11年間、福岡県文化会館図書部（現：福岡県立図書館）によって、県内に所在する古文書などの調査、整理、採録、撮影が行われており、報告書が刊行されています。その後、産炭地域の石炭史料について緊急調査を実施し同様に報告書も刊行されています。旧庄内町において有松家文書（九州大学記録資料館所蔵）の一部や綱分八幡宮文書の詳細調査が行われ、報告書が作成されています。

⑤ 歴史資料

明星寺に伝来する江戸時代の縁起など一部の詳細調査を実施しています。

⑥ 考古資料

主に市が実施している発掘調査の出土品です。遺跡毎に整理を行い、調査報告書を刊行しています。遺構・遺物の実測図を掲載し、巻末に成果、考察を記述しており、資料として整理されています。

2) 無形文化財

① 芸能・工芸技術

該当する無形文化財は確認できていないため把握調査などは実施していません。

3) 民俗文化財

民俗文化財は、市史編纂にあわせて飯塚市全域を対象とし聞き取り調査などの詳細調査を実施しました。その成果については『飯塚市史』（2016）に掲載しています。

① 有形民俗文化財

有形民俗文化財は、日常の生活にかかるものを対象として、市内を農村地域・商業地域・旧炭鉱地域に分け、地域自治会の協力のもと聞き取りなどの詳細調査を実施しました。また信仰の対象となる石造物などについても、市内全域での所在、内容の詳細調査を実施しました。

また、福岡県博物館協議会の『福岡県の絵馬』刊行事業に伴い、市内全域の絵馬の詳細調査を行い、所在地、内容、作者などを把握しました。

② 無形民俗文化財

農耕儀礼、年中行事の中で行われる神楽、獅子舞などを対象として、市内全域での把握調査を実施しています。また、この他、地元に残る民謡、民話などについて過去に発行された自治体誌（史）の作成に伴う詳細調査で、所在、内容を整理しています。

4) 記念物

① 遺跡（史跡）

埋蔵文化財については、主に市内の土地開発に伴う有無確認のための試掘・確認を行う把握調査、記録保存のための発掘調査（詳細調査）を実施し、報告書を刊行しています。このほか、史跡指定などの保護措置を目的とした遺跡の内容を確認する詳細調査を実施しています。

② 名勝地（名勝）

『旧伊藤伝右衛門邸庭園調査報告書』（2010）の刊行に伴い、一部詳細調査を実施しています。

③ 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

古木、大木などは地元、研究会などにより詳細調査が行われ、筑豊博物研究会の会誌により報告されています。

5) 伝統的建造物群

内野宿では、一部の建物について把握調査を実施しています。このほか、幸袋本町の町並みは往時の面影が残っていますが、把握調査は実施していません。

(3) 文化財の調査の課題

文化財は、放置すれば劣化・老朽化が進むため、常に気を配る必要があります、その価値を損ねないようにしなければなりません。そのためには、文化財の種類ごとに計画的な把握調査が必要です。そして、文化財のおかれた状況に応じて詳細調査を実施していく必要があります。

これまでの文化財の調査についての課題は以下のとおりです。

建造物は、県により「民家」「社寺」「建造物」の調査が行われていますが、その後の調査は実施されておらず、改めて存否確認を含んだ把握調査が必要です。絵画・彫刻は、公共施設で所有・保管している資料について詳細調査を実施しています。工芸品については、改めて全ての時代の資料を対象として把握調査を実施する必要があります。

古文書は、全地域を対象に県・地元研究会により把握調査が行われていますが、歴史資料は、近世の一部を除いて把握調査ができていません。考古資料のうち発掘調査出土品については、一部を除き詳細調査が行われています。ただし、毎年発掘調査が行われ、新たに出土品が発見されるため、今後も継続的に詳細調査を行う必要があります。

無形文化財は、芸能及び工芸技術とも状況を把握できていません。今後、全ての時代で把握調査を実施する必要があります。

有形民俗文化財は、社寺に奉納されている絵馬や石造物などは把握調査を行っています。しかし、人々の生活に密着し使用された農具や信仰に関わる道具などは、個人所蔵が多く、現在も使用されているものもあるため、全ての把握調査は困難と考えられます。無形の民俗文化財については、人々により伝承されていくものであるため、後継者不足、高齢化によって途絶えることのないよう、記録保存などの詳細調査などを通して実施状況を把握し、次世代への継承を図る必要があります。

遺跡は、市内全域において発掘調査が行われていますが、そのほとんどが開発を目的とした詳細調査で、記録保存に留まっています。名勝地(名勝)は、研究団体により一部把握調査が行われ、文化的景観は全ての時代で把握調査が未実施であるため、調査が必要です。

伝統的建造物は、近世以降の把握調査が実施できていないことから、長崎街道の内野宿など地区全体の把握調査が必要です。

■既存の文化財の把握・詳細調査の実施状況

	有形文化財						無形文化財		民俗文化財					記念物			文化的景観	伝統的建造物群		
	建造物	絵画・彫刻	工芸品	古文書	歴史資料	考古資料	芸能	工芸技術	有形			無形		遺跡（史跡）	名勝地（名勝）	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）				
									生活	信仰	石造物	芸能	口頭伝承							
原始	-	-	-	-	-	▲ ※5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
古代	-	-	-	-	×	▲ ※5	×	△ ※4	● ※6	● ※6	● ※6	○ ※6	○ ※6	▲ ※7 ※9	▲ ※7	● ※1	×	-		
中世	-	×	×	● ※1	×	▲ ※5												-		
近世	▲ ※1	▲ ※3	▲ ※4	● ※1	▲ ※4	▲ ※5												-		
近代	● ※2	▲ ※3	×	● ※1	▲ ※4	▲ ※5												-		
現代	-	▲ ※3	×	-	×	-												-		

- ：全地域を対象に詳細調査
- ▲：一部（地域）を対象に詳細調査
- ：全地域を対象に把握調査
- △：一部（地域）を対象に把握調査
- ：対象なし・存否不明
- ×

- ※1 県・地元研究会等による調査
- ※2 県及び旧飯塚市において調査
- ※3 公共施設所有の絵画等を調査中
- ※4 展示に伴う調査
- ※5 主に発掘調査による出土品
- ※6 市史作成時に調査
- ※7 保存・活用を目的とした調査
- ※8 環境省・福岡県のRDBを参考とした。
- ※9 発掘調査

第3章 飯塚市の歴史文化の特徴

第1・2章から明らかになった歴史文化の特徴を整理すると次のようになります。

1 海と大陸が繋がった 石庖丁の里

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、古代より人の往来・物の流通の要衝でありました。また、北部九州沿岸は大陸文化の門戸として重要な地であり、様々な文化が流入・蓄積し日本各地に広がっていきました。北部九州沿岸に近い飯塚市の発展の基礎は、弥生時代に形成されたといっても過言ではありません。

飯塚市を含む筑豊地域は、縄文時代以前の文化は存在しないとまで言われていましたが、現在においては調査も進み、30か所以上の遺跡や遺物が発見されています。さらに弥生時代になると爆発的に遺跡が増加します。これは、弥生時代の定義の一つである水稲耕作が福岡県・佐賀県沿岸部周辺で開始され早々に当地域に伝播したことや、遠賀川周辺の低い丘陵によって形成された谷間や湿地など、地形的に耕作に適した土地が広がっていたことが大きな要因と考えられます。

また、生業として取り入れられた稲作をより合理的に生産性を高めるため、稲穂を摘む道具として石庖丁が使用されます。飯塚市では北西部の笠置山麓で産出した石材を加工して石庖丁を大量に生産し、流通により広範囲の交易をおこなったことで、立岩遺跡を中心とした地域はムラからクニへと発展していったと考えられます。

遠賀川流域で発見され弥生前期土器の総称となった「遠賀川式土器」は、稲作文化（技術）を伴って遠賀川流域から東進し、やがて本州東北地方まで達しています。

古墳時代になると、飯塚を含む北部九州地域は、ヤマト王権における対外交渉の拠点として発展しました。竪穴式石室をもち三角縁神獣鏡が出土した忠隈1号墳、朝鮮半島からの影響を受けた横穴式石室が見られる古墳など、ヤマト王権との深い関わりや、外来文化の影響を示す古墳などが見られます。川島古墳など、県内では遠賀川流域や筑後川流域に多く見られる装飾古墳も見られます。朝鮮半島から生産技術が伝わった須恵器の生産も行われました。

このように原始の飯塚は、「文化・人・もの」の流通によって成立した地域と言えます。

2 人の往来とモノの動き

飯塚市は、東西南の三方を山々に囲まれ、盆地の中央を南から北へ遠賀川が流れています。

そして、この遠賀川の水上交通と市内を東西南北に走る道路などにより、陸上交通の接点に位置することから、水陸交通の要衝としての役割を果たしてきました。

(1) 大宰府官道

古代、中央集権国家体制をとる律令国家は、中央と地方を緊密に連絡する必要がありました。そのため、交通制度を定め、官道を整備していきます。また、中央と地方の間の緊急情報網整備のため駅制も布かれました。本市においても豊前地域と大宰府を結ぶ駅路がとおり、嘉麻郡に「綱別駅」、穂波郡に「伏見駅」の二駅が小路として設置されました。

「綱別駅」は現在の飯塚市綱分付近（旧嘉穂郡庄内町）に比定されますが、駅名に関する遺称のみで付随する施設の痕跡などは発見されていません。また「伏見駅」に関する遺称は残っておらず、位置についても諸説唱えられています。

官道沿いの大分地区に大分廃寺が建立されています。ここでは新羅系古瓦が用いられており、同じ瓦が出土する豊前地域と関わりが深かったことが考えられます。

7世紀頃に鹿毛馬神籠石が築かれたと考えられています。白村江の戦いに勝利した唐・新羅が日本に攻めてくることを想定し、大宰府防衛のために水城や大野城が築かれますが、神籠石も国土防衛のために築かれたと考えられています。

この地域は、官道・駅家の設置など国家事業の一端を担い、人・もの・情報などが往来していたことが安易に想像でき、当地が重要な地域であったことが伺えます。

（2）長崎街道

長崎街道とは、豊前国小倉又は大里を起点に、江戸期に海外に開かれた門戸である肥前国長崎に至る道筋で五街道に次ぐ脇街道です。街道筋には宿場が置かれ、筑前国内には黒崎宿・木屋瀬宿・飯塚宿・内野宿・山家宿・原田宿が設置され「筑前六宿」と呼ばれました。このうち、本市には飯塚宿、内野宿が置かれました。

① 飯塚宿

文禄・慶長年間に黒田官兵衛（如水）・長政が朝鮮出兵の際や関ヶ原の合戦後、中津から筑前に入国したとき飯塚を通過、立ち寄った地です。以後、福岡藩・黒田官兵衛により八木山峠（石坂の道）を中心に改修・整備され、博多往還（篠栗街道）の要所となりました。また長崎街道開通後は宿場として賑わいました。

② 内野宿

内野宿は、山家宿から冷水峠を越え、飯塚宿までの宿場として賑わい栄えました。

この宿は慶長年間、母里太兵衛（黒田二十四騎の一人）が福岡藩主黒田長政の命により冷水峠・内野宿の開削、整備にあたりました。江戸期を通して飯塚宿同様、参勤交代の大名や幕府高官などの他、伊能忠敬・司馬江漢・大田南畝・シーボルト・ケンペルなど著名人の往来の記録・資料も残ります。

（3）遠賀川

遠賀川流域は、水量が豊かで水運交通・流通が発達し、江戸時代に、年貢米や石炭を積み出し運ぶ川かわ船ふねの船場が設置されました。また、支流から片島・幸袋・中・柳橋・目尾までの五か村用水によって地域の水田化が行われました。

石炭は、遠賀川流域に層をなして広く埋蔵されており、その石炭を採掘し筑豊以外の地域に石炭を販売流通させていきました。この石炭輸送の大動脈が遠賀川水系でした。

一方で、遠賀川本流と穂波川の合流する飯塚は、標高が低く、水害によって鉄道や炭鉱施設に莫大な被害を受けたので、遠賀川の改修工事が進められています。人々の長年の遠賀川との関わりにより、現在も水辺の豊かな自然景観を有し、各地域における保存樹なども合せて豊かな自然環境が形成されています。

3 炭鉱で輝いた いづか

我が国の近代化に貢献した筑豊炭田の「筑豊」の呼び名は、明治時代の石炭産業から生まれたものです。筑前国の嘉麻・穂波・鞍手・遠賀四郡と豊前国の田川郡の五郡の組合が筑前国豊前国石炭業組合を組織し、遠賀川を運航する川船の船頭により「筑豊五郡川かわひらた同業組合」が設立され「筑豊」の呼称が生まれました。また、鉄道が筑豊内部まで敷設され、石炭採掘・物流と遠賀川が組み合わさって「筑豊」地域として認識されています。

この明治時代以降、遠賀川水系流域に幾多の炭鉱が開坑されました。本市では鯉田、平恒、枝国、目尾、大分、勢田などに主要な炭鉱があり、平恒には巻き上げ機台座、目尾炭坑跡には筑豊最初の蒸気ポンプ排水による竪坑関連の遺構が残されています。

また、石炭採掘で成功を収めた人物として、麻生太吉、伊藤傳右エ門が有名で、旧伊藤家住宅及び旧伊藤傳右エ門氏庭園が国指定文化財となっています。さらに、炭鉱で働く人の娯楽施設であった「中座」が昭和期に嘉穂劇場として再開場し、国登録有形文化財となっています。

昭和時代初期の石炭の増産とともに、炭鉱住宅が整備され、飲食店、購買会、映画館・劇場などが整備され、お祭りも行われ、町は活気にあふれました。また、炭鉱労働は地下の作業で危険が伴うため、仕事仲間との結びつきが強く、緊密な人間関係が生まれ、連帯意識から助け合いの精神と人情味溢れる社会が形成されました。この精神は今も引き継がれています。

かつて、八木山峠からは夜間、燦然として昼間のような光に包まれた炭鉱夜景を見ることができましたが、現在往時の名残りを留め、直接見ることができるのは、忠隈のボタ山などに限られています。しかし、市民の心に残る炭鉱時代の活気あるまちの姿を、炭鉱の遺構、近代化遺産とともに次の世に伝えることができることは、本市が誇れる歴史文化と言えます。

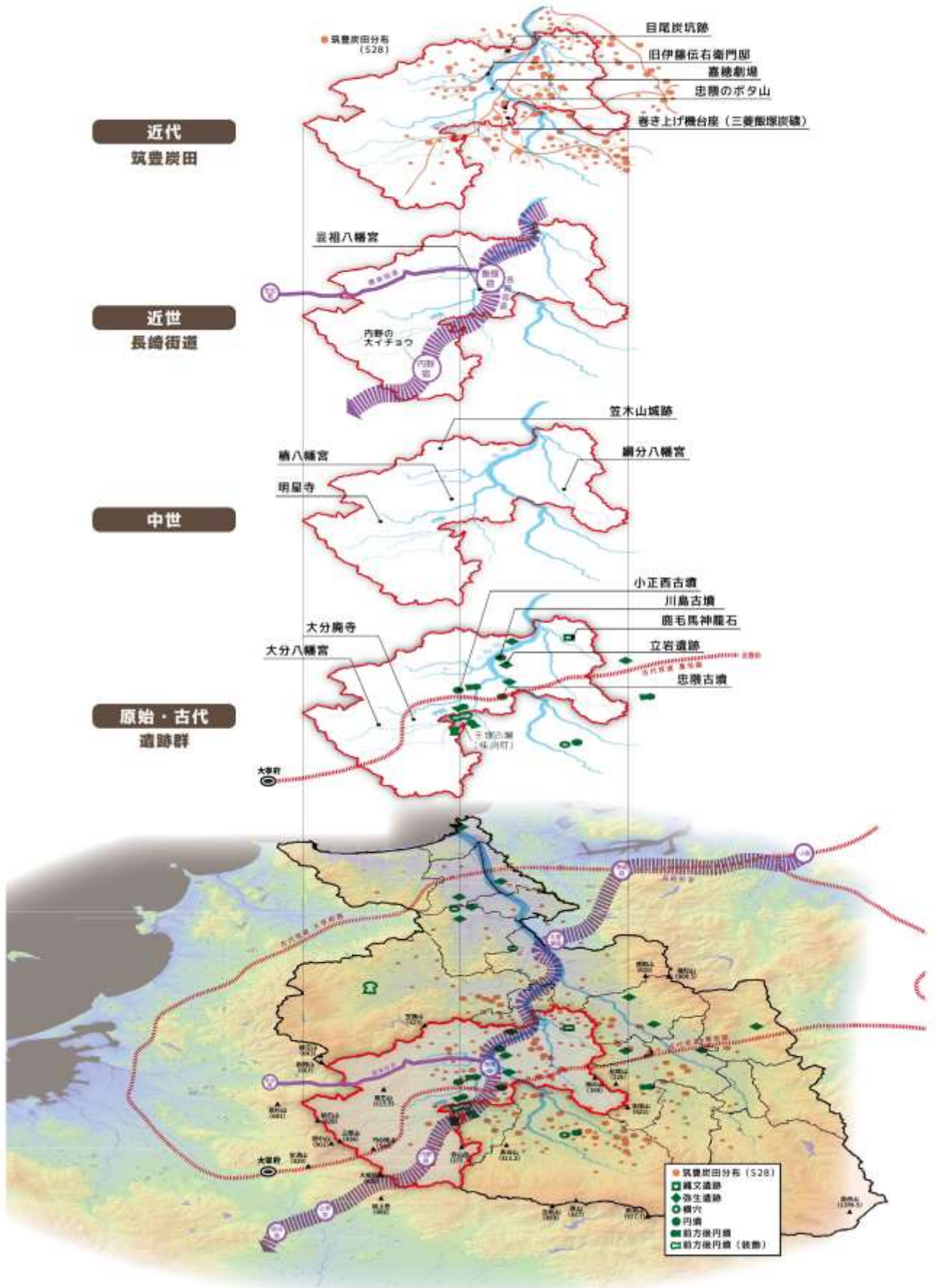
4 獅子が舞う 里の祭り

本市は獅子舞の名所であり、これは、大分八幡宮から伝承され、広がったものと推定されています。戦国時代の戦乱で途絶えていた大分八幡宮の神事・祭事を、京都府の石清水八幡宮の獅子舞の習得により、大分八幡宮放生会に奉納したものが現在まで引き継がれたもので、福岡県内に広く伝承されています。福岡の獅子舞の原点は本市にあると言えます。

綱分八幡宮神幸行事は、放生会御神幸祭ともいわれ、御神体が本殿を出て浮殿まで神幸する祭礼で、獅子舞のほか、神楽・流鏝馬・相撲などが行われます。

神社に奉納される絵馬も、市内で最も古いのは大分八幡宮にあり、次いで曩祖八幡宮にも数多く残されています。

また、飯塚祇園山笠が曩祖八幡宮に奉納する祭りから市民まつりとして引き継がれています。このように、本市は、獅子舞・絵馬などの伝承された貴重な文化財があります。



▲ 飯塚市の歴史文化の特徴

第4章 関連文化財群

1 関連文化財群の設定

(1) 関連文化財群設定の意義と条件

1) 関連文化財群設定の意義

関連文化財群とは、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものです。群として捉えることで本市の歴史文化の特徴や価値をわかりやすく発信し、効果的に活用を図ることが可能となります。

2) 関連文化財群設定の条件

関連文化財群設定の意義を踏まえ、次の条件により設定を行うものとします。

■設定の条件

- ① 飯塚市の歴史文化の特徴を反映し、その魅力をわかりやすく伝えるものとします。
- ② 市民などが共感でき、地域活性化や歴史学習などの活動促進につなげられる内容・構成とします。
- ③ 市外からの来訪者にアピールでき、市内観光の振興につながる内容・構成とします。
- ④ ストーリーは、現在把握している文化財（指定・未指定文化財）で構成します。
- ⑤ 今後、新発見の文化財や詳細調査によって新事実が判明した文化財は、新しい関連文化財群の設定あるいは既存の関連文化財群への追加を検討します。

(2) 関連文化財群

歴史文化の特徴に基づき、下表の(1)～(5)の関連文化財群を設定しました。各々の関連文化財群について、小テーマを設定し、それを構成する文化財については、以下のとおりとします。

歴史文化の特徴	関連文化財群	小テーマ	構成要素 (○指定・登録、●未指定)	エリア
1. 海と大陸が繋がった石庖丁の里	(1) 石庖丁の交易と小国の成立	①米作りの開始 ②石庖丁の生産と流通 ③立岩遺跡の繁栄 ④不弥国の推定地	遠賀川式土器●など 下ノ方遺跡(石庖丁加工遺跡)●など 岩堀田甕棺遺跡(市)○など 向田遺跡石棺墓出土後漢鏡●など	全市的 エリア
	(2) 古墳の築造と須恵器の生産	①古墳の築造 ②須恵器の生産	寺山古墳●など 井手ヶ浦窯跡出土品●	全市的 エリア
2. 人の往来とモノの動き	(3) 遠賀川の水運	^{かわひらた} ①川 簾 ②石炭の運搬	舩石(市)○、 ^{かわひらたろ} 川 簾 槽●など 山本作兵衛炭坑記録画●	遠賀川 エリア
	(4) 陸上交通の発達	①古代官道 ②長崎街道と宿場町 ③鉄道の発達	大分廃寺塔跡○、鹿毛馬神籠石○など 内野家文書●、内野の大イチョウ(県)○など 勝盛公園の蒸気機関車●	官道・ 街道 エリア
3. 炭鉱で輝いた izzu づか	(5) 筑豊炭田の発展	①炭鉱 ②炭鉱経営者 ③炭鉱の生活	目尾炭坑跡(国)○など 旧伊藤家住宅(国)○など 嘉穂劇場○、筑豊の紙芝居及び上演用具(県)○など	全市的 エリア

2 関連文化財群

1. 海と大陸が繋がった 石庖丁の里

関連文化財群の名称 (1) 石庖丁の交易と小国の成立						
ストーリー						
① 米作りの開始						
<p>飯塚を含む北部九州地域は、日本列島で最も早くから大陸の稲作文化を受容した地域です。縄文時代晩期から稲作を始めました。それまでの狩猟生活から農耕への移行により、生活は豊かになり、人口は増加していきました。そのため、弥生時代になると、それ以前よりも遺跡数が大きく増加します。水田稲作文化は、西日本から東日本へと広がり、これを証明する物証として弥生土器のなかで最も古いといわれる遠賀川式土器があります。この土器は、壺・甕・鉢・高坏からなり、遠賀川沿いで確認され、この土器のセットは福岡県から愛知県まで見られ、炭化米も発見されています。また、木材の伐採・加工・調整を行う石斧や農具として大陸系磨製石器が朝鮮半島から流入しています。</p>						
② 石庖丁の生産と流通						
<p>石庖丁は、稲の穂摘み具として使用された石器で、初期の稲作では欠かせない収穫具となっていました。弥生時代前期から中期にかけて飯塚の立岩丘陵に住む人々は、宮若市との境にある笠置山で採れる輝緑凝灰岩を加工して石庖丁を大量に生産し、周辺地域と広く交易していたと考えられています。下ノ方遺跡は立岩遺跡に繁栄をもたらした石庖丁の製作跡として知られています。立岩丘陵で生産された石庖丁は、福岡県内にとどまらず、その周辺の佐賀県・大分県からも広く出土しています。</p>						
③ 立岩遺跡の繁栄						
<p>飯塚の立岩丘陵上に住む人々は、石庖丁を大量に生産し、その交易によって生活を豊かにしていきました。その過程で立岩丘陵上に住む人々は、嘉穂盆地で最も有力な集団へと発展しました。立岩・堀田甕棺遺跡からは、首長墓であることを示す前漢鏡などの副葬品が数多く出土し、焼ノ正遺跡からは銅戈の鋳型片が採集されています。</p>						
④ 不弥国の推定地						
<p>飯塚は、立岩遺跡が示すように、邪馬台国時代の前段階、弥生時代中期に既にクニとしてのまとまりをみせる地域であることから、「魏志倭人伝」に記載された国のうち、邪馬台国連合を構成する国の一つである不弥国の推定地とされています。弥生時代後期から古墳時代初頭に築造された向田遺跡や谷頭遺跡から出土した後漢鏡などはクニの存在を推定させる資料で、嘉穂盆地の広い範囲において、大陸と結ばれた不弥国の存在を示しています。</p>						
時代	地域	小テーマ	構成要素			
			番号	種別	文化財の名称	指定等
弥生	市全域	① 米作りの開始	1	考古資料	遠賀川式土器	未指定
			2	考古資料	炭化米	未指定
			3	考古資料	大陸系磨製石器	未指定
	立岩を中心とした遠賀川上流域	② 石庖丁の生産と流通	4	遺跡(史跡)	笠置山(石庖丁原材料産出地)	未指定
			5	遺跡(史跡)	下ノ方遺跡(石庖丁加工遺跡)	未指定
		③ 立岩遺跡の繁栄	6	考古資料	立岩運動場遺跡出土品	市指定
			7	遺跡(史跡)	立岩・堀田甕棺遺跡	市指定
		④ 不弥国の推定地	8	考古資料	立岩遺跡堀田甕棺群出土品	国指定
			9	考古資料	焼ノ正出土銅戈鋳型片	市指定
			10	考古資料	向田遺跡石棺墓出土後漢鏡	未指定
				11	考古資料	谷頭遺跡出土後漢鏡

写真



遠賀川式土器



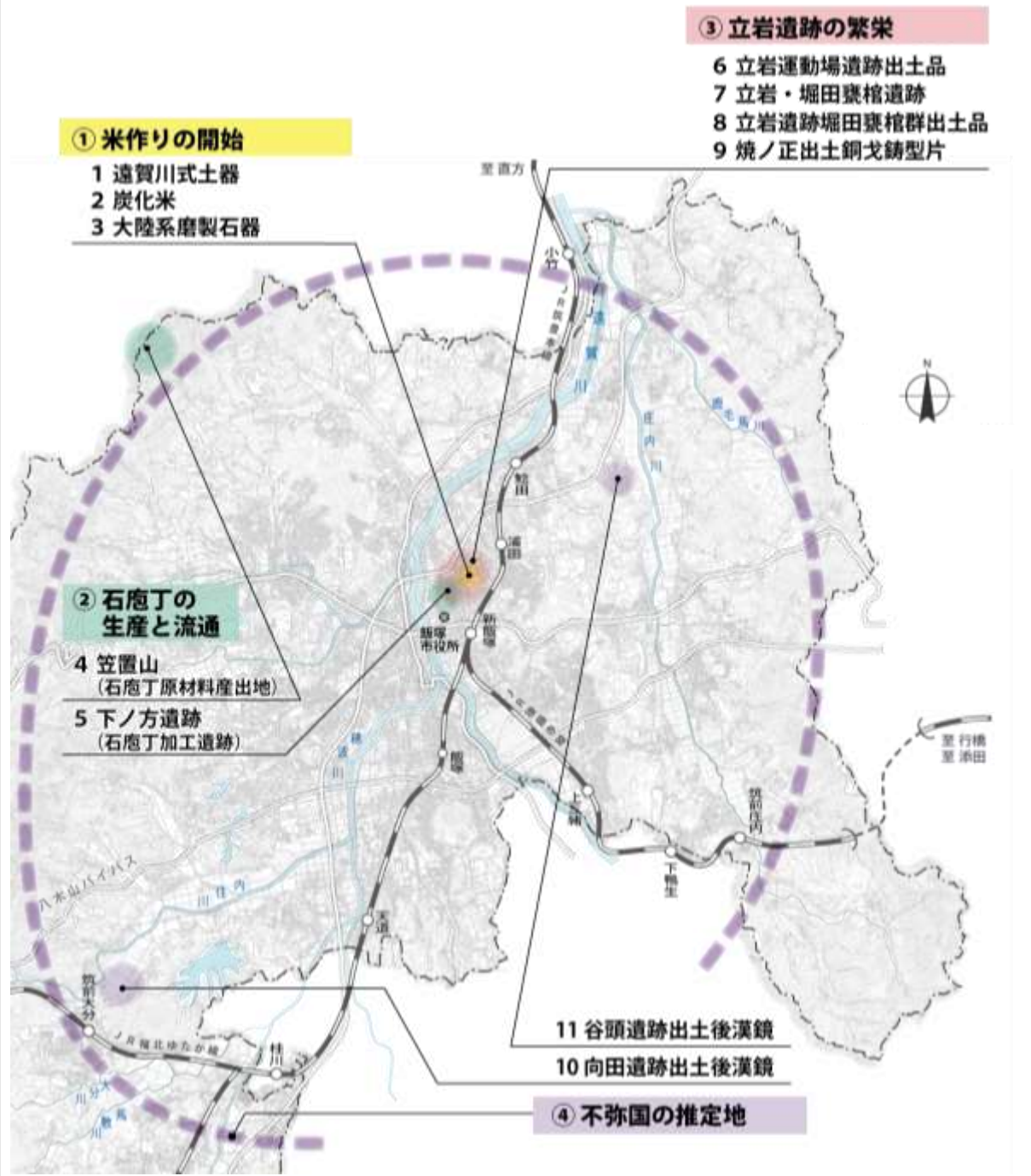
立岩・堀田甕棺遺跡



向田遺跡石棺墓出土後漢鏡

位置図

■ 関連文化財群 (1) 「石庖丁の交易と小国の成立」の構成要素と位置



関連文化財群の名称 (2) 古墳の築造と須恵器の生産

ストーリー

① 古墳の築造

3世紀後半から6世紀後半までの古墳時代において、飯塚を含む北部九州地域は、ヤマト王権における対外交渉の拠点として発展し、特に筑紫国造磐井の乱後に屯倉が設置されるなど、重要な地域となっていました。この時期、当時の支配者のヤマト王権との関わりを示す前方後円墳や円墳などの古墳が多数築造されました。

4世紀になると、堅穴式石室をもち三角縁波文帯三神三獣鏡が出土した忠隈1号墳や辻古墳が出現し、ヤマト王権との深い関わりが見られます。また、遠賀川本流と穂波川の合流する地点にある辻古墳には後漢鏡や長さ120cmの鉄刀が2本副葬されていました。

5世紀の終わりから6世紀の初め頃には、小正西古墳やホーケントウ古墳などが築造されます。小正西古墳は大型の円墳で、円筒埴輪列、人物埴輪や、朝鮮半島と係わりの深い馬具・武具などの多くの副葬品が出土し、ホーケントウ古墳は前方後円墳で墳丘から円筒埴輪が確認されています。

遠賀川流域では、6世紀中頃に装飾古墳が出現し、6世紀末には川島古墳、山王山古墳などが築造されます。川島古墳は、玄室奥壁に冠のある人物や多数の円文が彩色で描かれています。山王山古墳は、玄室奥壁に円文が壁面をたたき窪めて模様を描く特殊な敲打技法で描かれています。

② 須恵器の生産

古墳時代になると、朝鮮半島から伝わった技術による須恵器の生産も行われました。須恵器は1000℃を超える高温で焼いた土器であり、井手ヶ浦窯跡群で6世紀後半から7世紀前半にかけて生産が行われました。中でも青灰色の硬い陶器質で有蓋三足壺や平底の壺などの珍しい器形があります。その生産を統括していた集団は、飯塚における有力な集団の一つになっていました。井手ヶ浦窯跡群の周辺には、市内最大級の前方後円墳である寺山古墳の他、装飾古墳を含む川島古墳群など多くの古墳が見られ、須恵器は、古墳や横穴墓の副葬品としても使用されています。

時代	地域	小テーマ	構成要素			
			番号	種別	文化財の名称	指定等
古墳	市全域	① 古墳の築造	1	遺跡(史跡)	忠隈1号墳	未指定
			2	考古資料	忠隈1号墳出土品	市指定
			3	考古資料	辻古墳出土品	未指定
			4	遺跡(史跡)	小正西古墳	県指定
			5	考古資料	小正西古墳出土品	県指定
			6	遺跡(史跡)	川島古墳	県指定
			7	考古資料	川島古墳出土品	市指定
			8	遺跡(史跡)	川島古墳群	市指定
			9	遺跡(史跡)	ホーケントウ古墳	未指定
			10	遺跡(史跡)	山王山古墳	県指定
			11	遺跡(史跡)	寺山古墳	未指定
	鯉田	② 須恵器の生産	12	考古資料	井手ヶ浦窯跡群出土品	未指定

写真



忠隈1号墳出土品



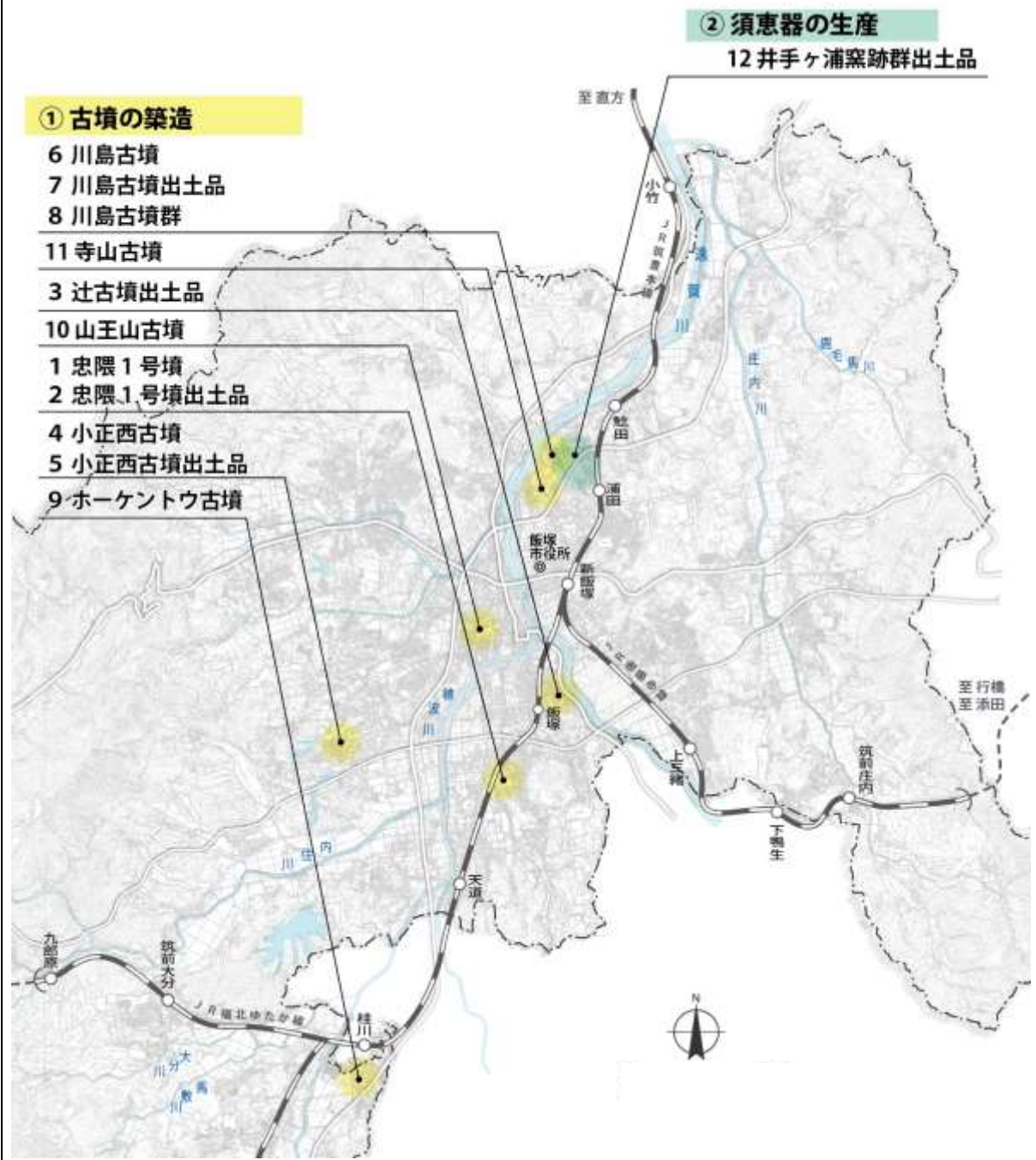
川島古墳群



井手ヶ浦窯跡群出土品

位置図

■ 関連文化財群 (2) 「古墳の築造と須恵器の生産」の構成要素と位置



2. 人の往来とモノの動き

関連文化財群の名称 (3) 遠賀川の水運

ストーリー

① 川艦

九州で筑後川に次ぐ長さを有する遠賀川は、その源流は標高が約977mの馬見山にあり、筑豊の平地を南北に緩やかに曲線を描きながら流れ響灘に注ぎ込んでいます。平地では水深が浅く、渡し船の運行も容易な川でした。古代から遠賀川水運は、流域の交通・物流の大動脈であり、飯塚は遠賀川の上流域にあり、川船による人やモノの往来が盛んに行われ、地域の発展につながりました。

度々洪水に見舞われたことから藩主黒田長政は、元和7年(1621)から堀川の掘削を開始し、宝暦13年(1763)の開通後、当時焚石と呼ばれた石炭をはじめ、蠟、菜種、醤油、陶器、生糸などが運搬されました。天保9年(1835)には、かんがい用水路として五か村用水路が完成し、その後、明治時代後期に洪水対策として川島旧道の水門が完成しています。

古くから丸木船や小型の船で運搬していましたが、観世音寺文書の記載では、平駄(川船)を使って、大治5年(1130)に観世音寺の碓井庄から奈良の東大寺に年貢米を送った記録があります。碓井から芦屋津まで川艦で、芦屋津から淀津(現京都府伏見区)まで海船で運び、荷駄で東大寺まで運んだとされます。

② 石炭の運搬

近世になると年貢米や石炭を運び、石炭の運搬がより増大するのは江戸時代中期以降で、特に明治時代以降は石炭の運搬が主となり、石炭産業の発展に大きく寄与しました。

川艦は、五平太船とも言われており、居間の設備があるものを世帯船と呼び、船竿笥、水甕、竈を備えていました。

遠賀川流域には、川艦を陸地につなぎとめる石柱である舩石が建てられました。舩石は風化が激しいため現在は飯塚市歴史資料館に保存展示されています。

また、船頭が船の運航安全を願って勧請した石祠が、鯉田、川島、幸袋、飯塚、上三緒の神社境内に確認できます。また、水運安全祈願のため神社に奉納した常夜灯や鳥居が建立されています。

さらに、明治39年(1906)頃から昭和30年(1955)頃まで約50年にわたり炭鉱生活を続け、自らの体験をもとに炭鉱の姿を克明に描いた田川市所有の山本作兵衛炭坑記録画が県の有形民俗文化財に指定され、わが国の「世界の記憶」の第一号に登録されました。その炭坑記録画の中に「川ひらたと鉄道」という作品があり、川艦から鉄道運送へ変わる歴史を物語る貴重な資料となっています。

時代	地域	小テーマ	構成要素			
			番号	種別	文化財の名称	指定等
近代	遠賀川 エリア	① 川艦	1	建造物	舩石	市指定
			2	有形民俗文化財	川艦櫓	未指定
			3	有形民俗文化財	川艦の船竿笥	未指定
			4	建造物	川島旧道の水門	未指定
			5	建造物	船頭勧請の石祠	未指定
			6	建造物	船頭奉納の常夜灯	未指定
			7	建造物	船頭奉納の鳥居	未指定
		② 石炭の運搬	8	絵画	山本作兵衛炭坑記録画	未指定

写真



舫石



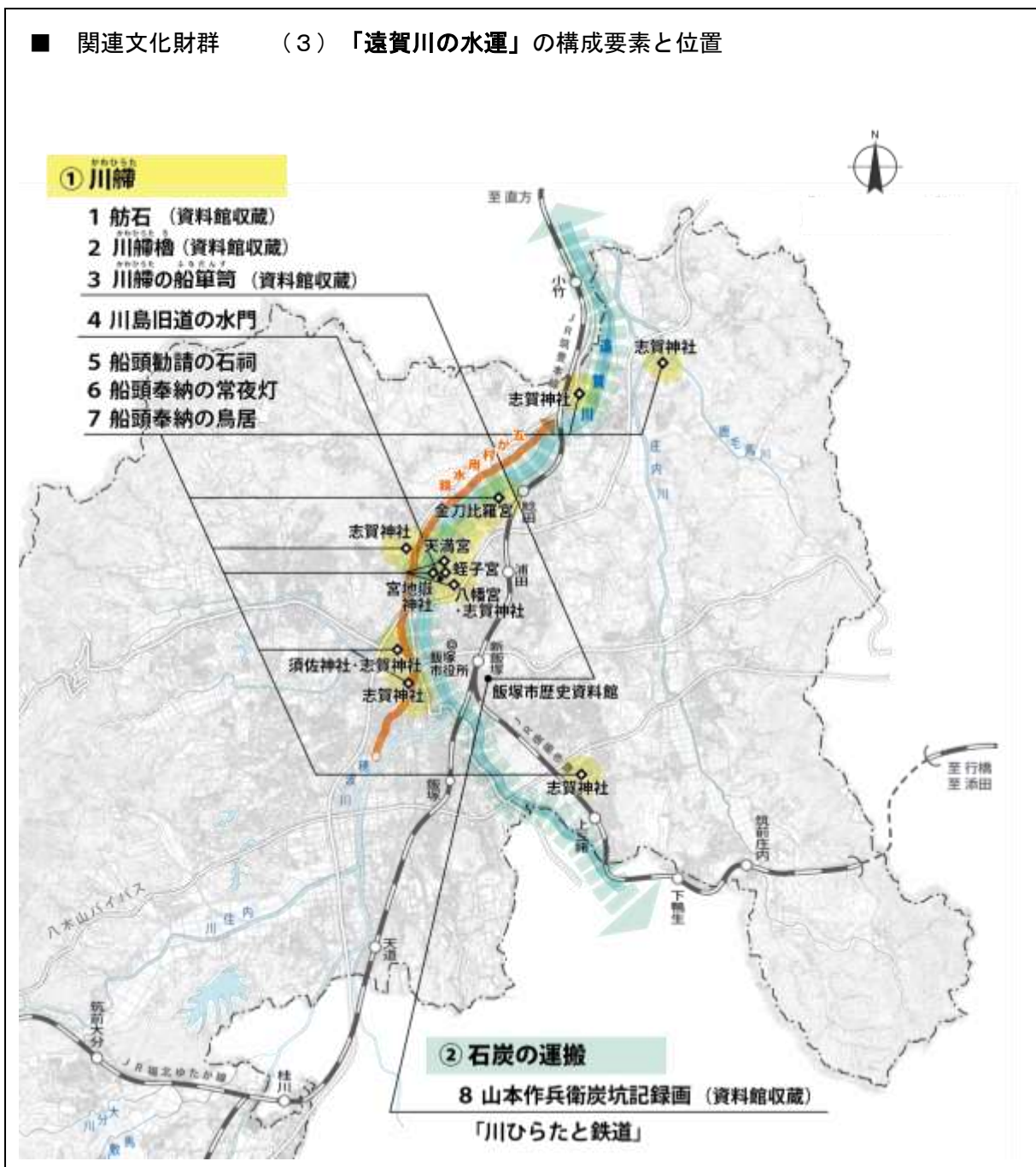
かわひらた ふなだんす
川舳の船筆筒



山本作兵衛炭坑記録画
「川ひらたと鉄道」

位置図

■ 関連文化財群 (3) 「遠賀川の水運」の構成要素と位置



関連文化財群の名称 (4) 陸上交通の発達

ストーリー

① 古代官道

飯塚は古代官道、長崎街道など主要な陸路が通り、それを利用した人やモノの往来が盛んに行われ、地域の発展につながりました。古代、ヤマト王権は、交通網の充実のため、国と国、屯倉と屯倉を結ぶ官道の整備を進めました。その中で、北部九州において、大宰府と豊前国を官道で結び、要所に駅家を設け、役人、物資、情報移動の効率化、迅速化を図りました。本市においては、綱別駅・伏見駅がそれぞれ旧庄内町綱分と旧穂波町高田付近に比定されています。高田は大分と接しており、旧官道と大分廃寺塔跡（国指定史跡）との何らかの関連性があります。

また、前述の官道の整備、大分廃寺の建立とほぼ同時期の国家事業として、神籠石の造営があげられます。神籠石は北部九州、瀬戸内海沿岸に16カ所が確認されています。鹿毛馬神籠石は7世紀頃の造営と考えられ、663年、白村江の戦いに勝利した唐・新羅が日本に攻めてくることを想定し、水城や大野城などの山城を築き、神籠石も国土防衛のために造営したと考えられています。

② 長崎街道と宿場町

江戸時代には、長崎出島と小倉を結び、九州一の幹線道路である長崎街道が通り、市内には街道の宿場町として飯塚宿と内野宿がありました。多くの往来があり、外国文化も街道沿いに伝わりました。飯塚宿は、交通の要衝であり、ここを通過した長崎奉行は飯塚宿で宿泊したと言われています。水運との連絡もありました。飯塚宿は、現在の本町商店街へと受け継がれています。飯塚宿の旅籠亀屋の主人である亀屋惣市の遺品（たばこ入れ）、小林文吉の遺品（肖像画）が残されています。また、飯塚宿の人通りの多いところに禁令や法令を墨書し、掲示された飯塚宿の制札が歴史資料として残されています。

内野宿は、黒田長政の命を受けた母里太兵衛が内野太郎左衛門の協力で設立した宿場で、現在も江戸期に建てられた白壁、格子戸が残されています。宿場は南北の構口を結ぶ直線の上町・下町と中央から西に直角に折れた小路により構成され、小路のつきあたりには内野の大イチョウがあり県指定の天然記念物となっています。内野宿から冷水峠へ登る途中で石畳となり、「冷水峠の石畳」として「平成8年文化庁の歴史の道百選」に選定されています。また、街道沿いでは「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」として日本遺産に認定された砂糖や菓子文化にふれることができます。

③ 鉄道の発達

明治時代に入り、石炭を北九州に運ぶため、筑豊の炭鉱主が発起人となり設立された筑豊興業鉄道の若松―直方間が明治24年（1891）に開通し、直方―飯塚間が明治26年（1893）に開通しました。これにより筑豊の石炭産業は大きく発展しました。石炭の輸送には、D51・D60などの蒸気機関車が昭和40年代まで活躍しています。路線は飯塚から幸袋、臼井、原田まで延伸し地域の発展に寄与しました。

写真



内野宿御茶屋跡



亀屋惣市遺品

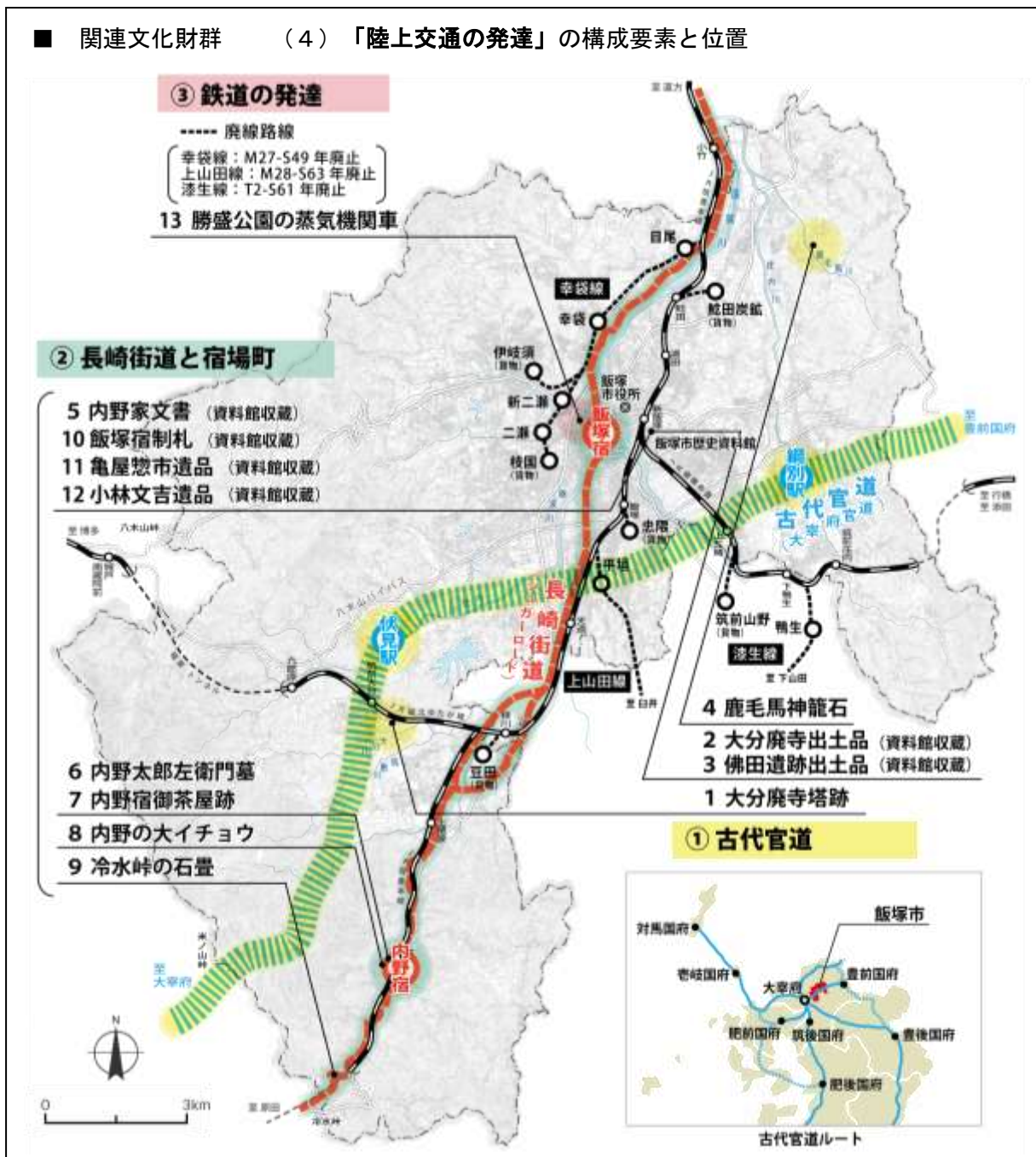


勝盛公園の蒸気機関車

時代	地域	小テーマ	構成要素			
			番号	種別	文化財の名称	指定等
古代	官道沿道	① 古代官道	1	遺跡（史跡）	大分廃寺塔跡	国指定
			2	考古資料	大分廃寺出土品	未指定
			3	考古資料	佛田遺跡出土品	未指定
			4	遺跡（史跡）	鹿毛馬神籠石	国指定
近代	長崎街道沿道	② 長崎街道と宿場町	5	古文書	内野家文書	未指定
			6	遺跡（史跡）	内野太郎左衛門墓	未指定
			7	遺跡（史跡）	内野宿御茶屋跡	未指定
			8	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	内野の大イチョウ	県指定
			9	遺跡（史跡）	冷水峠の石畳	未指定
			10	有形民俗文化財	飯塚宿制札	未指定
			11	有形民俗文化財	亀屋惣市遺品	未指定
			12	有形民俗文化財	小林文吉遺品	未指定
近代	全市域	③ 鉄道の発達	13	有形民俗文化財	勝盛公園の蒸気機関車	未指定

位置図

■ 関連文化財群 (4) 「陸上交通の発達」の構成要素と位置



3. 炭鉱で輝いた いいつか

関連文化財群の名称 (5) 筑豊炭田の発展						
ストーリー						
<p>① 炭鉱</p> <p>初期の採炭において、水が出る度に新たに坑口を開いていたため、出水が作業の隘路となっていました。出水対策として目尾炭坑では、筑豊で初めて蒸気機関による排水ポンプ導入に成功します。これを嚆矢として炭鉱の機械化が進み、全国採炭量の過半を筑豊地域が占めるようになり、石炭産業の隆盛とともに飯塚は、筑豊地域の中心都市として栄えました。炭鉱操業中にボタ捨てでできた住友忠隈炭砒のボタ山は全国的に規模が大きく、近代化の象徴と言えます。目尾炭坑跡は、遺構の発掘調査により、直方市と田川市の遺跡とともに「筑豊炭田遺跡群」として平成30年(2018)に国の指定を受けています。また、巻き上げ機台座(三菱飯塚炭礦)は、筑豊炭田最大級の台座を有し、煉瓦とコンクリート造りの近代化遺産であり、住友忠隈炭砒第四坑巻上機は煉瓦造りの基礎が残されています。</p> <p>② 炭鉱経営者</p> <p>筑豊の石炭採掘は、明治2年(1869)に鉱山開放の布告により、誰もが自由に採掘が可能となりましたが、炭鉱の開発に成功した貝島太助、安川敬一郎、麻生太吉の三人を「筑豊の御三家」と呼称しました。そして、石炭採掘で成功を取めた人物を筑豊の石炭王などと呼びました。本市では伊藤傳右エ門がそのひとりであり、事業の他に郡立技芸女学校(県立嘉穂東高等学校の前身)の創設や伊藤育英会の設立に貢献しました。</p> <p>伊藤傳右エ門の旧宅である旧伊藤家住宅は、国指定重要文化財であり、その池泉回遊式庭園である旧伊藤傳右エ門氏庭園は国の名勝に指定されています。</p> <p>③ 炭鉱の生活</p> <p>当時の炭鉱で働く人々の姿、暮らしは、山本作兵衛炭坑記録画にいっきと描かれています。炭鉱で働く人々の労働の疲れを癒す劇場として、昭和6年(1931)に嘉穂劇場として開場され現在も施設や奈落などが保存されています。また、当時の子ども達の娯楽として紙芝居と上演用具が残されています。また、明治初期の醤油屋の建築様式を残し、石炭とともに栄えた歴史を伝える旧松喜醤油屋の建築が残されています。</p>						
時代	地域	小テーマ	構成要素			
			番号	種別	文化財の名称	指定等
近代	全市域	① 炭鉱	1	遺跡(史跡)	目尾炭坑跡	国指定
			2	遺跡(史跡)	住友忠隈炭砒ボタ山	未指定
			3	建造物	巻き上げ機台座(三菱飯塚炭礦)	市指定
			4	建造物	住友忠隈炭砒第四坑巻上機基礎	未指定
		② 炭鉱経営者	5	建造物	旧伊藤家住宅	国指定
			6	名勝地(名勝)	旧伊藤傳右エ門氏庭園	国指定
		③ 炭鉱の生活	7	絵画	山本作兵衛炭坑記録画	未指定
			8	建造物	嘉穂劇場	国登録
			9	有形民俗文化財	筑豊の紙芝居及び上演用具	県指定
			10	建造物	旧松喜醤油屋	市指定

写真



目尾炭坑跡



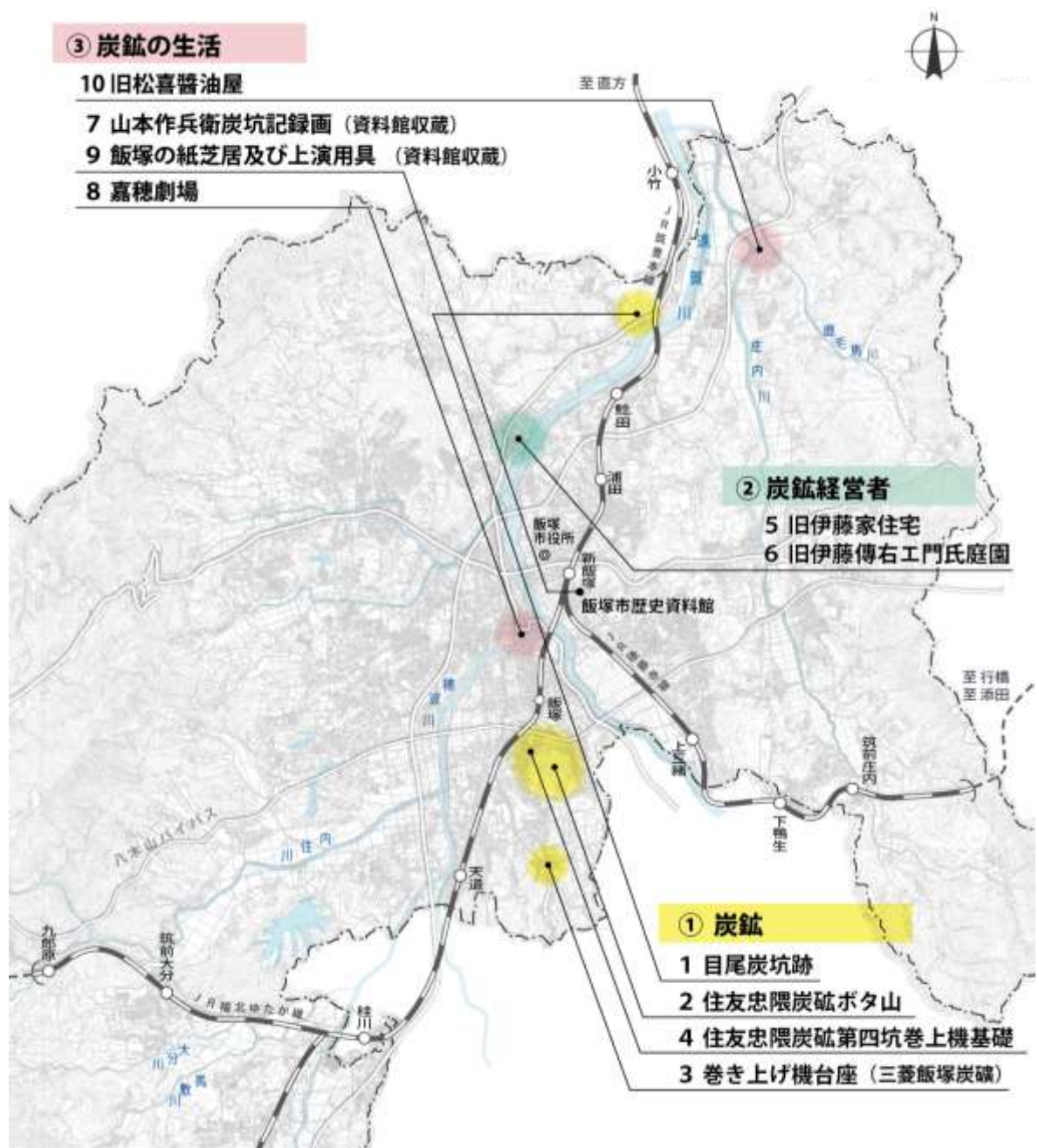
巻き上げ機台座（三菱飯塚炭礦）



旧松喜醤油屋

位置図

■ 関連文化財群 (5) 「筑豊炭田の発展」の構成要素と位置



第5章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針

1 目指す将来像

飯塚市文化財保存活用地域計画は、本市の歴史文化の把握を行い、本市に存在する文化財を総合的に保存・活用していくことを目的とします。

本市には、旧石器時代から縄文時代の遺跡、立岩遺跡に代表される弥生時代の数多くの遺跡が分布するなど、原始から古代、中世へと続く歴史文化があります。さらに、人とモノを運ぶ遠賀川により本市は水陸交通の要衝として栄え、近代には国の基幹産業を牽引した筑豊炭田の炭都・商都として栄え、その歴史を今に伝える目尾炭坑跡を含む国指定史跡や嘉穂劇場（国登録有形文化財）、旧伊藤伝右衛門邸（国指定重要文化財・名勝）などの文化財が本市の文化を醸成しています。

本市の第2次飯塚市総合計画の都市目標像「人が輝き まちが飛躍する 住みたい街まち 住みつけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」を踏まえ、古代から近代までの貴重な文化財を市民の財産として守り育み、文化を未来につなぐまちづくりを推進することとします。

以上から、本市が目指す文化財の保存・活用に関する将来像を次のとおり定めます。

目指す将来像 **文化財を守り育む・文化をつなぐまち**

2 基本方針

将来像の実現に向けて、文化財を把握し、それを磨き上げ、守り育み、未来へつなぐものとして、次の基本方針を定めます。

基本方針1 魅力の把握と磨き上げ

本市全域に分布するあらゆる文化財の現状を把握し、本質的価値を明らかにするための調査を推進します。そして、調査によって価値が明らかとなった文化財については、その価値を高めていくための保存・活用に取組みます。

基本方針2 守り育む

文化財の所有者や地域と連携し、文化財の適切な管理と保存に努めます。

また、未来の担い手育成のため、学校教育と連携しながら、子どもたちが文化財に親しむ機会を創出します。

基本方針3 文化をつなぐまちづくり

文化財及び周辺環境の整備を行い、文化財と周辺環境の調和に努め、市民などが活用しやすい環境づくりを行います。

また、文化財の多種多様な方法による情報発信や活用を推進し、市民などが文化財に親しむ機会の創出に努め、まちづくりや地域の活性化につなげます。

第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

現状と課題1 魅力の把握と磨き上げ

1) 文化財の現状を把握するための調査

飯塚市は、原始から近代までの各時代の多様な文化財が存在しています。それらの把握調査に順次取り組んでいるところですが、まだ十分とは言えない状況です。

各類型の文化財については、市史編纂に伴う民俗文化財などの総合的調査のほか、一部の有形文化財・記念物などについては、把握調査を実施していますが、無形文化財・伝統的建造物群などは、取り組みが不十分であり、把握調査を進める必要があります。なお、市内の埋蔵文化財については、毎年、開発に伴う把握調査を実施し、調査報告書を刊行しています。また、今後も開発に伴う把握調査を実施する必要があります。

いずれの文化財についても、後の活用につなげるための調査成果のデータ化が必要です。

2) 文化財の価値の解明に向けた調査

原始・古代の遺跡から中世の寺院跡、近世の長崎街道の内野宿などの各時代にわたる文化財がありますが、その価値を解明する学術的調査ができていません。

多くの文化財の価値や魅力が市民に十分に知られていないため、把握した文化財や関連文化財群の価値の解明に向けた詳細調査が必要です。

3) 文化財の指定・登録

詳細調査によりその価値が明らかとなった文化財については、飯塚市文化財保護条例に基づき、市指定文化財、市登録文化財として指定・登録し、保存・活用に努めています。令和4年10月時点で、市指定文化財30件、市登録文化財0件となっています。

しかし、近代の炭鉱に関連する文化財や生活に関する民俗文化財など価値付けされていない文化財が多くあります。これらの中には、次第に忘れられ、失われつつあるものがあるため、指定・登録による価値付けをして市民の認知度を高める取り組みが必要です。また、今後も市登録文化財制度を活用して、文化財の保護に取り組む必要があります。

現状と課題2 守り育む

1) 文化財の保存・活用のための体制

文化財保護を担当する部署として、文化課の中に「文化財保護推進室」を設置しています。令和4年10月時点で、文化財専門職員（正規職員）4名が配置されています。職員の専門分野は、考古学3名、日本近世史1名です。しかし、本市の様々な文化財を適切に保存していくための体制は限られています。また、関係する庁内他部局や庁外との連携は十分とは言えません。

現状から次のような課題があります。

- ① 文化財担当専門職員のうち1名は近世史（文献）専門、その他の3名の職員は考古学専門の職員であり、専門分野に偏りがあるため、本市の文化財の特性や未調査の

分野の文化財の状況を踏まえた専門性を高める必要があります。

- ② 文化財の保存・活用を進めるためには、関係する庁内他部局や庁外との連携が不可欠ですが、現状では十分ではなく全庁的、組織的に連携を進める必要があります。
- ③ 文化財の保存・活用に取り組まれている所有者・市民・市民団体などをはじめとする地域との協働体制を整える必要があります。

2) 文化財の保存

飯塚市文化財保護条例に基づき、重要な文化財を市指定文化財、市登録文化財として保存、整備及び活用に努めています。必要に応じ文化財の公有化も行っています。現在、旧伊藤伝右衛門邸（国指定）保存整備工事・耐震診断【令和元年度～】、鹿毛馬神籠石（国指定）保存整備工事【令和2年度～】、山王山古墳（県指定）保存整備工事【令和元年度～】などを実施しています（令和4年10月時点）。また、開発により現地保存できない埋蔵文化財の記録保存を行っています。なお、飯塚市歴史資料館では、40年以上、発掘調査や地域住民からの寄贈などで資料を収集してきましたが、収蔵庫の収容能力が限界に近づいています。

文化財の保存の課題は数多くあり、整理すると次のようになります。

- ① 指定・登録を行い保護する必要のある文化財や、劣化が進み保存のために修復が必要な文化財があり、適切な対応を図る必要があります。また、必要に応じて文化財の公有化も検討する必要があります。
- ② 旧伊藤家住宅などの有形文化財（建造物）については、防災上の観点から耐震診断・補強により対策を図り、また、文化財の状態に応じて、自然災害や犯罪に備え、対策を講じる必要があります。併せて文化財周辺の景観保全を図る必要があります。
- ③ 現地保存できない埋蔵文化財については、今後も記録保存を図る必要があります。
- ④ 飯塚市歴史資料館、その他の収蔵庫の収容能力が限界に近づいており、増設が必要です。また、所有者などによる維持管理や継承が困難な文化財に対して、維持管理経費の助成など適切な対応を図る必要があります。
- ⑤ 上記の課題を改善するため個々の文化財保存活用計画を策定する必要があります。

3) 文化財の担い手育成

文化財の保存・活用に取り組まれている所有者・市民・市民団体をはじめとする地域との協働体制が不十分です。一方で、教育現場との連携は進められています。

文化財の担い手育成についての課題は次のとおりです。

- ① 文化財の活用だけでなく、保存を支援するボランティアの育成に向けた対応を図る必要があります。
- ② 身近に文化財が存在する地元又は一般市民の協力を得るための取り組みが必要です。
- ③ 教育現場との連携を継続して充実を図る必要があります。

現状と課題3 文化をつなぐまちづくり

1) 文化財の公開に係る整備

文化財の整備についての取組みは次のとおりです。

① 飯塚市歴史資料館における文化財の展示公開

本市の文化財を展示公開する施設として飯塚市歴史資料館があります。歴史資料館は、考古資料をはじめとする文化財の収集・調査・保存・活用、講座など教育普及活動の実施により、郷土の歴史・文化財に対する市民の理解と認識を深め、市民の文化活動、生涯学習に寄与することを目的として設置されたものです。開館から40年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、本市の文化財保護に関する業務を担う文化財保護推進室は、歴史資料館内にあります。

② 文化財の公開

歴史資料館以外の文化財の公開施設として、指定された史跡周辺を整備した川島古墳公園や小正西古墳公園があります。古墳内部に残る石室を見学できるように修復したほか、園路、東屋、駐車場、トイレ、解説板などを整備し、公開しています。また、旧伊藤伝右衛門邸は、明治時代から昭和時代にかけて増改築された主屋、蔵、事務所などの建造物と庭園からなり、平成18年(2006)度に市が取得して保存整備し、平成19年(2007)度に開館しました。さらに、旧松喜醤油屋は、江戸時代末期から明治時代初期に建築された商家です。平成10年(1998)度に穎田町(現飯塚市)が取得し、平成19年度から公開しています。その他、本市が所有者又は管理責任者となっている指定等文化財については、解説板・案内標識の設置などの周辺環境整備を行っています。

文化財の整備についての課題は次のとおりです。

- ① 飯塚市歴史資料館など文化財保存・活用施設の老朽化が進んでおり、更新や機能の強化が必要です。
- ② 立岩遺跡などでは、文化財の説明板、案内標識について設置されて年数が経っており、老朽化が進んでいるため、更新が必要です。
- ③ 現地に行くまでのルートが十分に整備されていないものがあるため、散策路など整備する必要があります。
- ④ 川島古墳や小正西古墳などでは、文化財がもつ本質的価値の保存だけでなく、文化財相互の関連付けや周辺環境を含めた整備が求められます。
- ⑤ 旧伊藤家住宅、嘉徳劇場、目尾炭坑跡、鹿毛馬神籠石、山王山古墳については、整備を進める必要があります。

2) 文化財を活用する取組み

文化財を活用する取組みは次のとおりです。

① 情報発信・啓発の取組み

情報発信の取組みとして、ホームページ・市広報誌での情報発信、パンフレットの作成・配布などを実施しています。本市の歴史資料館ホームページにおいては企画展・講座・文化財公開などのイベント情報を発信するほか、飯塚市デジタルミュージアムにおいて文化財の画像・解説データの公開、市内遺跡情報の公開を行っています。本市の文化財に関する普及啓発の取組みとしては、歴史資料館において企画展・各種講座（歴史講座、古文書講座、おもしろ体験歴史館）・史跡見学会などを実施しています。

② 学校教育での活用

学校教育での活用を図るため、歴史資料館活用学習のメニュー（郷土の歴史学習、昔のくらし体験学習など）を作成し、館内または出前授業を実施するなど小中学校での利用に供しています。

③ 文化財の定期的な公開事業

文化財の定期的な公開事業として、毎年春秋に川島古墳公園・小正西古墳公園の古墳特別公開を実施しています。この公開事業は、本市のみでなく周辺自治体と連携し公開日を合わせて、「遠賀川流域の古墳同時公開」事業として実施しています。

④ 文化財保存などのボランティアの活動

本市の文化財関係事業を支援するボランティア団体として、飯塚の歴史を語る会「日有喜」、^{ひゅうき}「華ボランティア」や観光案内を目的とした「筑豊飯塚観光案内人」などがあります。「日有喜」は、歴史資料館で実施したボランティア養成講座の受講者を中心に、郷土の歴史を後世に語り継ぐことを目的として、平成10年に発足しました。歴史資料館・文化財公開施設などでの文化財関係事業支援のほか、小学校・各地域の子ども学び塾・交流センターへの出前授業など幅広く活動されています。ボランティア育成事業の一環として、歴史資料館が会員研修などを実施しています。^{はな}「華ボランティア」は、旧伊藤伝右衛門邸の公開支援を行っている団体で、平成19年に発足して以来、年中途切れることなく主屋内を活花で飾る活動を続けられています。また、「筑豊飯塚観光案内人」は旧伊藤伝右衛門邸開館時に観光案内を目的として飯塚観光協会のもとに発足し、現在、旧伊藤伝右衛門邸とまち歩きを中心に活動されています。

文化財を活用する取組みについての課題を整理すると次のようになります。

- ① 文化財によっては、活用のための体制や環境が十分でなく市民の認知度が低いため、市民の文化財の認知度を高める必要があります。
- ② 観光振興や地域活性化など新たな視点による事業を展開する必要があります。
- ③ 学校教育・生涯学習における、文化財にふれ学習する機会の拡充に努める必要があります。
- ④ 歴史資料館や市内各所の文化財を案内解説するボランティアの高齢化が進んでいるため、新たな活用ボランティアの育成や、若い世代へ文化財に対する関心を高める取組みが必要です。

第7章 文化財の保存・活用に関する方針

第5章の基本方針、第6章の現状と課題に基づき個別方針を以下に設定します。

基本方針1 魅力の把握と磨き上げ

方針1-1 文化財の現状を把握するための調査の推進

飯塚市は、原始から近代までの人の営みがあり、交通と産業、生活に関する幅広い文化財が存在します。これらの中で、無形文化財・伝統的建造物群など未調査の文化財について現状把握を推進します。

また、開発などに伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査などによる把握調査を実施するとともに、更なる後の活用につなげるために調査成果のデータ化を推進します。

方針1-2 文化財の価値の解明に向けた調査の推進

弥生時代の立岩遺跡や遠賀川流域の古墳群をはじめとする市内の文化財について、価値を明らかにしたり、高めていくために未調査の文化財や関連文化財群の詳細調査を推進します。

方針1-3 文化財の指定・登録

文化財の調査成果に基づく価値を踏まえ、指定・登録を推進します。

基本方針2 守り育む

方針2-1 文化財の保存・活用のための体制整備

文化財の保存・活用を進めるために、各時代、各種別の文化財の価値を知り、調査方法や、保存・整備手法に詳しい文化財専門職員の確保と育成を図ります。また、文化財を守り育むために、観光・都市計画・教育部署との連携を進めます。そのため、文化財専門職員のマネジメント能力の向上を図ります。

文化財は市民の身近な生活の場に存在することから、その保全や維持管理における市民の役割は重要です。このため、文化財の保存・活用に取組まれている所有者・市民・市民団体などをはじめとする地域との協働体制を整えます。

方針2-2 文化財の適切な保存

文化財は、風雨や汚染された大気により劣化が進行しており、また、自然災害や人為的な損壊などの被害に遭うおそれもあります。このため、文化財の保存に向けた維持・管理、必要な修復を適切に実施するとともに、耐震化、土砂災害の防止などにより文化財を適切に保存します。そして、収蔵庫の整備や文化財所有者への維持管理経費の助成、公有化などについても必要に応じて実施します。また、現地保存できない埋蔵文化財の記録保存を図ります。さらに、文化財周辺の景観保全を図り、個別の文化財についても保存活用計画を策定します。

方針 2-3 文化財の担い手の育成

文化財の保存を支援するボランティアの育成を図ります。また、教育現場とさらに連携しながら、児童・生徒に対して文化財の魅力の伝達に努め、未来の文化財の担い手の育成を図ります。

基本方針 3 文化をつなぐまちづくり

方針 3-1 文化財に親しむことのできる整備

文化財はそれ自体に歴史的・文化的価値を有しますが、他の文化財との関係や周辺の優れた自然環境や景観などと良好な関係を構築することで文化財の価値がさらに高まります。本市における文化財について、これらのつながりを感じとれるよう歴史資料館の維持管理をはじめ、説明板、案内表示の更新や散策路などの環境整備を進めることとします。

また、飯塚市歴史資料館など老朽化した文化財保存・活用施設の更新や機能の強化を図ります。さらに、老朽化が進んでいる文化財の説明板、案内表示について更新を図り、見学のための散策路などの整備を図ります。

方針 3-2 文化財を活用する取組みの推進

これまで飯塚市歴史資料館を中心に文化財講演会の開催やデジタルミュージアムの開設などを進めてきました。今後も飯塚市歴史資料館を拠点として文化財の情報提供を行い、文化財を活用しながら、市民や児童・生徒に文化財への関心を高め、認知度を向上させる取組みを推進します。

また、観光振興や地域活性化など新たな視点による事業の展開を図ります。さらに、学校教育・生涯学習における、文化財にふれ学習する機会の拡大を図り、文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。

第8章 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する措置の体系

第7章の文化財の保存・活用に関する3つの基本方針を8つの方針に分け、第6章の課題を踏まえて実行する措置を示します。措置の実施にあたっては、市費、県費、国費（地方創生推進交付金、文化財補助金等）、民間の資金などを活用しながら財源の確保に努めます。

文化財の保存・活用の基本方針に係る方針別に次の事業を実施するものとし、事業主体、費用負担、事業実施の年次計画を設定します。

■文化財の保存・活用に関する措置の体系

	基本方針	方針	事業名		
目指す将来像 文化財を守り育む・文化をつなぐまち	1. 魅力の把握と磨き上げ	1-1 文化財の現状を把握するための調査の推進	1 未調査の文化財の把握調査		
			2 埋蔵文化財の把握調査		
			3 文化財の位置情報のデータ化		
		1-2 文化財の価値の解明に向けた調査の推進	4 文化財の詳細調査		
			5 関連文化財群に関する調査研究		
			6 文化財の指定・登録		
	2. 守り育む	2-1 文化財の保存・活用のための体制整備	7 庁内体制の整備		
			8 庁内他部局・庁外との連携		
			9 文化財保存・活用の取組みへの支援		
			10 文化財の見守り・点検体制の検討		
			11 文化財巡視員の設置の検討		
			12 旧伊藤家住宅の耐震補強・修復		
			13 嘉穂劇場の修復		
			14 山王山古墳の修復		
			15 文化財の耐震診断・耐震補強		
			16 文化財の防犯・防災		
			17 文化財収蔵庫の整備		
		2-2 文化財の適切な保存	18 文化財の公有化		
			19 文化財保存・維持管理の助成		
			20 埋蔵文化財の発掘調査		
			21 文化財周辺の景観保全		
			22 文化財の適切な周期での保存修理		
			23 個別の保存活用計画策定の推進		
			2-3 文化財の担い手の育成	24 文化財保存ボランティアの育成	
				25 文化財の担い手の育成	
				26 歴史資料館の維持管理・整備	
			3. 文化をつなぐまちづくり	3-1 文化財に親しむことのできる整備	27 川島古墳公園の維持管理・整備
					28 小正西古墳公園の維持管理・整備
					29 文化財説明板・案内標識の設置
					30 文化財の周辺環境の整備
	31 旧伊藤家住宅の整備				
	32 目尾炭坑跡の整備				
	33 嘉穂劇場の整備				
	34 鹿毛馬神籠石の整備				
	35 山王山古墳の整備				
	36 歴史資料館の情報発信機能の整備				
	37 周遊ルート・マップの整備				
	3-2 文化財を活用する取組みの推進	38 文化財の現地見学会			
		39 文化財の展示公開			
		40 文化財講演会・講座			
		41 文化財案内パンフレット作成			
		42 デジタルミュージアムの整備			
		43 文化財の学習教材作成			
		44 文化財活用ボランティアの育成			
	45 文化財の公開				
	46 関連文化財群を活かした活動				
	47 観光、産業との連携				

基本方針1 魅力の把握と磨き上げに関する措置

方針1-1 文化財の現状を把握するための調査の推進

事業名		事業概要	主体 ※1	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	市内にある文化財を広く把握するために、無形文化財・伝統的建造物群などの文化財の把握調査を行います。	市	市	R5～ R14
2	埋蔵文化財の把握調査	開発に伴い、埋蔵文化財有無確認のための試掘・確認調査を行います。	市	国、県、市	R5～ R14
3	文化財の位置情報のデータ化	調査によって把握された文化財の位置情報について、地理情報システム（GIS）などによりデータ化します。	市	国、県、市	R5～ R14

※1 主体 市：飯塚市、所有者：文化財所有者、地域：文化財が所在する地域、関係団体：観光協会、ボランティアその他の市民団体（全ての措置について同じ）

方針1-2 文化財の価値の解明に向けた調査の推進

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
4	文化財の詳細調査	未指定文化財のうち詳細な調査を要するものについて、専門家の協力を得て価値の解明に向けた調査を行います。 （立岩遺跡、ホーケントウ古墳など）	市	国、県、市	R5～ R14
5	関連文化財群に関する調査研究	関連文化財群を構成する文化財の成立時期や相互の影響などの関連性について調査研究を行います。	市	国、県、市	R5～ R14

方針1-3 文化財の指定・登録

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
6	文化財の指定・登録	詳細調査の結果、指定などの候補となる各種文化財について、文化財の指定・登録に向けた手続きを進めます。	市	－ ※2	R5～ R14

※2 ー：費用負担なし（以後、同じ）

基本方針2 守り育むに関する措置

方針2-1 文化財の保存・活用のための体制整備

事業名	事業概要	主体	費用負担	年次計画
7 庁内体制の整備	文化財専門職員について、建造物、埋蔵文化財、民俗文化財など各分野の専門職員を配置し、マネジメント能力の向上などの育成を行います。	市	—	R5～ R14
8 庁内他部局・庁外との連携	総合政策、商工観光、都市計画、学校教育、生涯学習などの庁内他部局・大学や各分野の専門家など庁外との連携を強化します。	市、 地域、 関係団体	—	R6～ R14
9 文化財保存・活用の取組みへの支援	所有者や市民の文化財の保存・活用の取組みに対し、文化財専門職員の派遣などの支援を行います。	市、 地域、 関係団体	市	R5～ R14
10 文化財の見守り・点検体制の検討	自治会・まちづくり協議会・市民団体・地元市民との連携により、文化財を見守り点検する体制の強化を検討します。	市、 地域、 関係団体	市、 地域、 関係団体	R6～ R14
11 文化財巡視員の設置の検討	犯罪や災害発生時に早期に対応できるように文化財巡視員の設置を検討します。	市	市	R6～ R14

方針2-2 文化財の適切な保存

事業名	事業概要	主体	費用負担	年次計画
12 旧伊藤家住宅の耐震補強・修復	耐震調査に基づき耐震工事を行い、建物の保全や来館者の安全を確保します。耐震補強のほか、建物・家具などの劣化箇所を修復します。	市	国、県、市	R5～ R14
13 嘉穂劇場の修復	嘉穂劇場の保存・活用のために屋根の雨漏りや耐震改修を行います。	市	国、県、市	R5～ R14
14 山王山古墳の修復	装飾古墳を適切な状態に維持できるように修復を行い、見学などの活用のための保存整備を行います。	市	県、市	R5～ R14
15 文化財の耐震診断・耐震補強	旧松喜醤油屋など一般公開する文化財建造物について、耐震診断・耐震補強工事を実施します。	市	国、県、市	R5～ R14
16 文化財の防犯・防災	旧伊藤家住宅などの建造物や史跡（遺跡）などが損壊などの被害に遭わないように警備などの防犯対策や地震や豪雨災害、火災などに被災しないための対策を実施します。	市	国、県、市	R5～ R14

第8章 文化財の保存・活用に関する措置
基本方針2 守り育むに関する措置

17	文化財収蔵庫の整備	飯塚市歴史資料館などにおいて発掘された埋蔵文化財や寄贈された文化財などの収蔵庫を増改築、もしくは新設し、整備します。	市	国、市	R5～ R14
18	文化財の公有化	所有者などによる維持管理や継承が困難な文化財について、市で管理が必要な場合、公有化を検討します。	市	国、県、市	R5～ R14
19	文化財保存・維持管理の助成	市民などが所有する指定・登録文化財について、適切に保存・維持管理できるように文化財保存・維持管理経費を助成します。	市	国、県、市	R5～ R14
20	埋蔵文化財の発掘調査	開発に伴い、現地保存できない埋蔵文化財の発掘調査を行い記録保存します。	市	国、県、市、 開発業者	R5～ R14
21	文化財周辺の景観保全	旧伊藤家住宅などの文化財周辺の景観の保全を図り、観光資源などとして活用できるように景観を保全・形成します。	市、 地域、 関係団体	市、 地域、 関係団体	R6～ R14
22	文化財の適切な周期での保存修理	旧伊藤伝右衛門邸などの文化財について、劣化の進行を防止するために、適切な周期で保存修理を行います。	市	国、県、市	R5～ R14
23	個別の保存活用計画策定の推進	嘉穂劇場など個別の文化財について保存活用計画の策定を推進します。	市	国、県、市	R5～ R14

方針2-3 文化財の担い手の育成

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
24	文化財保存ボランティアの育成	文化財保存に係る調査や保存活動のボランティアに対して情報提供や人材育成を行います。	市、市民、 地域、 関係団体	市	R6～ R14
25	文化財の担い手の育成	教育現場と連携して出前授業などを行い、文化財の魅力を伝えます。	市	市	R6～ R14

基本方針3 文化をつなぐまちづくりに関する措置

方針3-1 文化財に親しむことのできる整備

事業名	事業概要	主体	費用負担	年次計画
26 歴史資料館の維持管理・整備	飯塚市歴史資料館の老朽化した設備を更新するなど、文化財保存・活用の拠点施設として維持管理を行います。	市	市	R5～R14
27 川島古墳公園の維持管理・整備	川島古墳公園について、古墳の維持管理を行い、更新する公園設備のデザインや植栽が周辺環境と調和するように整備します。	市	国、県、市	R5～R14
28 小正西古墳公園の維持管理・整備	小正西古墳公園について、古墳の維持管理を行い、更新する公園設備のデザインや植栽が周辺環境と調和するように整備します。	市	国、県、市	R5～R14
29 文化財説明板・案内標識の設置	古墳や建造物などの文化財について説明板・案内標識の設置を行い、周辺の文化財との関連や位置などの案内を行います。	市	国、県、市	R5～R14
30 文化財の周辺環境の整備	文化財周辺の見学路の整備など、文化財の周辺環境を整備します。	市	国、県、市	R5～R14
31 旧伊藤家住宅の整備	建物と庭園を一体的に見学しやすいよう整備し、観光振興や学校教育に資する施設として公開するなど活用を推進します。	市	国、県、市	R5～R14
32 目尾炭坑跡の整備	地中に埋まる遺構を表示し、周辺の炭坑関連遺構の案内板の設置を行い、広場などの環境整備を行います。	市	国、県、市	R5～R14
33 嘉穂劇場の整備	バリアフリー化や音響の整備により利用の向上を図り、周辺の文化施設や商業施設との連携により活用を促進します。	市	国、県、市	R5～R14
34 鹿毛馬神籠石の整備	散策路の整備や関連する文化財の案内板などの設置を行います。	市	国、県、市	R5～R14
35 山王山古墳の整備	山王山古墳及びその周辺の古墳などの関連する文化財に関する案内板などを設置します。	市	国、県、市	R5～R14
36 歴史資料館の情報発信機能の整備	歴史資料館において市内の文化財の情報を一元的に管理し、歴史文化の特徴や関連文化財群などについて教育普及・情報発信を行うなど、歴史資料館を文化財保存・活用の拠点施設とします。	市	国、県、市	R5～R14
37 周遊ルート・マップの整備	文化財の周遊ルート・マップなどについて関連文化財群を構成する文化財相互の活用効果などを考慮して整備を行います。	市	国、県、市	R5～R14

方針3-2 文化財を活用する取組みの推進

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
38	文化財の現地見学会	彫刻や遺跡など、市民に知られていない文化財について、重点的に見学会を実施します。	市	市	R5～ R14
39	文化財の展示公開	歴史資料館の収蔵文化財を定期的に展示公開します。	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	市民の関心の高い文化財、または、知られていない文化財に関する講演会や公開講座を実施します。	市	市	R5～ R14
41	文化財案内パンフレット作成	個別の文化財や関連文化財群をテーマにして、シリーズで案内パンフレットを作成し、関連施設に配置します。	市	市	R5～ R14
42	デジタルミュージアムの整備	歴史資料館のホームページで公開しているデジタルミュージアムについて、関連文化財群ごとのテーマに即して公開します。	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	関連文化財群について、小・中学校の学習教材を作成します。知られていない文化財について、市民向けの学習教材を作成します。	市	市	R5～ R14
44	文化財活用ボランティアの育成	文化財の現地見学会の案内やパンフレットの作成などに携わるボランティアの募集を行い、研修や情報提供などにより育成します。	市、市民 地域、 関係団体	市	R5～ R14
45	文化財の公開	自治会・まちづくり協議会・市民団体・地元市民との連携により、川島古墳群、小正西古墳など、現地で文化財を公開します。	市、 地域、 関係団体	市、 地域、 関係団体	R5～ R14
46	関連文化財群を活かした活動	関連文化財群のテーマによって、体験講座や見学会を実施するなど、関連文化財群を活かした活動を行います。	市	市	R5～ R14
47	観光、産業との連携	文化財を新たな観光地として案内を行い、特産品の開発・販売などの産業振興との連携を図ります。	市、 地域、 関係団体	市、 地域、 関係団体	R5～ R14

第9章 関連文化財群の保存・活用に関する措置

1 関連文化財群の保存・活用に関する課題

関連文化財群（1）石庖丁の交易と小国の成立に関する課題

立岩遺跡及びその関連遺跡群については、十分な調査が行われていません。今後、把握調査や詳細調査を行って価値付けをする必要があります。

また、市民に十分知られていないため、知名度を上げる取組が必要です。さらに、取組を進める体制も十分でなく、文化財活用ボランティアの育成などに取組む必要があります。

関連文化財群（2）古墳の築造と須恵器の生産に関する課題

ホーケントウ古墳や井手ヶ浦窯跡群などについては、十分な調査が行われていません。今後、把握調査や詳細調査を行って価値付けをする必要があります。

川島古墳群、小正西古墳については、整備が行われていますが老朽化が進んでいるため、設備の更新など適切な維持管理が必要です。

また、市民に十分知られていないため、知名度を上げる取組が必要です。さらに、取組を進める体制も十分でなく、文化財活用ボランティアの育成などに取組む必要があります。

関連文化財群（3）遠賀川の水運に関する課題

かわひらた川 鱒など遠賀川の水運に関わる文化財については、十分な調査が行われていません。今後、把握調査や詳細調査を行って価値付けをする必要があります。

また、市民に十分知られていないため、知名度を上げる取組が必要です。さらに、取組を進める体制も十分でなく、文化財活用ボランティアの育成などに取組む必要があります。

関連文化財群（4）陸上交通の発達に関する課題

長崎街道の宿場及び沿線にある文化財については、十分な調査が行われていません。今後、把握調査や詳細調査を行って価値付けをする必要があります。

また、市民に十分知られていないため、知名度を上げる取組が必要です。さらに、取組を進める体制も十分でなく、文化財活用ボランティアの育成などに取組む必要があります。

関連文化財群（5）筑豊炭田の発展に関する課題

本市に関わる炭坑記録画などについては、十分な調査が行われていません。今後、把握調査や詳細調査を行って価値付けをする必要があります。

旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場は、よく知られていますが、目尾炭坑跡などは市民に十分知られていないため、知名度を上げる取組が必要です。さらに、取組を進める体制も十分でなく、文化財活用ボランティアの育成などに取組む必要があります。

また、旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場は、その知名度を活かした活用を図る必要があります。

2 関連文化財群の保存・活用に関する方針

第8章の文化財の保存・活用に関する措置のうち、第4章で設定した関連文化財群の保存・活用に関する方針は以下のとおりです。

名 称	関連文化財群の保存・活用に関する方針
(1) 石庖丁の交易と小国の成立	<p>立岩遺跡及びその関連遺跡群について、把握調査や詳細調査を実施して価値付けし、知名度を上げる取り組みを行います。</p> <p>文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。</p>
(2) 古墳の築造と須恵器の生産	<p>ホーケントウ古墳や井手ヶ浦窯跡群について把握調査や詳細調査を実施して価値付けします。活用に向けた整備を行っている川島古墳群、小正西古墳、山王山古墳などの古墳について、適切に維持管理し、情報発信やイベントなどを行って、知名度の向上を図ります。</p> <p>文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。</p>
(3) 遠賀川の水運	<p>川<small>かわ</small>鱒<small>ひらた</small>など遠賀川水運の歩みについて、把握調査及び詳細調査を実施して価値付けし、情報発信を行って、知名度の向上を図ります。</p> <p>文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。</p>
(4) 陸上交通の発達	<p>長崎街道など陸上交通の歩みについて、把握調査及び詳細調査を実施して価値付けし、情報発信やイベントを行って、知名度の向上を図ります。</p> <p>文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。</p>
(5) 筑豊炭田の発展	<p>本市に関わる炭坑記録画などについて把握調査や詳細調査を実施して価値付けします。</p> <p>目尾炭坑跡など市民に知られていない文化財について、情報発信を行って、知名度の向上を図ります。</p> <p>旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場などを整備し、情報発信を行って、観光振興を図ります。</p> <p>文化財の活用を支援するボランティアの育成を図ります。</p>

3 関連文化財群の保存・活用に関する措置

本市の5つの関連文化財群における保存・活用の措置は以下のとおりです。（※事業名の番号は、再掲であり第8章の事業名の番号に対応しています。）

(1) 石庖丁の交易と小国の成立

我が国の稲作文化と農耕技術の確立に重要な役割を果たした遠賀川式土器をはじめ石庖丁の生産を示す立岩遺跡などの遺跡、その出土品などによる関連文化財群の保存・活用のための事業を次のように設定します。

事業名	事業概要	主体 ※1	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	市	市	R5～ R14
4	文化財の詳細調査	市	国、県、 市	R5～ R14
6	文化財の指定・登録	市	－ ※2	R5～ R14
9	文化財保存・活用の取組みへの支援	市	市	R5～ R14
29	文化財説明板・案内標識の設置	市	市	R5～ R9
38	文化財の現地見学会	市	市	R5～ R14
39	文化財の展示公開	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	市	市	R5～ R14
41	文化財案内パンフレット作成	市	市	R5～ R9
42	デジタルミュージアムの整備	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	市	市	R5～ R9
44	文化財活用ボランティアの育成	市、 地域、 関係団体	市	R5～ R14

※1 主体 市：飯塚市、所有者：文化財所有者、地域：文化財が所在する地域、関係団体：観光協会、ボランティアその他の市民団体（全ての措置について同じ）

※2 ー：費用負担なし（以後、同じ）

(2) 古墳の築造と須恵器の生産

古墳とその出土品、この時代に生産された須恵器による関連文化財群の保存・活用のための事業を次のように設定します。

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	未調査の関連文化財群の未調査の古墳や出土品の把握調査を行います。	市	市	R5～ R14
4	文化財の詳細調査	関連文化財群のうちホーケントウ古墳などについて、価値の解明に向けた調査を行います。	市	国、県、市	R5～ R14
6	文化財の指定・登録	指定などの候補となる関連文化財群について、文化財の指定・登録に向けた手続きを進めます。	市	—	R5～ R14
14	山王山古墳の修復	山王山古墳を適切な状態に維持管理できるように修復を行います。	市	県、市	R5
27	川島古墳公園の維持管理・整備	文化財保存・活用施設である川島古墳公園の維持管理を行います。	市	県、市	R5～ R14
28	小正西古墳公園の維持管理・整備	文化財保存・活用施設である小正西古墳公園の維持管理を行います。	市	県、市	R5～ R14
29	文化財説明板・案内標識の設置	既設の説明板・案内標識のうち老朽化しているものを更新します。	市	国、県、市	R5～ R9
35	山王山古墳の整備	山王山古墳について、園路、案内板設置など活用に向けた整備を行います。	市	県、市	R5～ R6
38	文化財の現地見学会	川島古墳などの現地見学会を実施します。	市	市	R5～ R14
39	文化財の展示公開	歴史資料館で川島古墳などの出土品を展示公開します。	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	関連文化財群についての講演会・講座を実施します。	市	市	R5～ R14
41	文化財案内パンフレット作成	関連文化財群の案内パンフレットを作成します。	市	市	R5～ R9
42	デジタルミュージアムの整備	関連文化財群について、インターネットで公開します。	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	関連文化財群について、小中学校向けの学習教材を作成します。	市	市	R5～ R9
44	文化財活用ボランティアの育成	文化財の現地見学会の案内などに携わるボランティアを育成します。	市、市民、地域、関係団体	市	R5～ R14
45	文化財の公開	市民団体などとの連携により、現地で川島古墳群、小正西古墳などを公開します。	市、地域、関係団体	市、地域、関係団体	R5～ R14

(3) 遠賀川の水運

流域の交通・物流の大動脈としての遠賀川、その運搬手段であった川かわ船ふねやそれをつないだ舩石などによる関連文化財群の保存・活用のための事業を次のように設定します

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	未調査の関連文化財群のうち川 <small>かわ</small> 船 <small>ふね</small> に関する文化財の把握調査を行います。	市	市	R5～ R14
4	文化財の詳細調査	関連文化財群のうち川 <small>かわ</small> 船 <small>ふね</small> に関する文化財の価値の解明に向けた調査を行います。	市	国、県、 市	R5～ R14
6	文化財の指定・登録	指定などの候補となる関連文化財群について、文化財の指定・登録に向けた手続きを進めます。	市	—	R5～ R14
39	文化財の展示公開	歴史資料館で舩石などを展示公開します。	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	関連文化財群についての講演会・講座を実施します。	市	市	R5～ R14
42	デジタルミュージアムの整備	関連文化財群について、インターネットで公開します。	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	関連文化財群について、小中学校向けの学習教材を作成します。	市	市	R10～ R14
44	文化財活用ボランティアの育成	文化財の現地見学会の案内などに携わるボランティアを育成します。	市、 市民、 地域、 関係団体	市	R5～ R14

(4) 陸上交通の発達

古代官道に結ばれた大分廃寺、江戸時代の長崎街道により交通の要衝として栄えた飯塚宿、内野宿本陣跡やその関連遺産、鉄道遺品などによる関連文化財群の保存・活用のための事業を次のように設定します。

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	未調査の関連文化財群のうち長崎街道などの把握調査を行います。	市	市	R5～ R14
4	文化財の詳細調査	関連文化財群のうち長崎街道などについて、価値の解明に向けた調査を行います。	市	国、県、 市	R5～ R14
6	文化財の指定・登録	指定などの候補となる関連文化財群について、文化財の指定・登録に向けた手続きを進めます。	市	—	R5～ R14
29	文化財説明板・案内標識の設置	関連文化財群について、必要な個所に説明板・案内標識を設置します。	市	国、県、 市	R10～ R14
38	文化財の現地見学会	長崎街道などの現地見学会を実施します。	市	市	R5～ R14
39	文化財の展示公開	歴史資料館で内野宿、飯塚宿などの資料を展示公開します。	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	関連文化財群についての講演会・講座を実施します。	市	市	R5～ R14
41	文化財案内パンフレット作成	関連文化財群の案内パンフレットを作成します。	市	市	R10～ R14
42	デジタルミュージアムの整備	関連文化財群について、インターネットで公開します。	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	関連文化財群について、小中学校向けの学習教材を作成します。	市	市	R10～ R14
44	文化財活用ボランティアの育成	文化財の現地見学会の案内などに携わるボランティアを育成します。	市、 市民、 地域、 関係団体	市	R5～ R14

(5) 筑豊炭田の発展

飯塚市の発展を築いた石炭産業の関連遺産、旧伊藤家住宅などの遺産、嘉穂劇場などの文化遺産による関連文化財群の保存・活用のための事業を次のように設定します。

事業名		事業概要	主体	費用負担	年次計画
1	未調査の文化財の把握調査	未調査の関連文化財群のうち本市に関わる炭坑記録画などの把握調査を行います。	市	市	R5～ R14
4	文化財の詳細調査	関連文化財群のうち本市に関わる炭坑記録画などについて、価値の解明に向けた調査を行います。	市	国、県、 市	R5～ R14
6	文化財の指定・登録	指定などの候補となる関連文化財群について、文化財の指定・登録に向けた手続きを進めます。	市	—	R5～ R14
12	旧伊藤家住宅の耐震補強・修復	建物、建具、塀などの劣化箇所を修復します。	市	国、県、 市	R5～ R14
13	嘉穂劇場の修復	屋根など建物の劣化箇所を修復します。	市	国、県、 市	R5～ R14
16	文化財の防犯・防災	旧伊藤伝右衛門邸などの建物について、盗難損壊などの被害に遭わないための防犯対策や地震などの災害対策を実施します。	市	国、県、 市	R5～ R14
29	文化財説明板・案内標識の設置	既設の説明板・案内標識のうち老朽化しているものを更新します。	市	国、県、 市	R5～ R9
31	旧伊藤家住宅の整備	建物と庭園を、観光振興や生涯学習に活用できるように整備します。	市	国、県、 市	R5～ R14
32	目尾炭坑跡の整備	目尾炭坑跡の活用について検討し、整備します。	市	国、県、 市	R5～ R14
33	嘉穂劇場の整備	嘉穂劇場の活用について検討し、整備します。	市	国、県、 市	R5～ R14
38	文化財の現地見学会	目尾炭坑跡などの現地見学会を実施します。	市	市	R5～ R14
39	文化財の展示公開	歴史資料館で石炭産業などの資料を展示公開します。	市	市	R5～ R14
40	文化財講演会・講座	関連文化財群についての講演会・講座を実施します。	市	市	R5～ R14
41	文化財案内パンフレット作成	関連文化財群の案内パンフレットを作成します。	市	市	R5～ R9
42	デジタルミュージアムの整備	関連文化財群について、インターネットで公開します。	市	市	R5～ R14
43	文化財の学習教材作成	関連文化財群について、小中学校向けの学習教材を作成します。	市	市	R5～ R9
44	文化財活用ボランティアの育成	文化財の現地見学会の案内などに携わるボランティアを育成します。	市、 市民、 地域、 関係団体	市	R5～ R14
45	文化財の公開	市民団体などとの連携により、旧伊藤伝右衛門邸、旧松喜醬油屋などを公開します。	市、 地域、 関係団体	市	R5～ R14

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

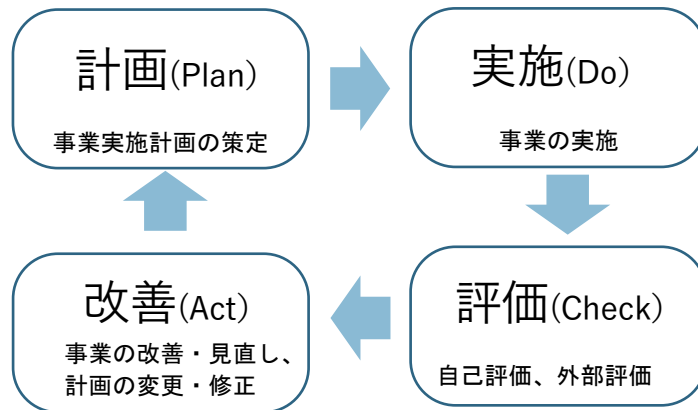
1 計画の推進体制

飯塚市		
部	課名	業務内容
教育委員会 教育部	文化課	<p>【文化財保護推進室】（文化財担当専門職員：4名） 埋蔵文化財の調査、文化財の保護・調査・管理・公開・普及、飯塚市歴史資料館の管理運営、資料の調査・研究・収集・保存・展示・公開、所管文化財施設の維持管理を行う。</p> <p>【文化振興係】 文化の振興に関する総合的な企画調整、文化施設の管理運営を行う。</p> <p>【文化施設整備推進係】 嘉徳劇場の管理運営・保存整備、その他文化関係施設等の整備を推進する。</p>
	生涯学習課	学習における図書などの整備を行う。
	学校教育課	文化財の価値を教えるプログラムの作成、地域学習の体系化を行う。
経済部	商工観光課	文化財を活用した観光振興に取り組む。
市民協働部	まちづくり推進課	市民活動の推進に取り組む。
都市建設部	都市計画課	公園・緑地の整備、景観保全、開発行為における指導などを行う。
総務部	防災安全課	災害対策本部の設置、災害時の情報収集、関係機関との連絡・調整を行う。
	情報管理課	様々な媒体を活用して文化財に関する市内外への情報提供を行う。
行政経営部	業務改善・DX推進課	ICTを活用した、文化財の情報発信、文化財の教育・観光への活用を促進する。
関係機関		
飯塚市歴史資料館、イイヅカコミュニティセンター、イイヅカコスモスモン（飯塚市文化会館）		
地方文化財保護審議会		
<p>飯塚市文化財保護審議会（条例に基づく附属機関）</p> <p>審議事項：教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>委員の職名・属性：学識経験者10人以内で構成</p>		
その他民間団体等		
<p>主体とその役割</p> <p>所有者：文化財の保存・活用の取組みに参画する。</p> <p>地域：所在する文化財の保存・活用の取組みに参画する。</p> <p>関係団体：文化財の保存・活用に関する活動を行う。</p>		
都道府県や域外の関係機関等		
福岡県教育庁教育総務部文化財保護課		
附属機関		
<p>飯塚市文化財保存活用推進委員会（条例に基づく附属機関）</p> <p>審議事項：本市における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、地域計画、個別計画、文化財の保存・活用に関する事項について調査審議する。</p> <p>委員の職名・属性：学識経験者、社会教育、学校教育、観光、まちづくり、文化振興関係者10人以内で構成</p>		

2 計画の進捗管理と評価の方法

本計画の進捗管理と評価に当たっては、計画や各事業について計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Act）からなるPDCAサイクルによる継続的改善を図り、本計画に掲げる将来像の実現に努めます。

■ PDCA サイクル



① 計画 (Plan)

本計画に基づく事業の実施のうち、市の予算を投じる必要があるものについては、事業実施計画を策定し、事業の具体化を図ります。

市民・地域などとの協働した事業は、関係者と事前に十分な協議を行います。

② 実施 (Do)

調査研究、保存・活用などの各自事業については、文化財部局だけでなく、庁内関係課や関係機関、市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの役割を活かし、連携・協働・協力により事業を実施します。

③ 評価 (Check)

文化財部局が取り組みや事業の実施状況について取りまとめ自己評価を行い、多様な分野の有識者からなる飯塚市文化財保存活用推進委員会を適宜開催して報告を行い意見を求め、評価を実施します。

④ 改善 (Act)

自己評価により、問題や課題が明らかになった事業については、適宜、関係者との十分な協議によって、より効果が得られるよう改善や見直しを行います。

また、文化財を取り巻く社会環境が大きく変化し、想定外の災害の発生などの自然環境の変化により保存・活用について問題が生じた場合や、本計画の進捗に変化が生じた場合は、柔軟に本計画の変更や修正を行います。その理由や内容などについては、飯塚市文化財保存活用推進委員会に諮った上で、文化庁長官の認定など必要な措置を講じます。

資料

飯塚市の文化財の保存・活用に関するアンケート調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「飯塚市文化財保存活用地域計画」作成にあたり、市民の文化財に関する意識を把握し、計画作成の参考とするためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

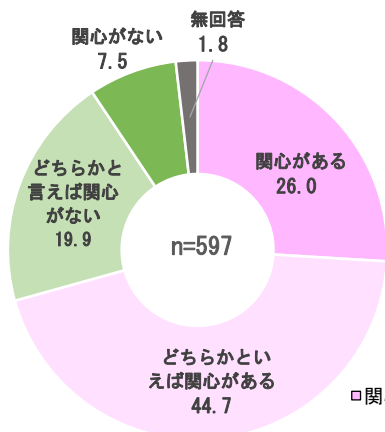
アンケート調査は次の方法で実施し、39.8%の市民から回答を得ました。

■調査実施方法

項目	概要
調査対象・抽出方法	市内に在住する18歳以上の方の中から、無作為に抽出した方計1,500人
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期日	令和3年12月10日（金）～令和4年1月10日（月）
回収数・回収率	有効回収数：597件、回収率：39.8%

2 調査結果

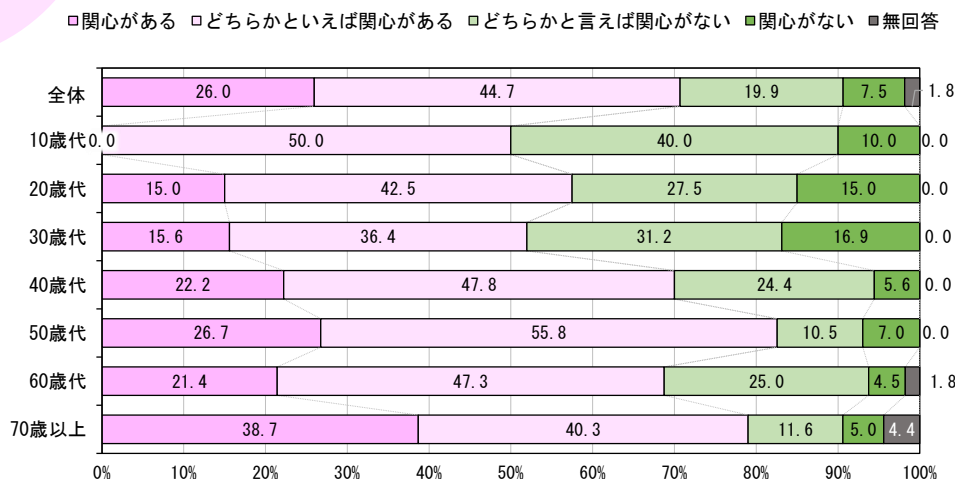
問1 地域の文化財（飯塚市に限らず）に関心がありますか。（一つに○）



「興味がある」（26.0%）と「どちらかといえば興味がある」（44.7%）を合わせると、70.7%が『興味がある』と回答しています。

年代が高くなるに従って、『興味がある』の割合が高くなり、50歳代で最も高く、82.5%が『興味がある』と回答しています。

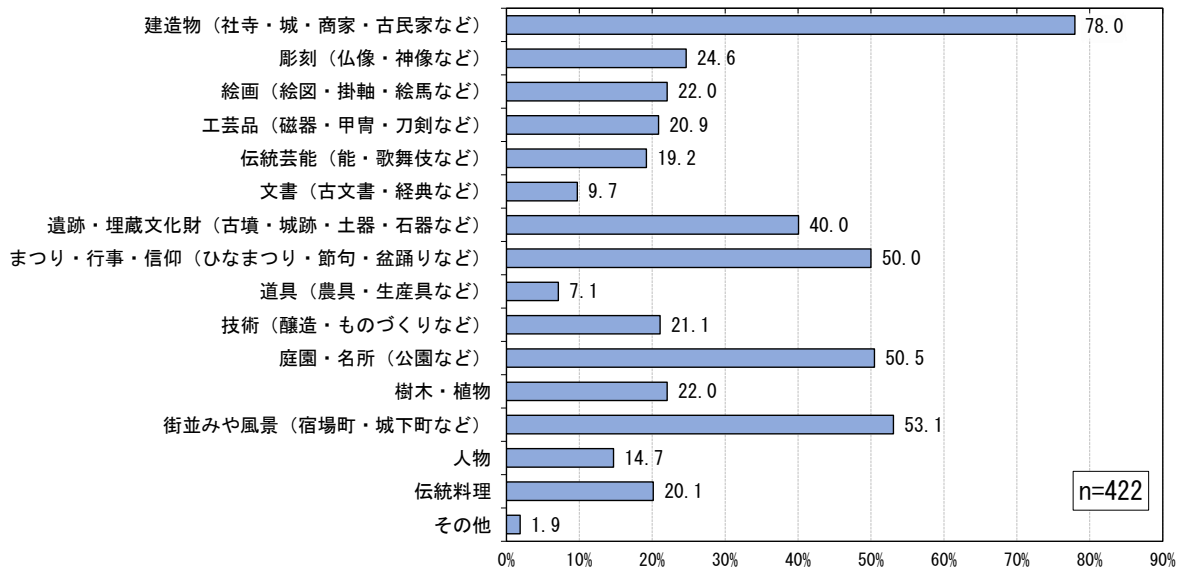
■文化財の関心度



問2 問1で「1. 関心がある」「2. どちらかと言えば関心がある」と回答した方にお尋ねします。どのような文化財に関心がありますか。(あてはまるもの全てに○)

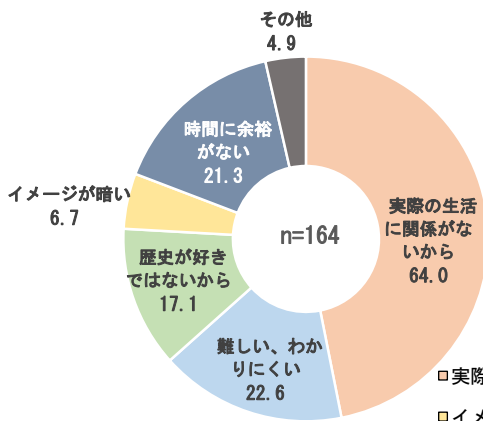
関心がある文化財は、「建造物」が最も多く、回答者の78.0%が選択しています。次いで、「街並みや風景」(53.1%)、「庭園・名所」(50.5%)、「まつり・行事・信仰」(50.0%)と続きます。

■ 関心のある文化財



問3 問1で「3. どちらかと言えば関心がない」「4. 関心がない」と回答した方にお尋ねします。文化財について関心がないのはどのような理由からですか。

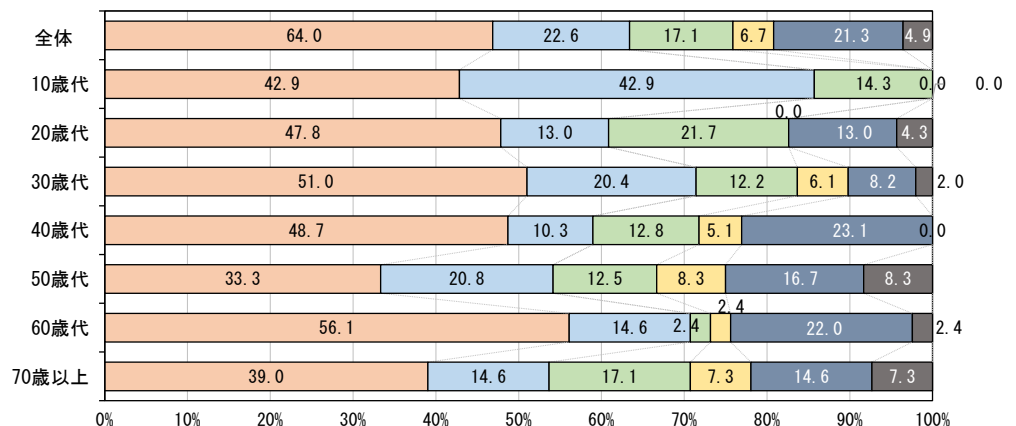
(あてはまるもの全てに○)



関心がない理由は、「実際の生活に関係がないから」が64.0%と最も多く、次いで「難しい、わかりにくい」(22.6%)となっています。「歴史が好きでないから」は17.1%と低くなっています。

■ 文化財に関心のない理由

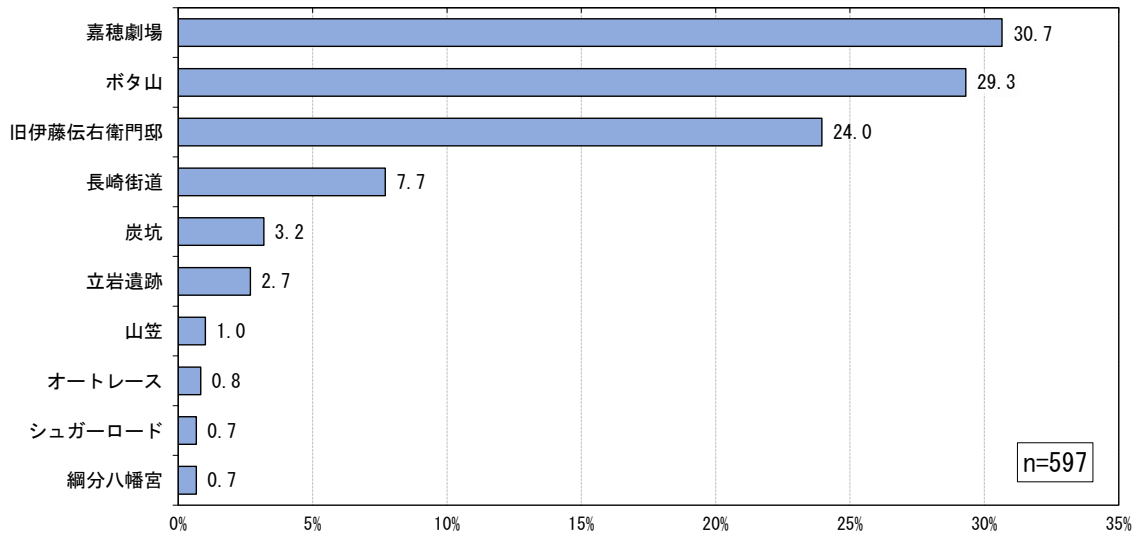
- 実際の生活に関係がないから
- 難しい、わかりにくい
- 歴史が好きではないから
- イメージが暗い
- 時間に余裕がない
- その他



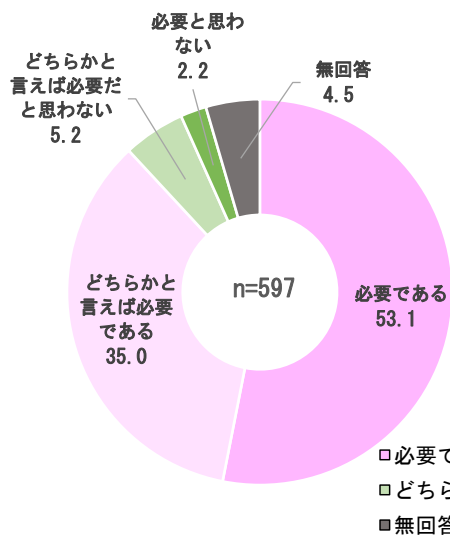
問4 飯塚市の歴史や文化でイメージするものを具体的に一つご記入ください。

「嘉穂劇場」が最も多く、回答者の30.7%が回答しています。次いで、「ボタ山」が29.3%、「旧伊藤伝右衛門邸」が24.0%となっており、この他は、次に「長崎街道」となっており7.7%と低い状況です。

■ 飯塚市の歴史・文化をイメージするもの



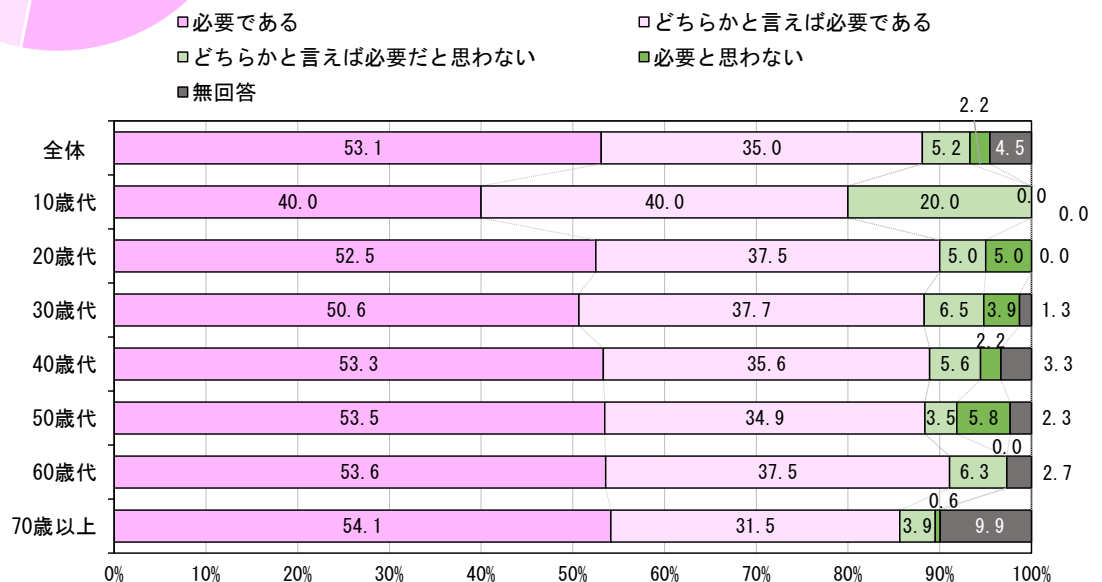
問5 あなたは、文化財の保存と活用は必要だと思いますか。(一つに○)



「必要である」(53.1%)と「どちらかと言えば必要である」(35.0%)を合わせた88.1%が『必要』と回答しています。

年代による回答の差はあまり見られません。20歳代でも『必要』の回答が90.0%あり、30歳代でも88.3%が『必要』と回答しています。

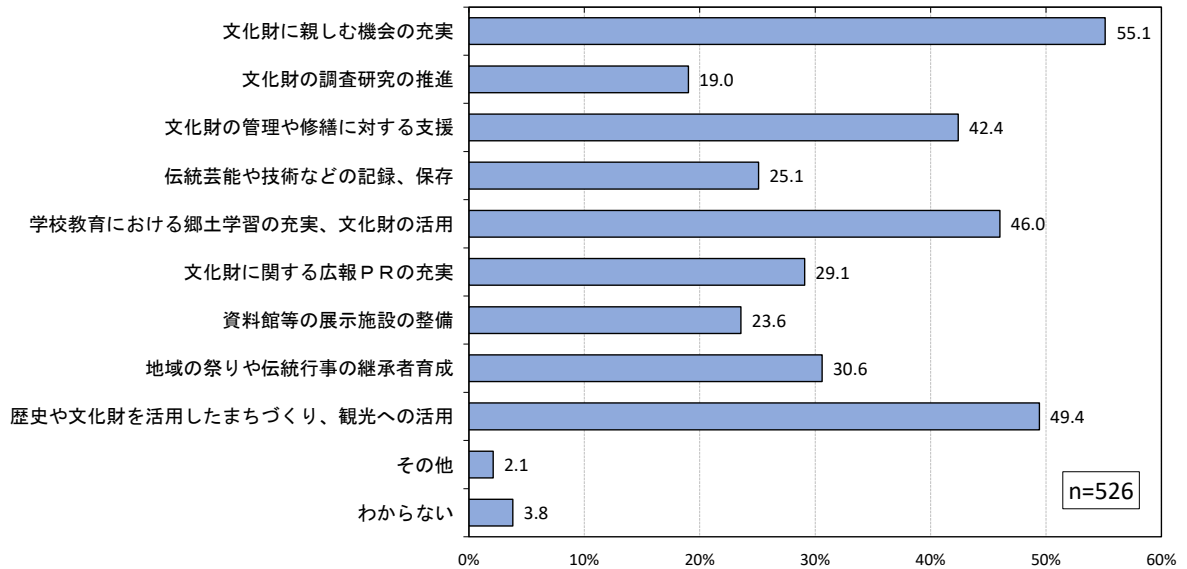
■ 文化財の保存と活用の必要性



問6 問5で「1. 必要である」「2. どちらかと言えば必要である」と回答した方にお尋ねします。飯塚市の文化財を保存し、次世代に継承していくために、市はどのようなことに力をいれるべきと思いますか。（あてはまるもの全てに○）

「文化財に親しむ機会の充実」が55.1%と最も高く、次いで「歴史や文化財を活用したまちづくり、観光への活用」（49.4%）、「学校教育における郷土学習の充実、文化財の活用」（46.0%）、「文化財の管理や修繕に対する支援」（42.4%）と続きます。

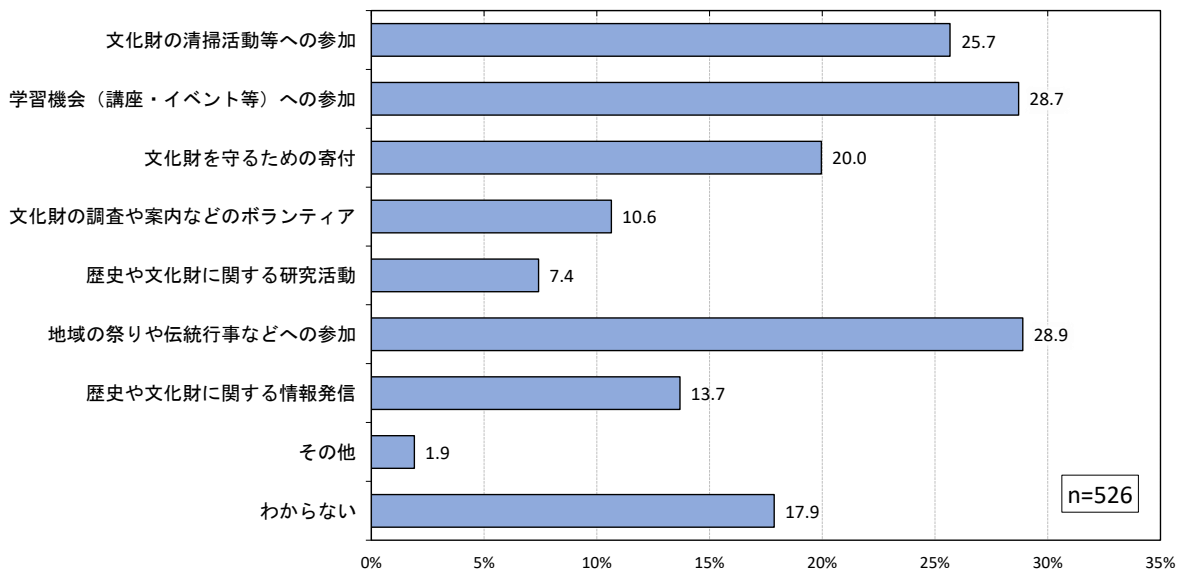
■ 飯塚市の文化財を保存、継承していくために力をいれること



問7 問5で「1. 必要である」「2. どちらかと言えば必要である」と回答した方にお尋ねします。飯塚市の文化財を保存し、次世代に継承していくために、あなたが協力できること、考えられることはなんですか。（あてはまるもの全てに○）

「地域の祭りや伝統行事などへの参加」が28.9%と最も高く、次いで「学習機会（講座・イベント等）への参加」（28.7%）、「文化財の清掃活動等への参加」（25.7%）と続きます。

■ 飯塚市の文化財を保存、継承していくために協力できること



問8 飯塚市の文化財であなたが知っているものを教えてください。（それぞれに1つに○）

「知っている」の回答が最も高いのは、「嘉穂劇場」（88.8%）で、次いで「旧伊藤家住宅」（88.6%）、「旧伊藤傳右エ門氏庭園」（80.2%）と続きます。

その他の文化財については、「知っている」の割合が低くなり、「内野の大イチョウ」（33.3%）、「立岩遺跡堀田甕棺群出土品」（22.3%）、「大分の獅子舞」（21.8%）となります。

「知っている」が最も低いのは、「木造聖観音立像」（2.5%）、「木造薬師如来立像」（4.4%）であり、彫刻の認知度は低いようです。

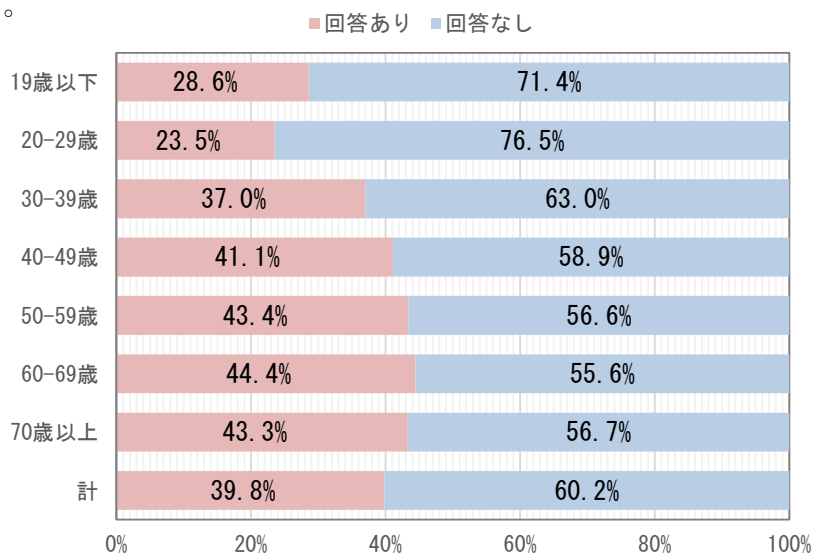
■ 飯塚市の文化財の認知状況

種別	名称	指定等	知っている		聞いたことがある		知らない		無回答	
			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
建造物	旧伊藤家住宅	国指定 有形文化財	529	88.6	30	5.0	17	2.8	21	3.5
	嘉穂劇場	国登録 文化財	530	88.8	24	4.0	16	2.7	27	4.5
	旧松喜醬油屋	市指定 有形文化財	119	19.9	105	17.6	304	50.9	69	11.6
彫刻	木造薬師如来立像	県指定 有形文化財	26	4.4	61	10.2	433	72.5	77	12.9
	木造聖観音立像	県指定 有形文化財	15	2.5	46	7.7	453	75.9	83	13.9
考古資料・史跡	立岩遺跡堀田甕棺群出土品	国指定 有形文化財	133	22.3	113	18.9	279	46.7	72	12.1
	大分廃寺塔跡	国指定 史跡	53	8.9	92	15.4	373	62.5	79	13.2
	鹿毛馬神籠石	国指定 史跡	79	13.2	112	18.8	328	54.9	78	13.1
	筑豊炭田遺跡群(目尾炭坑跡)	国指定 史跡	102	17.1	144	24.1	272	45.6	79	13.2
名勝	旧伊藤傳右エ門氏庭園	国指定 名勝	479	80.2	38	6.4	45	7.5	35	5.9
天然記念物	内野の大イチョウ	県指定 天然記念物	199	33.3	127	21.3	208	34.8	63	10.6
	鎮西村のカツラ	国指定 天然記念物	57	9.5	60	10.1	400	67.0	80	13.4
無形民俗文化財	大分の獅子舞	県指定 無形民俗文化財	130	21.8	86	14.4	314	52.6	67	11.2
	綱分八幡宮神幸行事	県指定 無形民俗文化財	101	16.9	102	17.1	320	53.6	74	12.4
その他	内野宿(長崎街道)	未指定	302	50.6	115	19.3	133	22.3	47	7.9

参考 回答者・未回答者の属性

年代別には人口比に応じて、調査票を配布していますが、年齢別の回答者・未回答者の構成比は下図のようになっています。回答率は、19歳から29歳までは、20%台、40歳以上は40%台となっています。

■ 年齢別、回答の有無



飯塚市の歴史・文化財を考えるワークショップのまとめ

1 実施概要

日時：令和4年7月18日（月）14：00より1時間30分程度
場所：飯塚市歴史資料館 研修室
参加者：① 飯塚市の歴史を語る会「日有喜」会員（4名）
② 筑豊博物研究会会員（3名）
③ 嘉飯山郷土研究会会員（2名）
選択したテーマについて次の2点について意見交換
1. 飯塚市の文化財の現状についての意見
2. 飯塚市の文化財の課題

2 まとめ

① 飯塚市の歴史を語る会「日有喜」会員

テーマ：古代の歴史

項目	飯塚市の文化財の現状についての意見	飯塚市の文化財の課題
私有地	<ul style="list-style-type: none"> 古墳の中で私有地になっているものがある。指定：山王山、未指定（寺山、川島） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶私有地の古墳の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の許可を得て市で管理をする。古墳管理、草刈りなど。
説明板などについて	<ul style="list-style-type: none"> ・堀田遺跡にレプリカの甕棺などがあると良い。 ・説明板が古くなっている。 ・まちづくり協議会で、立岩遺跡の散策ルートを作っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶現地で文化財がわかるようにする。 ▶散策路の整備、トイレ、看板の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・散策をするための歩道や自転車道、駐車場を整備する。 ・古墳公園などの休憩場やトイレの整備。 ・看板などの整備。
PRについて	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚駅にショーケースを展示し、冊子を配付して欲しい。（行橋市の行橋駅に文化財の展示ブースがある。） ・遠賀川流域（飯塚市、桂川町、嘉麻市）で古墳祭りを開催している。 ・インターネットで出土状況を公開してほしい。（久留米市では発掘状況と現状写真をHPで公開している。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の先生の史跡訪問を制度化にする。 ・小学校3年生に昔の暮らし、米つきを上演しているが使用する稲が不足している。 ・観光協会とタイアップしてPRする。 ・年に2回程度、立岩遺跡PRのために、資料館を無料開放する。 ・PRでは、今回のワークショップの説明内容を具体的にすることが必要。
詳しいパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・団体（活動状況）を毎月市報に載せる。PR冊子に掲載したことで、本会の会員が10名増えた。 ・展示物が詳しく載っているパンフレットがあるとよい。 ・情報発信（イオンで、市の広報誌、立岩遺跡のパンフレット冊子を配付。） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶民間で写真撮影などは協力できる。 ・説明に加えて、現状写真をコンパクトに表示して欲しい。 ・前漢鏡などは、英語、韓国語で説明する必要がある。
歴史資料館展示	<ul style="list-style-type: none"> ・虫、カビ対策。保存・修復。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶防虫、カビ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料館のカビ・防虫・防菌対策が必要。

② 筑豊博物研究会会員

テーマ：民俗・天然記念物

項目	飯塚市の文化財の現状についての意見	飯塚市の文化財の課題
天然記念物	<p>【鎮西村のカツラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎮西村のカツラは、台風で木が裂けた。現在は、本来の大きさの三分の一になってしまっている。 ・植林した杉を切りすぎたのが要因のひとつ。 <p>【ヒメコウホネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒメコウホネの和名がサイコクヒメコウホネになったらしい。 <p>【オニバス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オニバスは発芽しているのか？水を抜かないから発芽しないのか。 <p>【神社の社叢（しゃそう）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神社の社叢について調べてほしい。 (※社叢は神社の森のこと) <p>【ボタ山の植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタ山の植生を調査してほしい。 ・ボタ山を市指定文化財へ。 	<p>▶現状を知るためには調査が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査が一番。調査をすることで、保存方法を定めることができる。 ・植物は樹木医の協力が必要である。 ・天然記念物の調査に協力できる。
地質	<ul style="list-style-type: none"> ・龍王山の鉾山跡。クロム鉄鉱、蛇紋岩の露頭があり、重要。 ・笠木ダム廻りの地質（白亜紀の化石、古代3紀の炭層）と植物（マテバシイの大木H=20m）の保全。 	
大宰府官道	<ul style="list-style-type: none"> ・関ノ山峠道は、香春岳の銅鉱石を大宰府まで運搬していた。 	
石碑	<ul style="list-style-type: none"> ・八木山女郎ヶ原の石塔（日吉郡界橋付近？）を保存してほしい。（鎮西村誌に石碑の記載あり） 	
舩石	<ul style="list-style-type: none"> ・舩石が堀池神社の近くにあるので調べてほしい。（八木山バイパスの堀池古川の交差点から北に200m、側道から西へ10m付近のところ） 	
獅子舞	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市は獅子舞が多い。 ・獅子舞の系統についての再検討が必要である。 ・後継者が不足している地域が多い。 ・指定文化財以外の獅子舞の保存やPRが少ない。 ・コロナで2、3年獅子舞の中止の例がある。 ・獅子舞以外の文化。（行事食、衣装、音楽、行事）などの記録が必要。 	<p>▶大分の獅子舞 300年に向けて行事や食文化を含めた調査・記録が必要！（映像記録（動画）の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形民俗文化財の再調査が必要。 ・無形文化財＝舞い、だけではなく、それを含めた行事として記録・保存が必要。 ・2024年が大分の獅子舞が継承されて300年になる。 ・後継者を増やす方法はないか。 ・後継者不足から、獅子舞をやめる地区が増えている。 ・小中学校で文化財に触れる機会がほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生邸を常時公開してほしい。 ・大根地神社の絵馬は文化財にならないのか。 	

③ 嘉飯山郷土研究会会員

テーマ：民俗・天然記念物

項目	飯塚市の文化財の現状についての意見	飯塚市の文化財の課題
文化財について	<ul style="list-style-type: none"> ・発表されているものだけが文化財として整備されている。 ・指定ではなくても記憶に残してほしいものがたくさんある。 ・白旗山をもっと大事にしてほしい。(ソーラーパネルが多い。) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶金銭的な支援が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・保存のためには金銭的な支援も必要。 ▶若い人や子どもたちへの伝え方、取り込み方を考える必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で世話する人がいない。若い人の継承が必要。 ・若い人にも文化財を知ってもらう工夫が必要。 ・若い人を取り込む方法を考えることが必要。 ・地域の人との関わりも必要。 ・町内会と子どもたちの関わりを増やす必要がある。 ・地域で子どもたちに教えていく方法を考える必要がある。 ・紙芝居や上演用具の複製を作り、子どもたちに実際に見せることはできないのか。
札所について	<ul style="list-style-type: none"> ・札所自体がボロボロになっている。 ・札所の保存をしてほしい。 ・札所巡りをする人が少ない。 ・札所が廃所になっていることが多い。 ・飯塚の八十八ヵ所巡りがあることを知ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶文化財の見せ方について考える必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・鍵がかかっている見れない文化財が多いので、実際に目にする機会が必要。 ・囲いがある見えにくい文化財があるので改善してほしい。元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆など。
仏像について	<ul style="list-style-type: none"> ・大日如来や不動明王、薬師如来など、よい仏像がたくさんある。 ・仏像の修復をしてくれる人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶たくさんの人に知ってもらう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・知らないものをもっと知ってほしい。 ・歴史の事を知らない人も多いので、伝えていくことが必要。

～ワークショップ全体の様子～



～各班の様子と意見・課題のまとめ～



▲ ① 飯塚市の歴史を語る会「日有喜」会員



▲ ② 筑豊博物研究会会員



▲ ③ 嘉飯山郷土研究会会員

飯塚市文化財保存活用地域計画作成の経緯

1 作成体制

「飯塚市文化財保存活用地域計画」は、学識経験者、教育関係者、観光・まちづくり・文化振興に関する団体の代表者で構成される「飯塚市文化財保存活用推進委員会」により素案の検討を行いました。

【 飯塚市文化財保存活用推進委員会名簿 】

(順不同 敬称略)

区 分	推薦団体又は職業	氏 名	備 考
学識経験者 考古学	佐賀大学 教授	重藤 輝行	
学識経験者 近代化遺産	福岡県教育委員会 参事	田上 稔	副委員長
学識経験者 情報発信	九州工業大学 教授	碓崎 賢一	委員長
学識経験者 情報発信	元近畿大学 教授	大箸 純也	
学識経験者 都市計画	西日本工業大学 教授	河野 雅也	
社会教育関係者	飯塚市子ども会 指導者連絡協議会	檜原 理香	
学校教育関係者	飯塚日新館小学校 教頭	西園 雅幸	
教育委員会が必要と 認める者 観光	飯塚観光協会	杉村 美穂	
教育委員会が必要と 認める者 まちづくり	東町東自治会 会長	竹下 茂木	
教育委員会が必要と 認める者 文化振興	元公益財団法人飯塚市 教育文化振興事業団理事	栗原 景子	

〈オブザーバー〉

福岡県教育庁 教育総務部 文化財保護課

〈事務局〉

飯塚市教育委員会 教育部 文化課

【 飯塚市文化財保護審議会名簿 】

(順不同 敬称略)

区 分	推薦団体又は職業	氏 名	備 考
考 古	元佐賀女子短期大学 学長	高島 忠平	会長
美術・工芸	九州歴史資料館 参事補佐	井形 進	
美術・工芸	筑紫女学園大学 准教授	小林 知美	
都市社会学	九州工業大学 教授	安河内 恵子	
天然記念物	筑豊博物研究会 会長	久保山 雄二	
宗教民俗学	筑紫女学園大学 客員教授	森 弘子	副会長
歴史・書籍	近畿大学 非常勤講師	井手 麻衣子	
建 築 学	有明工業高等専門学校 教授	松岡 高弘	
産 業 史	九州大学 准教授	北澤 満	

〈事務局〉

飯塚市教育委員会 教育部 文化課

2 作成の経緯

「飯塚市文化財保存活用地域計画」は、「飯塚市の文化財の保存・活用に関するアンケート調査」「飯塚市の歴史・文化財を考えるワークショップ」などにより、文化財の保存・活用に関する市民の意見を広く聴取し、素案の作成に反映しました。

【 飯塚市文化財保存活用地域計画作成の経緯 】

年 月 日	内 容
令和3年7月27日	令和3年度第1回飯塚市文化財保存活用推進委員会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（素案）について ・スケジュールの確認 ・計画目次（案）の検討について
令和3年12月10日～ 令和4年1月10日	飯塚市の文化財の保存・活用に関するアンケート調査
令和4年1月31日	令和3年度第2回飯塚市文化財保存活用推進委員会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（素案）について ・計画（素案）序章から第3章の検討について ・アンケート調査の実施について
令和4年3月29日	令和3年度第3回飯塚市文化財保存活用推進委員会 議題 飯塚市文化財保存・活用地域計画（素案）について ・計画（素案）の前回協議からの修正分確認
令和4年3月29日	令和3年度第1回飯塚市文化財保護審議会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（素案）進捗状況について
令和4年7月1日～ 令和4年7月31日	パブリックコメント
令和4年7月11日	令和4年度第1回飯塚市文化財保存活用推進委員会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（案）について ・計画（案）の全体質疑について
令和4年7月18日	飯塚市の歴史・文化財を考えるワークショップ
令和4年7月29日	令和4年度第1回飯塚市文化財保護審議会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（案）について
令和4年8月25日	令和4年度第2回飯塚市文化財保存活用推進委員会 議題 飯塚市文化財保存活用地域計画（案）について ・計画（案）の確認について

資料

飯塚市文化財保存活用地域計画作成の経緯

■ 歴史資料館発刊展示図録等一覧

書名	発行年	備考
「中華人民共和国西安出土漢代文物展」図録	1981	開館記念特別展
飯塚市歴史資料館展示解説	1981	見学のしおり
記録写真展「飯塚の今昔展」図録	1982	
「飯塚地方の絵馬展」図録	1984	開館3周年記念特別展
「唐代古墳壁画と西安碑林拓本展」図録	1986	
「北部九州の装飾古墳とはにわ展」図録	1987	
飯塚市歴史資料館収蔵資料目録 考古資料編	1988	
歴史資料館絵葉書	1988	
「わがまちの名宝展」図録	1988	
「屏風・やきもの」パンフレット	1989	平成元年度企画展
飯塚市歴史資料館収蔵資料目録 歴史・民俗・美術・石炭資料編	1990	
「西安出土漢唐陶俑展」図録	1991	開館10周年記念
「東洋陶磁名品展」パンフレット	1992	
「古地図・写真にみる飯塚」図録	1993	平成5年度企画展
「米づくりをはじめた頃の筑豊」図録	1994	平成6年度企画展
「遠州高取焼展」パンフレット	1995	平成7年度企画展
「柳原白蓮展」パンフレット	1996	開館15周年記念事業
「斧山萬次郎展」パンフレット	1997	平成9年度企画展
飯塚市歴史資料館展示解説	1998	
「いづか川島古墳の時代」図録	1998	平成10年度企画展
「よみがえる縄文と弥生の美」図録	2001	開館20周年記念展
「移動美術館展目録」	2002	
「古代筑豊の渡来文化」図録	2003	平成15年度企画展
「九州の茶陶展」図録	2006	開館25周年記念
「立岩遺跡を掘った人々」(図録)	2011	開館30周年記念
「発見！いづかの歴史」	2016	
「古地図・写真にみる飯塚」図録	2016	新市合併10周年・開館36周年記念
「嘉麻・穂波の幕末維新展」図録	2018	
「炭鉱王の邸宅と調度品展」図録	2021	開館40周年記念・旧伊藤伝右衛門邸重要文化財指定記念

■ 自治体誌（史）一覧

書籍名	編集機関	発行機関	発行年	備考
飯塚市誌	飯塚市誌編さん委員会	飯塚市	1952	旧飯塚市
飯塚市誌	飯塚市誌編纂委員会	飯塚市	1975	旧飯塚市
飯塚市史 上	飯塚市史編さん委員会	飯塚市	2016	合併十周年記念事業
飯塚市史 中	飯塚市史編さん委員会	飯塚市	2016	合併十周年記念事業
飯塚市史 下	飯塚市史編さん委員会	飯塚市	2016	合併十周年記念事業
飯塚市史 写真集	飯塚市史編さん委員会	飯塚市	2016	合併十周年記念事業
幸袋町誌	幸袋町誌編集委員会	幸袋町	1963	旧嘉穂郡幸袋町
二瀬町誌	二瀬町誌編さん委員会	二瀬町	1963	旧嘉穂郡二瀬町
鎮西村誌	鎮西村誌編纂委員会	鎮西村	1963	旧嘉穂郡鎮西村
穂波町誌	穂波町誌編纂委員会	穂波町	1969	旧嘉穂郡穂波町
筑穂町誌	筑穂町誌編集委員会	筑穂町	1962	旧嘉穂郡筑穂町
筑穂町誌 上	筑穂町誌編集委員会	筑穂町	2003	旧嘉穂郡筑穂町
筑穂町誌 下	筑穂町誌編集委員会	筑穂町	2003	旧嘉穂郡筑穂町
庄内町誌	庄内町誌編纂委員会	庄内町	1966	旧嘉穂郡庄内町
庄内町誌 上	庄内町誌編纂委員会	庄内町	1998	旧嘉穂郡庄内町
庄内町誌 下	庄内町誌編纂委員会	庄内町	1998	旧嘉穂郡庄内町
穎田町誌	穎田町誌編纂委員会	穎田町	1959	旧嘉穂郡穎田町
穎田町史	穎田町史編纂委員会	穎田町	1984	旧嘉穂郡穎田町